

帝 京 大 学

地域活性化研究センター年報

2025

第 9 卷

◆ 研究論文

福島特定原発の廃炉措置と双葉地域の下請建設業	山川充夫	1
ドイツの地域整備政策の目標は変わったか?	山本健児	26
「農地改革」という虚像—コミュニズム追悼のために—	玉真之介	39
荒川下流域における地域構造と災害リスクの時系列変化に関する研究	坪井塑太郎	54

◆ 報告

2024年度地域経済学科の高大連携における宋ゼミの活動 —公共サービスとは何かをめぐって—	高野洸人・宋 宇・薄井涼介	66
宇都宮市スーパースマートシティの実現に向けて —提言に向けた調査プロセスの振り返り（2023年度）—	島 裕・島ゼミナール	74
日本における少子化と少子化対策の問題： 認識違い、多子世帯への重点支援、根強い自己責任論	宋 宇・宋ゼミナール	81
那珂川町小砂地区におけるコメの生産に関する現地調査	林田朋幸・林田ゼミナール	92
栃木の観光業で挑戦する若い世代の取り組み —那須町・益子町での聞き取り調査から—	五艘みどり・五艘ゼミナール	98
栃木県における健康教育分野の出前講座の需要 —とちぎ子どもの未来創造大学でのアンケートより—	東 文博	106

◆ 書評

玉真之介『日本農業5.0 次の進化は始まっている』筑波書房、2022年	林田朋幸	115
---	------	---------------------

◆ 地域活性化研究センター記事		118
-----------------------	--	---------------------

福島特定原発の廃炉措置と双葉地域の下請建設業

山 川 充 夫*

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 1. はじめに | 3.2. 「販売先」と地域経済循環 |
| 1.1. 継続する原発事故被害 | 3.3. 双葉地域企業と原発系列企業 |
| 1.2. 創造的復興の限定性 | 4. 福島原子力企業協議会企業と建設業下請 |
| 1.3. 本研究の目的 | 4.1. 東電及び東電関連の元請下請 |
| 2. 原発被災地・双葉地域の経済状況 | 4.2. 原子炉メーカーの元請下請 |
| 2.1. 双葉郡復旧・復興と地域経済循環 | 4.3. 原発施設・メンテナンスの元請下請 |
| 2.2. 双葉地域商工会の会員動向 | 5. おわりに |
| 3. 双葉地域企業と販売先系列 | 5.1. 原発系列建設業の損益分岐 |
| 3.1. 東京商工リサーチ「企業情報」の抽出 | 5.2. 小括 |

要 旨

本研究では福島イノベーション・コースト構想にも位置付けられた福島第一原発などの廃炉事業が双葉郡内に本社を置く双葉企業にどのような仕事をもたらしているのかを検討した。廃炉事業にかかわる双葉企業は、東京電力等から福島原子力企業協議会の会員で元請である原子炉メーカー・ゼネコン・東電などのグループメーカーから発注される解体・撤去や配管・電気機器の工事・修繕・点検・保守等々というメンテナンス、放射線量の検査・管理などの原発内作業を下請として受注している。

これらの下請作業は人手が多くかり、それを担う企業の産業部門は建設業に集中する。双葉地域で調査対象となったのは448社であり、そのうち原発関連企業を直接的に販売先とする原発系列企業は15.4%をしめた。その原発系列企業69社のうち4分の3は建設業に属しており、建設業中分類ではその6割強が管工事・電気工事・機械器具設置工事などに集中した。

原発系列建設業の経営内容を損益分岐という観点から整理すると、その黒字要因は、災前に設立され比較的伝統性があり、資本金額や従業員数が比較的大きく、高い労働生産性に基づく売上高が大きいことがベースになっている。しかし、より詳細な各階層別分析を通してわかるように、それだけで決まるというものでないし、建設業の中分類・小分類業種によっても異なってくることに注意しなければならない。

キーワード：福島原子力災害 特定原発廃炉措置 双葉地域 地域経済循環 東京電力 原発系列建設業 元請下請 損益分岐

*帝京大学地域活性化研究センター研究員・帝京大学経済学部元教授・福島大学名誉教授

1. はじめに

1.1. 継続する原発事故被害

東日本大震災福島原発災害から14年目を迎えている。東京電力福島第一原子力発電所(以下、第一原発)は、2011年3月11日に発生したM9.0という太平洋東北沖地震とそれを契機とする巨大津波により全電源を喪失し、第1・2・3号炉においてメルトダウンを引き起こし、放射性物質を外部流出させた。放射性セシウムを中心とする放射性物質の外部流出によって、第一原発周辺地域には原子力災害特別措置法に基づく避難指示区域が設定された。避難指示区域は空間放射線量の自然減衰や生活空間の除染作業によって、避難指示解除準備区域や居住制限区域の避難指示が解除された。帰還困難区域の一部も「特定復興再生拠点区域」や「特定帰還居住区域」が設定され、除染やインフラ整備が進んでいる。しかしこれらが行われない帰還困難区域はなお約309km²の広さに及んでいる¹⁾。

深刻な原発事故を起こした第一原発は、「原子力に依存しない社会」を復興ビジョンの第一に掲げた福島県からの強い要請も受け、原子力規制委員会から「特定原子力施設」²⁾に指定され、廃炉に向けた「中長期ロードマップの目標行程(マイルストーン)」(以下、廃炉行程)を歩むことになった。廃炉行程は、「冷温停止状態達成・放出の大幅抑制」(安定化に向けた取組、2011年12月まで)、「使用済み核燃料の取り出し開始までの期間(第1期、2013年11月まで)」、「燃料デブリの取り出しが開始されるまでの期間」(2024年9月まで)、「廃止措置終了までの期間」

(第3期、2051年まで)の4段階からなっている³⁾。廃炉行程は第3期に入ったが、2024年11月7日に2号機からデブリ0.7gを試験採取することができた⁴⁾。しかしなおデブリは880トンあると推定され、廃炉行程の日程は先延ばしになる可能性が高い。

第一原発が抱える問題の2つ目は、事故炉に地下水が接触して発生する汚染水の低減と保管、そして汚染水の処理やその処理汚染水の保管と海洋放出である。放射性物質を含む処理途上汚染水とALPS処理汚染水は合計で129万m³(2024年11月7日)あり、そのトリチウム総量は約700兆Bqである。処理汚染水の海洋放出はこれまでに6回(2024年10月15日現在)行われ、その約半年間の累計は放出量7.7万m³、トリチウム総量10.3万Bqであった⁵⁾。汚染水が増加しないとすれば、またこのペースで海洋放出が継続されるとすれば、8.4年で終了することになる。しかし降雨や流入地下水と接触等で発生する汚染水は約90m³/日(2023年平均)である。処理汚染水の海洋放出は風評による経済的実害を福島県農林水産物にもたらしている。

問題をもたらしている3つ目は、生活空間や道路・農地等の除染作業によって発生した放射性物質を含む除染土壌への対応である。福島県内には1,372か所の除染土壌の仮置場がある。この仮置場から双葉・大熊両町にまたがる第一原発に隣接する中間貯蔵施設に運び込まれ、分別・処理・保管されている除染土壌の総量は、2024年10月末時点で約1,396万m³である⁶⁾。この除染土壌等は、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了することが、中間貯蔵・

1) <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE2812W0Y4A220C2000000/>

2) https://warpp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11105588/www.nsr.go.jp/disclosure/law/earthquake/h24fy/1107tokutei_shitei.html

3) <https://www.tepco.co.jp/decommission/project/roadmap/index-j.html>

4) 『日本経済新聞電子版』2024年11月8日20時17分。

5) <https://www.tepco.co.jp/decommission/progress/watertreatment/monitoring/>

6) <https://josen.env.go.jp/chukanchozou/>

環境安全事業株式会社法において規定され、その減容化や再生資源化への取り組みが行われている⁷⁾。特に8,000Bq/kg以下の除染土壌の再生資源化については⁸⁾、福島県飯館村長泥地区や南相馬市東部仮置場で再利用の実証実験が行われたが、埼玉県所沢市や東京都新宿区新宿御苑での実証実験は地元の反対で実施されなかった。

問題をもたらしている4つ目は、空間放射線の低線量被曝領域における甲状腺等への健康影響である。2015年3月の『甲状腺検査に関する中間取りまとめ』⁹⁾では、検査結果は「罹患統計などから推定される有病率に比べて数十倍のオーダーで多い」としつつも、「過剰発生か過剰診断か」の判断は先送りされ、「影響評価には、長期にわたる継続した調査が必須」とした。他方、本行（2024）は、米国放射線防護審議会における低線量被曝領域における各種の危険度推定に係る研究報告ではLNTモデル¹⁰⁾を支持するのが69%（29件中20件）であること、福島県民健康調査の小児甲状腺がん累積罹患率（対10万人）と原発事故後経過時間（年）に係る検査1回目から4回目の近似曲線には2次式がよく近似すると述べている¹¹⁾。

原発事故に伴う諸問題には、こうした4つにとどまらない「被害の累積性」（山川2021：4）があり、このことが生活再建や生業再生を困難にさせ、原発避難者に旧避難指示区域などの原発被災地へ帰還することをためらわせている。

1.2. 創造的復興の限定性

他方、国や福島県は被災地の創造的復興に向けて、福島イノベーション・コースト構想（以下、福島イノベ）の事業化を加速させている。福島イノベは東日本大震災と原発災害を被った被災地福島を創造的に復興させる国家プロジェクトである（山川2020）。その重点6分野は廃炉、ロボット・ドローン（山川2024）、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙などである。この6分野のうち現段階で双葉地域が直接的に関連するのは廃炉であり、国の施設としては楡葉遠隔技術開発センター（楡葉町）、国際廃炉共同研究センター（富岡町）、大熊分析・研究センター（大熊町）などが設置された。また福島イノベの司令塔として福島国際研究教育機構（F-REI）が浪江町に設置された（2022年9月）¹²⁾。

このように東電福島第一の廃炉行程や福島イノベの創造的復興が鋭意進められている。しかしそれが双葉地域の地元企業に及ぼす産業連関効果は、土木・建設業を除き、製造業等への波及は現時点では極めて限定的である（山川2023）。地元企業に求められているのは、廃炉作業に関連する土木・建設労働であって、高度な科学的専門的知識や技術をもつ人材ではない。東電の「労働環境の改善に向けたアンケート調査結果（第14回）について」¹³⁾によれば、福島第一では東電社員を除くと2023年には5,018人が働いていた。その内訳はプラントメー

7) <https://josen.env.go.jp/chukanchozou/facility/effort/>

8) <https://josen.env.go.jp/chukanchozou/facility/recycling/>

9) <https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/174220.pdf>

10) 放射線審議会「放射線防護の基本的考え方の整理—放射線審議会における対応—」2015年1月及び2022年2月（改訂）。<https://www.nra.go.jp/data/000383357.pdf>

11) 出所：本行忠志「福島原発事故の線量評価について」『真実に目を向ける：福島が問いかける未来への選択を、いわき市から考える 第2回放射線防護の民主化フォーラム』2024年11月4日。https://www.ccnejapan.com/wp-content/20241104_Forum_Hongyo2.pdf

12) https://www.f-rei.go.jp/assets/contents/f-rei_brochure_japanese.pdf

13) <https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/decommissioning/committee/osensuitaisakuteam/2023/12/12/3-7-2.pdf>

カー405人(8.1%)、建設会社830人(16.5%)、東京電力グループ会社2,052人(40.9%)、その他1,442人(28.7%)、無回答289人(5.8%)であり、職種構成は作業員2,570人(51.2%)、産業班長/職長/管理員2,295人(45.7%)、無回答153人(3.0%)であった。

1.3. 本論文の目的

本論文の目的は、双葉郡内に本社を置く地元企業(以下、双葉企業)が福島第一の廃炉事業とどのような関連を持ち、どのような経営状態にあるのかを検討することにある。廃炉事業にかかわる企業は、別論文(前出、山川2023)で考察したように東京電力等⇒原子炉メーカー・ゼネコン⇒東電グループ設備メーカー等々というピラミッドの下請編成に組み込まれつつ、福島原子力企業協議会(以下、福原協)に統合されている。先の資料との関係でいえば、福原協に所属する企業はプラントメーカー、建設会社、東京電力グループ会社の3つである。これらの3つの下におかれているのが、「その他」1,442人に関係する企業である。本論文ではこの「その他」の従業員が関係すると推定される双葉建設企業の廃炉事業に係る受注を基軸とする存在形態に焦点をあてて考察したい。

以下では、2. においては廃炉が決まった福島第一原発・第二原発が立地する福島県双葉郡8町村(以下、双葉地域)の人口動向、マクロ的地域経済循環、商工会会員の動向から双葉地域の産業経済の概況を紹介する。3. においては双葉企業について東京商工リサーチ『企業情報』の「概要」や「販売先」等を根拠として原発系列企業を抽出し、その企業特性を把握する。双葉企業の約半数は土木建設業であり、しかもその約4分の3は原発系列であることから、その販売先を契機とする東電・福原協と双葉建設企業との元請下請関係を具体的に紹介する。4. においてはその原発系列にある双葉建設企

業がどのような経営状況や企業特性をもつのかを損益分岐を基軸に分析する。こうした考察を通して、廃炉行程が双葉建設業にどのような産業経済的影響を与えているのかをまとめる(5.)

2. 原発被災地・双葉地域の経済状況

2.1. 双葉郡復旧・復興と地域経済循環

災害地の復旧復興の進捗を測る基本的な指標は人口動向である。しかしその人口動向がいかなる復旧復興の状態を反映しているのかを判断することは簡単ではない。特に原発災害の被災地である福島県においては、放射能汚染と避難区域指示によって住民登録地人口と居住地人口との乖離が顕著となっているからである(小池2021)。

福島県双葉郡8町村(以下、双葉地域)の住民基本台帳登録人口(住基人口)は、災前の2011年の74,122人から2023年には22.7%減の57,302人へと減少した。町村別の住基人口増減率は15ポイントほどの違いがあるものの、特定の地域性は見いだせない。また住基人口は即、居住人口ではない。住基人口に対する居住人口率は町村間で極端な違いがある。その違いは明らかに避難指示区域の種別が原因である。居住人口率は、避難指示が出されなかった広野町では90.4%と高いが、帰還困難区域の面積比率が高い町村ほど低く、双葉町はわずか1.9%にとどまった(表1)。

双葉地域における原発重大事故による被害・復旧・復興の状況を所得循環構造の変化からみると、次のようなことがわかる。第1は生産・販売面における所得源泉の変化である。双葉地域の付加価値額の生産は、災前の2010年では4,132億円であった。そのうちの56%は電気業であり、その源泉は福島第一・第二原子力発電所と広野石炭火力発電所とにあった。生産され

た付加価値のうち42%にあたる1,728億円は本社等や通勤によって域外に流出した。域外流出額の93%は本社等であり、そのほとんどは東京電力の本社がある東京都への流出であった。通

勤等による流出先は主にはいわき市であった。双葉地域としての分配額は3,048億円であるが、そのうち644億円は財政移転による補填であった（図1）。

表1 双葉8町村の人口動向

	住基人口 2011年	住基人口 2023年	住基人口 増減率	居住人口 2023年	居住人口 率	避難指示 区域
広野町	5,490	4,672	-14.9	4,225	90.4	□
川内村	3,038	2,318	-23.7	1,927	83.1	□○○
楡葉町	8,011	6,560	-18.1	4,342	66.2	○□
葛尾村	1,567	1,295	-17.4	467	36.1	○○●
富岡町	15,937	11,628	-27.0	2,217	19.1	○○●
浪江町	21,434	15,383	-28.2	2,078	13.5	●○○
大熊町	11,505	9,996	-13.1	557	5.6	●○○
双葉町	7,140	5,450	-23.7	101	1.9	●○
合計	74,122	57,302	-22.7	15,914	27.8	

注1）住基人口とは住民基本台帳登録人口の略称。

2）居住人口数はふたばいんふおが各町村役場から提供された情報により集計。

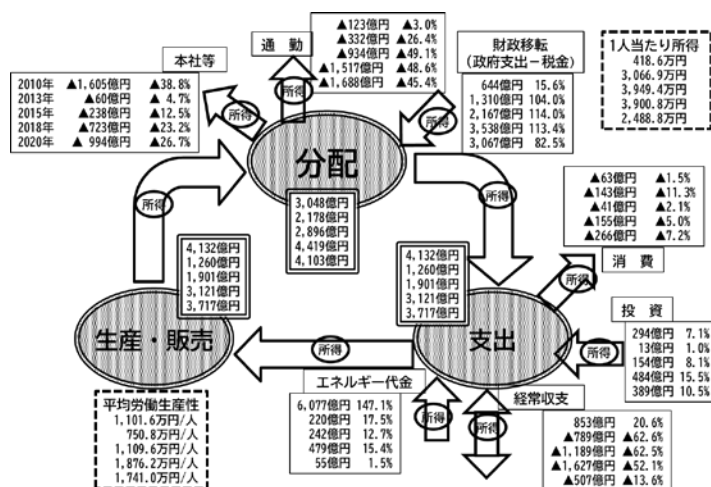
3）避難指示区域の凡例

- 非避難指示区域 ○ 居住制限区域
○ 避難指示解除準備区域 ● 帰還困難区域

4）種別配列は当該面積の大きさ順。

出所：双葉郡未来会議（2024）『ふたばいんふおーはなれていてもおとなりさんー』 7

図1 双葉地域の所得循環の変化

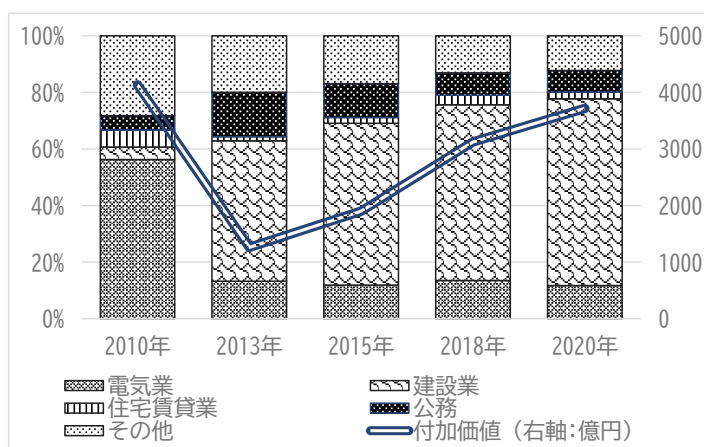


注1）財政移転は補助金、交付税などの国・都道府県からの所得移転。

2）双葉地域とは福島県双葉郡内8町村のことである。

出所：環境省「地域経済循環分析自動作成ツール」により作成。https://chiikijunkan.env.go.jp/manabu/bunseki/（2024年10月17日閲覧）

図2 双葉地域の付加価値額と産業部門構成



出所：図1と同じ。

支出額は「地域経済循環分析ツール」での定義によって生産・販売と同額であり、分配額との差は+1,084億円となる。この差の源泉は経常収支（+823億円）+投資（+294億円）-消費（-63億円）である。消費の流出先は主にはいわき市である。なお同上「ツール」には「エネルギー代金」額が掲載されており、2010年では実に6,077億円に達し、エネルギー代金に対する付加価値（2,326億円）の割合は38%であった。

災後、広野石炭火発は比較的早く再稼動した。第一原発は事故を起こして廃炉が決まり、第二原発も事故を起こすまでには至らなかったものの、再稼動することなく廃炉が決まったことから、2013年の双葉地域の電気業は付加価値が165億円へと激減した。この電気業付加価値の激減の影響を受けて、双葉地域の生産・販売額は災前比70%減の1,260億円に減少した。災後、生産・販売額を一貫して支えたのは、廃炉・除染やインフラ復旧を担う建設業であった。その生産・販売額は1,260億円から漸増し、2020年には3,717億円にまで増加した。全産業に対する建設業の割合は2013年の50%から2020年の66%へと高まった（図2）。

しかしこの建設業から生ずる付加価値も、双

葉地域にその多くが分配所得としてとどまることはなく、域外に流出していく。廃炉・除染やインフラ復旧が進むにつれ、大手建設業の本社が東京都などの域外にあることから、本社等への所得流出は60億円から994億円へと高まった。またこれらの建設業に従事する労働者は、その多くがいわき市などの域外に居住していることから、通勤による所得流出も増え、その流出額は332億円から1,688億円になった。さらに支出における消費額の域外流出も増加傾向にあった。そのため分配所得の流出率は半分近くに低下した。

こうした本社等や通勤による双葉地域における分配所得の減少を補填したのが、国や福島県という域外からの除染・復旧復興に関係する財政移転であった。財政移転は、災後に急増し、2018年には3,538億円に達した。特に2013年、15年、18年では生産・販売額を超える財政移転があった。2020年でも財政移転は3,067億円で、生産・販売額の83%に相当した。

双葉地域への投資額は原発事故そして避難指示区域の設定によって大きく減少したが、その区域の解除や企業誘致策の強化によって災前の水準を上回るようになった。その大きな転換は

経常収支で見られ、大幅な黒字から大幅な赤字に変わった。またエネルギー代金の流入は、原発の廃炉による電力生産の激減と復旧復興による域内電力需要の増大によって減少した。

2.2. 双葉地域商工会の会員動向

ここでは双葉企業とは双葉地域内に本社をおく企業とするが、双葉地域内の各商工会の会員はほとんどが「本社」を町村内においているので、双葉企業と呼ぶことができる。双葉地域の商工会の会員は、重大事故災害時の2011年では1,953者であった。災後、会員数は漸増し、2017年には2,081者になったが、その後は漸減し、2023年には災害時より約300者減少し、1,659者に落ちた（図3）。

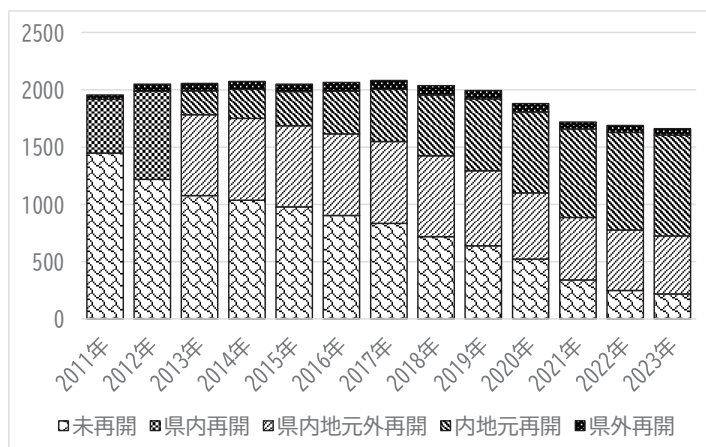
災害直後の2011年に事業を再開できた会員は、全体の約4分の1にあたる505者にとどまった。そのうち福島県内再開者は9割強の470者であり、残りの35者は福島県外での再開であった。2012年以降、県内外での事業再開が進み、避難指示区域の解除の拡大とともに、未再開数の減少と地元再開者数の増加が進み、2020年には地元再開数が県内地元外再開数を上回った。

た。県外再開数や県内地元外再開数は漸減するものの、次第にその減少傾向は弱まった。2023年では会員数1,659者のうち、最も多いのは地元再開者880者であるものの、県内地元外再開者と県外再開者が依然として506者と55者とをしめた。

地元再開を果たした商工会会員の業種は、2013年では建設業が63者で最も多く、以下、小売業50者、サービス業41者、製造業27者、飲食業16者、石材業その他11者、卸売業1社であった。その後、いずれの業種も地元再開数を伸ばした。2023年には地元再開数は全体で880者となり、業種別で会員の増加数が多いのは建設業263者やサービス業254者であり、これらに小売業116者、飲食業93者、製造業75者、石材業その他63者、卸売業16者が続いた。増加率の大きさは卸売業、サービス業、石材業その他、建設業、製造業、小売業の順であった（図4）。

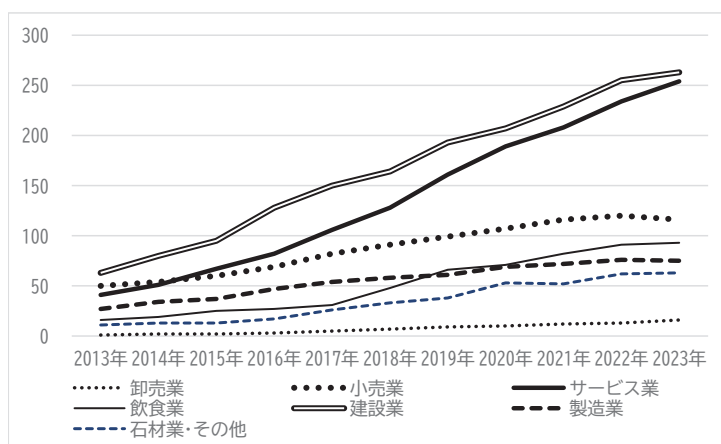
双葉地域商工会の会員動向を規定する要因については、いくつかの調査・研究結果がある。第1は高木竜輔の一連の研究である。これは高木研究室が福島県商工会連合会広域指導課とタイアップして「原発事故・営業損害と経営実態

図3 双葉地域商工会会員の事業再開状況



出所：福島県商工会連合会広域指導センター資料により作成。

図4 双葉地域商工会員の業種別地元再開数



出所：福島県商工会連合会広域指導センター資料により作成。

に関する福島県内商工業者アンケート」を実施した。第1次調査は2016年¹⁴⁾に、第2次調査は2018年¹⁵⁾に実施された。この2つの調査から高木(2024)は、再開事業者全体の営業利益は回復していないものの、業種別では避難指示区域の解除時期やそれに伴う除染・インフラ復旧という復興特需との関係で異なって現れると指摘した。すなわち建設業は避難指示解除地域の復興拠点でいち早く再開することが営業利益の確保につながること、飲食業は復興拠点の場地的変化が営業利益に敏感に影響すること、そして小売業や対人サービス業は居住者の増加がなければ営業利益の回復が難しいと。

もう一つは双葉地域の2017年までの建設業の経営動向についてであり、「避難指示区域の解除が遅れ、そのため企業数が極端に少なく、従業者規模も小さいため、売上高は回復傾向とはいえ災前水準には戻らず、経常利益高や経常利益率が低迷した。にもかかわらず、高い水準の当期純利益率を実現したのは、特別損益の黒字

による補填にあった」(山川2022;156)と指摘されている。

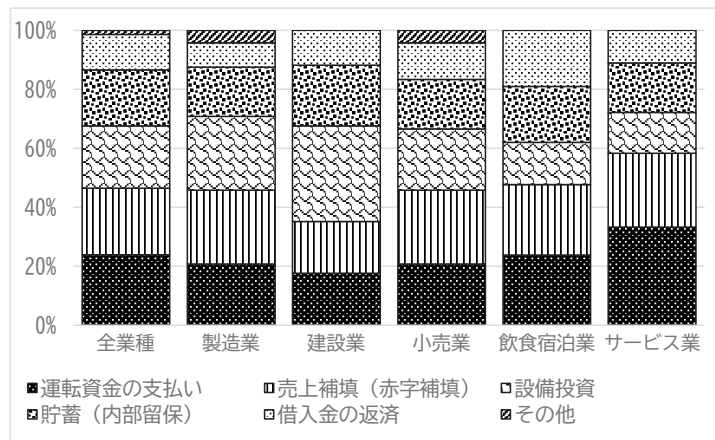
この特別損益の黒字の源泉の1つが原子力賠償金である。商工会南双葉広域連携協議会(2018)の調査¹⁶⁾によれば、「東京電力HD(株)営業損害賠償金」を請求した企業は63.3%であり、業種別では建設業76.0%、飲食宿泊業70.0%、小売業68.0%で請求した実績が高かった。その使い道は、全体では運転資金の支払い23.9%、売上補填(赤字補填)、設備投資19.0%、借入金の返済12.0%などであり、業種別では建設業で設備投資、製造業で売上補填と設備投資、小売業で売上補填、飲食宿泊業で借入金の返済、サービス業で運転資金の支払いが相対的に目立った(図5)。しかし営業損害の原子力賠償は、2015年8月に東電から提示された「営業損害等(将来分)」の一括賠償で打ち切りとなった(山川2019;7)。双葉企業は2017年度以降、原賠償に依存しない道を歩むことになった。

14) 第1次については、<https://f.do-fukushima.or.jp/fuku-wp/pdf/researchact>. 避難区域外事業アンケート調査結果報告.pdf (2024年10月31日閲覧)。

15) 第2次についてはWeb閲覧ができなかった(2024年10月31日閲覧)。

16) 調査回答数128社である。

図5 原子力営業賠償金の使い道（実績）



注1) 調査回答数128社である。

2) 商工会南双葉広域連携協議会は広野町・楡葉町・富岡町・川内村各商工会で構成されている。

出所：商工会南双葉広域連携協議会（2018）『経営状況分析（平成29年度伴走型小規模事業者支援推進事業）』

3. 双葉企業と販売先系列

3.1. 東京商工リサーチ「企業情報」の抽出

その道とはどのようなものなのか。マクロ的地域経済分析の結果からは、被災地の除染・インフラ復旧に係る事業や、第一原発内での事故炉解体・汚染水処理・汚染がれき保管・放射線測定検査等に係る需要が生み出す業務、すなわち土木・建設関連の仕事をいかに受注できるのかにかかっている。以下では、これらの仕事の受注関係が双葉企業にどのような影響を与えているのかを考察していく。その際に使用するの、東京商工リサーチ（以下 TSR）から提供された企業情報¹⁷⁾であり、そこから以下のように必要なデータを抽出した。

TSR から提供された双葉 8 町村企業データは456社である（2024年 5 月 8 日現在）。TSR

の企業データ項目数は「略式法人格付漢字商号」など219にのぼる。そのうち本稿では、略式法人格付漢字商号⇒企業、企業所在地⇒町村、創業年月（西暦）⇒創業年、設立年月日（西暦）⇒設立年、資本金（千円）⇒資本金（百万円）、従業員数⇒従業員数、調査年月日⇒調査年、概要⇒概要、販売先名称1⇒販売先、仕入先名称1⇒仕入先、事業内容1+扱品名称1⇒業種小分類、大分類コード⇒業種大分類、業種コード1⇒業種中分類、決算1売上高+決算2売上高+決算売上高3⇒3年平均売上高、決算1利益金+決算2利益金+決算3利益金⇒3年平均利益金、決算1配当総額+決算2配当総額+決算3配当総額⇒3年平均配当額、取引銀行名1⇒取引銀行、取引銀行店舗名1⇒取引支店、取引代表者住所⇒代表者住所（都道府県）+代表者住所（区市町村）、評点⇒評点、などとしてデー

17) これらの企業情報は、東京商工リサーチ編『東商信用録（東北版）』2023年10月（<https://www.tsr-net.co.jp/service/detail/publish.html>、2024年12月12日閲覧）、において他の収録項目とともに冊子体としてすべて公表されているので、本稿では匿名処理をおこなわない。ただし本論文で使用する「企業情報」は TSR から提供された2024年 5 月時点における最新の情報である。

タを抽出した。

以上のデータのうち資本金額、従業員数、売上高、利益金、配当金の数値については、補足説明が必要である。すなわち TSR448社（町村役場を除く）の調査年分布は、2023年260社（58.0%）が最も多く、これに2024年108社（24.1%）、2022年38（8.5%）、2021年33社（7.4%）が続く。資本金額と従業員数はこの調査年時点での数字である。これに対して売上高、利益金、配当額は、それぞれ決算1（調査年）、決算2（調査年前年）、決算3（調査年前々年）の数字である。売上高、利益金、配当金は、決算年によってそれぞれ異なり、厳密には調査年を統一すべきであるが、企業の参入退出は短期的（単年度）ではなく中期的（3年程度）な損益動向を反映すること、及び対象企業数をより多く確保することから、調査時点での決算過去3期の平均値を採用することとした。

3.2. 「販売先」と地域経済循環

前出の環境省「地域経済循環分析」は、経済循環を地域内経済循環（生産・販売⇒分配⇒支出）とともに他地域との所得の流出入を「経常収支」及びその内訳としての「本社等/通勤/財政移転/消費/投資」を明示したことに特長がある。しかしこの分析では、地域内での産業部門間での所得の移動は都道府県単位での産業連関表を準用して推計しているので、産業諸部門が所得移動においてどのような地域内外循環をもつのかまでは語ってくれない。

旧原発事故避難指示区域であった南相馬市小高区の地域経済循環について、山川（2025）はTSR企業調査の「概要」及び「販売先」データを活用し、82社を4つ業種、すなわち「原発・火発・復旧工事向け業種/広域出荷（移出）向

け業種/地元住宅再建向け業種/地元日常生活向け業種」に区分して考察した。その結果、原発・火発・復旧工事向け業種の企業活動が小高の地域経済を大きくけん引しており、これとの関連で地元住宅再建向け業種が頑張れるという状況になっている。帰還・居住人口の低迷で「地元日常生活向け業種は厳しい状況に置かれている。今後、特に復旧工事が減少することが予測されることから、広域出荷（移出）向け業種の強化が必要となる」との結論を得た。

本論文ではその分析方法を双葉地域に適用しつつ、「概要」及び「販売先」から双葉地域の特性を抽出するために、「原発系列」と「非原発系列」の2系列に区分した。原発系列のラベル付けは、「販売先」において「原発関連企業」が名称として記載されている¹⁸⁾、あるいは「概要」においてその旨の記載が具体的にあることを根拠とした。ここでいう原発系列企業とは、東京電力及び東京電力の福島原子力企業協議会の会員である元請企業やその下請企業を販売先（下請受注）とする双葉企業のことである（山川2023; 表1）。

3.3. 双葉企業と原発系列企業

3.3.1. 経営資源からみた原発系列企業

双葉地域には2024年5月現在、東京商工リサーチが調査対象とした企業数は、町村役場を除くと448社であった。双葉企業の設立年代をみると、全産業では最も多いのが2010年代（23.7%）である。原発系列の場合は、1990年代が最も多く29.0%であった。東日本大震災（2011年3月11日）前後で区分すると、災前設立の企業比率は、原発系列が82.6%であり、非原発系列64.9%よりも17.7ポイント高かった（表2）。

18) 同表には「建設会社（ゼネコン）」の企業類型もあるが、ゼネコン系列についてはゼネコン自体がすべて東電（廃炉）のみから受注しているとは言えないので、非原発系列企業とした。

表2 双葉原発系列企業の設立年代分布

設立年代	原発系列	非原発系列	総計
1950年代	0	4	4
1960年代	2	15	17
1970年代	10	44	54
1980年代	13	69	82
1990年代	20	61	81
2000年代	11	49	60
2010年代	11	95	106
2020年代	2	18	20
不 明	0	24	24
災 前	57	246	303
災 後	12	133	145
計	69	379	448

注）災前後とは2023年3月11日前後による区分。

出所：東京商工リサーチ（2024年5月）により作成。

双葉企業の資本金総額は305.7億円であり、1社当平均は6,824万円であった。系列別では、原発系列が23.6億円、非原発系列が282.1億円であり、原発系列の資本金総額比率は7.7%であった。また1社当平均は原発系列が3,423万円、非原発系列7,443万円であり、原発系列の平均資本金は非原発系列の46.0%であった。資本金階層別でも、原発系列の分布は、300万円以上500万円未満層（37.7%）と1,000万円以上2,000万円未満層（23.2%）にピークが形成される。非原発系列のピークは300万円以上500万円未満層（21.4%）と2,000万円以上5,000万円未満層（15.6%）とにあるものの、原発系列よりもなだらかである。（表3）。

双葉企業の総従業員数は5,630人であり、そのうち原発系列が1,453人をしめ、その比率は25.8%であった。双葉企業における不明を除く1社当平均従業員数は14.4人である。系列別では非原発系列が12.6人であり、原発系列はその約2倍の24.6人であった。従業員階層別で最も大きな比率であったのは、非原発系列が5～9人層であり、原発系列はより多い20～49人層であった（表4）。

表3 双葉原発系列の資本金階層別企業数

資本金クラス	原発系列	非原発系列	総計
300万円未満	4	45	49
300万円～	26	81	107
500万円～	10	68	78
1,000万円～	16	57	73
2,000万円～	9	59	68
5,000万円～	2	10	12
1億円～	2	28	30
不明		31	31
総計	69	379	448
総資本金額（億円）	23.6	282.1	305.7
1社当平均額（万円）	3,423	7,443	6,824

注）1社当平均額の母数には不明を含まない。

出所：東京商工リサーチ（2024年5月）により作成。

表4 双葉原発系列の従業員階層別企業数

	原発系列	非原発系列	総計
1～2人	5	74	79
3～4人	10	60	70
5～9人	11	73	84
10～19人	11	56	67
20～49人	15	53	68
50～99人	5	14	19
100人以上	2	2	4
不明	10	47	57
総計	69	379	448
総従業員数	1,453	4,177	5,630
1社平均（人）	24.6	12.6	14.4

出所：東京商工リサーチ（2024年5月）により作成。

双葉企業の売上高総額は1,290.5億円である。原発系列の売上高総額は261.8億円であり、全体の20.3%をしめた。1社当平均売上高は双葉企業全体では3.01億円であった。原発系列の平均売上高は1.05億円であり、非原発系列3.40億円の30.9%にとどまった。売上高階層別では、いずれの系列も1億円以上3億円未満層がそれぞれ第1位であった（表5）。

表5 双葉原発系列の売上高階層別企業数

行ラベル	原発系列	非原発系列	総計
100万円未満	2	29	31
100万円以上	3	32	35
1,000万円以上	11	52	63
3,000万円以上	7	40	47
5,000万円以上	12	63	75
1億円以上	17	78	95
3億円以上	3	27	30
5億円以上	8	38	46
10億円以上	6	20	26
総 計	69	379	448
売上高総額（億円）	261.8	1,028.7	1,290.5
1社当売上高（億円）	3.79	2.71	2.88

出所：東京商工リサーチ（2024年5月）により作成。

表6 双葉原発系列の利益率階層別企業数

	原発系列	非原発系列	総計
▲100%以上	1	7	8
▲10%以上	7	46	53
▲1%以上	10	60	70
▲1%未満	6	16	22
ゼロ	3	60	63
1%未満	4	32	36
1%以上	17	56	73
5%以上	10	43	53
10%以上	6	23	29
20%以上	3	13	16
不 明	2	23	25
総 計	69	379	448
赤 字	24	129	153
ゼ ロ	3	60	63
黒 字	40	167	207
平均利益率（%）	5.4	3.8	4.1

注）利益率（%）＝利益額／売上高×100

出所：東京商工リサーチ（2024年5月）により作成。

双葉企業の総利益額（赤字は差引かれる）は52.7億円であり、原発系列は14.1億円で26.7%をしめた。利益率対売上高の平均は原発系列5.4%であり、非原発系列3.8%であるので、1.6

ポイントほど高い。不明を除いた黒字企業率は、原発系列59.7%は非原発系列46.9%よりも12.8ポイント高い。利益率階層別で最も多いのは、原発系列が1%以上5%未満層で、非原発系列は▲1%以上▲10%未満層であった（表6）。

このように原発系列企業は、非原発系列企業と比較して、一方で設立年代が古く、資本金規模が半分程度にとどまり、従業員規模が2倍程度と大きく労働集約的であり、売上高も3割程度にとどまっているものの、他方で平均利益率が1.6ポイント高く、黒字企業率も12.8ポイント高いという特徴をもっている。

3.3.2. 町村別でみた原発系列企業

町村別で双葉企業が最も多いのは浪江町101社であり、これに富岡町91社、楡葉町76社、広野町68社、川内村40社、大熊町37社、双葉町23社、葛尾村12社の順であり、平坦部に帰還困難区域を抱える双葉町・大熊町での企業数の少なさが目立つ。原発系列の企業数は、双葉地域全体で69社であり、全企業の15.4%をしめた。原発系列の町村別分布では富岡町19社が最も多く、これに浪江町17社、広野町10社が続く。しかし葛尾村には原発系列の企業はなかった。

資本金額が大きいのは、双葉企業全体では大熊町の123.7億円であり、これに楡葉町41.1億円が続いた。原発系列では大熊町10.4億円が最も多く、これに楡葉町8.3億円が続く。双葉企業全体で従業員数が多いのは広野町・浪江町・富岡町などであり、1,000人台にあった。これに楡葉町が900人台で続いた。原発系列では広野町443人が最も多く、これに富岡町387人、浪江町238人が続いた。

売上高は双葉企業全体では1,290億円であり、町村別では浪江町303.5億円が最も多く、これに富岡町・楡葉町・広野町が200億円台で続いた。原発系列の町村別では広野町117.4億円が最も多く、これに富岡町67.2億円が続いた。

利益金（黒字額から赤字額を差引）は双葉企業全体では52.7億円であり、町村別では広野町・富岡町・楡葉町が10億円台の黒字であった。逆に川内村と葛尾村はそれぞれ▲5,300万円、▲7,300万円の赤字であった。原発系列に限定すると、町村別では広野町が12.7億円の黒字であるが、浪江町・双葉町・大熊町・楡葉町は数千円台の黒字にとどまり、川内村は▲3,600万円であった。なお葛尾村には原発系列企業はなかった。

配当総額は双葉企業全体では17.5億円であり、町村別では富岡町9.6億円、広野町4.1億円、浪江町2.9億円の順であった。原発系列の町村別では広野町3.8億円が最も多く、これに富岡町と大熊町が2,000万円台で続いた。

このように双葉企業は町村別では、企業数で浪江町が、資本金で大熊町が最も多く、しかし従業員数、売上高、利益金、配当総額は広野町がいずれも最も多かった。また原発系列では、企業数で富岡町が、資本金で大熊町が多いものの、従業員数、売上高、利益金、配当総額は広野町が最も多かった。（表7）。

3.3.3. 業種別でみた原発系列企業

双葉企業の業種別大分類で、最も多いのは建設業の231社であり、全体の過半（51.6%）をしめた。双葉企業の経営指標における建設業比率は、企業数で51.6%、資本金総額で6.8%、従業員数で42.9%、売上高で52.2%、利益金で54.3%、配当総額で99.1%であった。企業数で第2位は卸売業小売業7.1%であった。

資本金総額が第1位であったのは医療・福祉（病院・施設）であり、全体の68.9%をしめた。従業員数と売上高でそれぞれ第2位にきたのはサービス業（他に分類されない）であり、16.8%と10.7%であった。利益金と配当総額で

第2位にきたのは不動産業・物品賃貸業であり、それぞれ18.6%と21.0%であった。

原発系列に限定すると、建設業のしめる割合は、企業数で75.4%、資本金総額で15.5%、従業員数で44.5%、売上高で36.3%、利益金で9.0%、配当総額で5.2%であった。企業数で第2位にきたは学術研究/専門・サービス業とサービス業（他に分類されない）であり、それぞれ7.2%であった。資本金で第1位は製造業74.1%であった。従業員数と売上高で第2位は学術研究/専門・サービス業であり、それぞれ23.3%と25.2%であった。利益金と配当総額で第1位は不動産業/物品賃貸業であり、それぞれ69.1%と88.0%であった

双葉企業の損益を産業部門でみると、黒字企業が多い産業部門は農林業、鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業、卸売業・小売業、不動産業・物品賃貸業、学術研究/専門・技術サービス業、複合サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、サービス業（他に分類されない）など10部門であった。他方、赤字企業が多い産業部門は漁業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業・郵便業、電気通信業、教育・学習支援業、医療・福祉、宿泊業・飲食サービス業など7部門であった。

これを原発系列企業に絞ると、黒字企業が多い部門は建設業、不動産・物品賃貸業、学術研究/専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業¹⁹⁾など4部門、赤字企業が多い部門は製造業と電気・ガス・熱供給・水道業の2部門であった。（表8）。

このように双葉企業における原発系列企業は、総企業数で15.4%、総資本金で7.7%、総従業員数で25.8%をしめることから、労働集約的性格が強い。また原発系列企業の総売上高は20.3%であるにもかかわらず、労働生産性が全

19) 例えば、広野町の山間部にある「メイワ」は9300万円の売上高があるが、発電所関連の顧客を中心にしている。

表7 町村別でみた双葉原発系列企業の特徴

	企業数 (社)		資本金 (100万円)		従業員数 (人)		売上高 (億円)		利益金 (100万円)		配当総額 (100万円)							
	原発系列	非原発系列	原発系列	非原発系列	原発系列	非原発系列	原発系列	非原発系列	原発系列	非原発系列	原発系列	非原発系列						
浪江町	17	84	101	114	3,792	3,906	238	851	1,089	17.8	285.7	303.5	21	790	811	0	292	292
双葉町	4	19	23	26	1,391	1,417	139	296	435	10.0	59.3	69.3	18	59	77	0	5	5
大熊町	7	30	37	1,042	11,330	12,372	111	304	415	14.1	83.4	97.5	52	653	705	20	0	20
富岡町	19	72	91	158	3,762	3,920	387	706	1,093	67.2	188.2	255.5	43	1,162	1,205	22	941	963
楢葉町	8	68	76	833	4,113	4,946	111	847	958	23.8	223.5	247.3	48	1,055	1,102	0	37	37
広野町	10	58	68	149	2,857	3,006	443	748	1,191	117.4	92.6	210.0	1,267	233	1,500	375	39	414
川内村	4	36	40	40	729	769	24	304	328	11.5	76.3	87.8	-36	-18	-53	0	5	5
葛尾村		12	12		235	235		121	121		19.7	19.7		-73	-73		11	11
総計	69	379	448	2,362	28,209	30,571	1,453	4,177	5,630	261.8	1,028.7	1,290.5	1,413	3,861	5,274	417	1,330	1,747

出所：東京商工リサーチ (2024年5月) により作成。

表8 業種別でみた双葉原発系列企業の特徴

	企業数		資本金 (100万円)		従業員 (人)		売上高 (億円)		利益金 (100万円)		配当総額 (100万円)			
	原発系列	非原発系列	総計	原発系列	非原発系列	総計	原発系列	非原発系列	総計	原発系列	非原発系列	総計	原発系列	非原発系列
農林業		12	12	423	423	77	77		25	142	142	5	5	
漁業		1	1	1	1				0	-3	-3	0	0	
鉱業・採石業・砂利採取業		2	2	70	70	24	24		12	47	47	0	0	
建設業	52	179	231	366	1,722	647	1,771	2,418	95	578	674	22	1,319	1,340
製造業	2	22	24	1,750	2,342	35	372	407	2	80	81	0	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業	2	3	5	22	11	33	5	9	7	0	7	0	0	0
卸売業、小売業		32	32	339	339	233	233		110	110	110	2	2	1
運輸業、郵便業		5	5	52	52	21	21		3	3	3	-4	-4	0
情報通信業		3	3	3	3	2	2		0	0	0	-1	-1	0
不動産業、物品賃貸業	2	12	14	80	86	151	50	201	54	12	65	976	5	981
教育、学習支援業		1	1	541	541				0	0	0	-55	-55	0
学術研究、専門・技術サービス業	5	13	18	63	105	167	339	152	66	19	85	220	122	342
複合サービス事業		2	2	106	106	20	20		11	11	11	18	18	0
医療、福祉		24	24	21,051	21,051	597	597		43	43	43	-10	-10	0
宿泊業、飲食サービス業	1	12	13	3	629	632	3	156	0	25	26	0	-76	0
生活関連サービス業、娯楽業		4	4	58	58	26	26		10	10	10	12	12	0
サービス業（他に分類されない）	5	52	57	78	670	749	273	945	39	100	139	122	423	545
総計	69	379	448	2,362	28,209	30,571	1,453	4,177	262	1,029	1,291	1,413	3,861	5,274
												417	1,330	1,747

出所：東京商工リサーチ (2024年5月) により作成。

体の半分弱であること、赤字企業比率が42.3%と高いこと、利益金も4.4%にとどまること、配当総額もわずか1.6%をしめるに過ぎない。

以下では、こうした特性を持つ双葉原発系列企業について、その4分の3をしめる建設業（以下、原発建設業）に焦点を絞り、双葉非原発系列企業（以下、非原発建設業）との比較をまじえながら、4. においては原発建設業の元請下請関係という実態を整理し、5. においてはその実態がもたらしている経営上の特徴を損益分岐から分析する。

4. 福島原子力企業協議会企業と建設業下請構造

東京電力ホールディングス（以下、東電）は廃炉関連事業を福島原子力企業協議会（福原協）参加企業に元請として発注している。東電から発注を頂点とする原発系列企業はピラミッド構造として理解され、そのピラミッド構造のうち第2層を構成し元請となっているのが福原協参加の企業である（山川2023）。その元請企業の下に双葉企業が第3層以下の下請や再下請として廃炉事業に従事しているが、どのような建設業者が3層以下に参加しているかは体系的には調査されていない。ここでは東京商工リサーチが公開する「企業情報」の「販売先1」を活用して、その実態を紹介する。

4.1. 東電及び東電関連の元請下請等

4.1.1. 東電から直接受注の双葉企業、そして再下請

東電から福原協を通さずに双葉企業に直接発注している事例はわずか4社である。すなわち不動産賃貸の総和興業（広野町、設立1976年、従業員20名、売上高11.2億円）、東電100%子会社の東双不動産管理（広野町、1982年、131名、42.5億円）、自動車修理の鈴木自工（楡葉町、

1986年、4名、6,900万円）、大熊町主体のエネルギーの地産地消をめざす大熊るるるん電力（大熊町、2021年、3名、2.4億円）などである。

これらの企業の仕事内容は原発廃炉事業とは技術的連関をもたない間接部門である。そして東双管理不動産は、原発関連の電気設備工事等の仕事を協川興業（川内村、1974年、17名、10.4億円）に、木造建設工事を鈴木工務店（楡葉町、1971年、1名、6,400万円）に発注している。

4.1.2. 東電100%株主の東京パワーテクノロジーからビエイブル、そして再下請へ

東京パワーテクノロジーは東日本大震災原発災害を契機として尾瀬林業、東電工業、東電環境エンジニアリングの3つを束ねて2013年に東電100%出資により設立された。資本金1億円、従業員数2,428名である。翌年にはプラントソリューション事業部が設立された。福島第一原発の廃炉作業をはじめ、福島第二、柏崎刈羽原発において、設備の建設・改修、放射能測定・放射線管理、オペレーション、廃棄物管理、業務支援システムの構築等のトータルサービスを提供している。また、他の原子力関連施設においても放射能分析等を行っている。

また東京パワーテクノロジーは原発から発生する放射性廃棄物については、放射性廃棄物処理設備内において液体廃棄物のろ過・濃縮や不燃物廃棄物のドラム缶収納、可燃・難燃性廃棄物焼却処理設備の運転、原子炉内核燃料の取出しや装荷作業などの燃料交換機の運転を行っている。第一原発サイト内では、帰還困難区域内へ出入りや除染廃棄物運搬車両のスクリーニングから除染除去土壌や解体廃棄物の減容化施設等に至るまで、福島地域での放射線管理・運営を行っている。

東京パワーテクノロジーの下請であるビエイブル（大熊町、1991年、229名、53.4億円）

は原発メンテナンスを主な生業として創業した。その事業の第1は火力・原発プラントの建設、メンテナンス、廃止措置等の工事である。具体的な業務は遠隔操作ロボット等による廃炉作業、がれき類のうち金属を切断するなどの減容処理、ロボットを応用したメンテナンス・配管工事などの原子力プラント保守である。

このビエイブルのもとには下請企業が3つある。原発内建築工事を行う宇佐美工業(富岡町、2010年設立、5名、5,400万円)、はつり・解体工事を行う松本興産(富岡町、2015年、1名、4,900万円)、土木工事を行うランドビルド(浪江町、1981年、1名、9,900万円)などであり、これらはまさに生業レベルである。

東京パワーテクノロジーの下には、外に下請企業が8社ある。うち原発廃炉措置に直接関係する下請は6社である。6社のうち3社は放射線管理であり、そのうちイー・シー・アイ(富岡町、1991年設立、19名、売上高不明)は原発内の非破壊検査業・電気工事、機械器具設置工事等を、きずな(富岡町、2012年、76名、8.4億円)は原発内放射線管理・サーベイ検査を、双葉環境整備(広野町、2011年、43名、7.4億円)は除染土壌の中間貯蔵施設等の放射線管理業務を請負っている。

残りの3社、大川工業所(大熊町、2018年、9名、6,000万円)、ニュークリアサービス(富岡町、1980年、23名、1.8億円)、福島技研工業所(浪江町、1979年、17名、1.1億円)は原発内の各種機器の据え付け撤去作業、電気計装工事・メンテナンスなどに従事している。

原発廃炉措置に直接携わらない下請企業は2社である。そのうち広野緑地(広野町、1994年、2名、1,400万円)は造園工事を、河口電気工事(楡葉町、1979年、12名、8.7億円)は太陽光・風力発電関連電気設備工事を請負っている。

4.1.3. 東電大株主の東京エネシスから倉伸へ、そして再下請

東京エネシスは1947年に設立され、資本金28.8億円(東電27%)、従業員数1,308人であり、事業の第1には原発等の機械装置や電気設備の企画・調査・設計・施工・管理をあげている。

この東京エネシスの下請には倉伸(富岡町、1994年、91名、21.9億円)が入っており、原発関連工事・修繕、点検・保守管理業務、清掃業務、放射線の管理等、人材派遣を行っている。倉伸は東電の原発立地展開とともに成長してきた福島県内に本社をおく企業である。

倉伸はさらに熊川工業(大熊町、1974年、19名、1.2億円)に発電所関連の鋼構造物工事及び電気工事を発注(再下請)している。もう一つの再下請企業はエナジー(双葉町、1984年、34名、3.2億円)であり、原発関連の配管メンテナンス業、配管溶接工事を発注している。

4.1.4. 太平電業から東日本エンジニアリング等へ

太平電業は1947年設立で、東京都千代田区に本社を持ち、資本金48.1億円(東京エネシス2.6%)、従業員数1,532名で、主な事業内容の第1に原発等発電部門をあげる企業である。原子力施設の廃止措置については、原発の建設・メンテナンスに携わってきた経験、独自の技術・工法(吊り込み、吊り上げ、ジャッキダウンなど)および開発品(特許品)を活かして取り組んでいる。

太平電業の下請には平山自動車工業と東日本エンジニアリングがある。東日本エンジニアリング(富岡町、2002年、15名、4,700万円)は福島第一原発等のプラント塗装工事や機械器具設置工事にも携わった。

4.2. 原子炉メーカーの元請下請

4.2.1. 日立製作所から日立パワーソリューション／フェニックス、そして再下請へ

日立製作所は1957年に原子力技術の開発に着手して以来、研究炉（日本原子力研究所等納入）、輸出（カラチ原発等）、開発炉（動力炉・核燃料開発事業団等）そして商用炉（敦賀原発1号機、福島第一原発1号機等）とさまざまな原子力プロジェクトに携わってきた。廃止措置等の取り組みに関し、汚染水対策やプール燃料取り出しに関する設備を東電に納入してきた。

日立製作所の100%子会社である日立パワーソリューションズ（日立PS）は資本金40億円、従業員2,966人、売上高1,189億円であり、本社は東京と日立市の両方においている。日立PSは1960年の創業以来、エネルギー・インフラ関連分野において製品、サービス、ソリューションを提供してきた。2020年10月からは日立製作所の子会社再編により、日立の原子力事業は、原子力ビジネスユニットと傘下の日立ニュークリア・エナジーと日立コンストラクションに集約され、エネルギービジネスユニットの傘下にある日立PSは原子力以外のエネルギー事業に集約された。

日立PSの下請企業は、原発内の管工事を行う東北エンジニアリング（富岡町、1990年、6名、4,700万円）1社である。

また日立製作所は他にフェニックスと日検エンジニアリングの2つを下請企業としている。日検エンジニアリング（富岡町、1991年、25名、2.5億円）は原発内機器・構造物の非破壊検査業務を行い、1999年に日立エンジニアリングから検査業務が認定され、2002年に日立製作所から事業所認定を受け、2008年には東電への派遣業務が開始された。

4.2.2. IHI100%子会社のIHIプラントから大田工業へ

IHIが100%出資する子会社であるIHIプラントは1969年創立、資本金5億円、従業員750名、本社は東京都江東区である。原子力発電・原子燃料サイクルにおいて、原子炉圧力容器や格納容器等の機器・設備の据付、および再処理工場の高レベル廃液ガラス固化施設やガラス固化体貯蔵施設等の建設に携わってきた。1995年に双葉郡に福島事業所を開設した。

東日本大震災以降はその経験と技術を生かして福島第一原発の事故対応や各地の原発・再処理工場の地震・津波・竜巻に対する安全性向上、および安定した機能確保のための設備改善に対応してきた。災後、新規事業として再生可能エネルギー部を設立し、太陽光発電所事業も手掛けている。

IHIプラントの下請は、機械器具の設置・メンテナンスを請負う太田工業（双葉町、1985年、16名、）1社である。

4.2.3. 宇徳100%の子会社宇徳プラントサービス

宇徳プラントサービス（楡葉町、2007年、52名、8.3億円）は宇徳グループ会社であり、その業務は宇徳とともに使用済燃料仕立の作業、輸送容器の輸送、第二原発1号機の建設などに携わった。廃炉関連作業は現場での専用岸壁での荷役作業、特殊車両を使用した重量品輸送作業、大型クレーンを使用した機器組立作業などであり、福島第一原発の廃炉関連工事にも活かされている。

4.3. 原発施設とメンテナンスの元請下請

4.3.1. アトックスから福島クリエイト／エイベックス、そして再下請

アトックスは1980年に設立、原子力関連施設のメンテナンスを草創期から手掛け、半世紀に及ぶ技術力の蓄積により、原子力施設のメンテ

ナンスサービスの総合エンジニアリング企業へと成長した。資本金1.5億円、従業員1,784人、売上高293億円、本社は東京都港区にある。廃止措置に係る原子力発電施設、原子燃料工場、放射性物質を取扱う施設等の建物や設備・機器の測定・記録、解体・撤去、除染、分別、廃棄物の減容等を行っている。その中核は福島復興支社（富岡工業団地内）であり、およそ400人の従業員が、7部22課体制で福島第一を中心とした各種廃炉作業（工事）、設備運転保守（水処理関連）、福島第一・第二原子力発電所構内の清掃や廃棄物処理などの維持管理業務を行っている。

アトックスの下請には福島クリエイト、エイベックス、大藤メンテナンス、平山自動車工業、共進工業、フェニックス、など6社がある。アトックスの子会社である福島クリエイト（双葉町、2003年、95名、5.9億円）の事業は第1に放射線管理・放射性物質の汚染除去及び廃棄物処理原子力関連業務を掲げている。エイベックス（川内村、2016年、従業員数不詳、6,100万円）は原発内とび・土木工事を請負う。大藤メンテナンス（大熊町、1979年、4名、5.1億円）の請負仕事は原発関連の塗装や管工事である。その求人は福島第一原発内での廃炉工事全般である。

フェニックス（浪江町、2008年、37名、2.5億円）は原発・火発のメンテナンス事業を目的として設立され、現在はプラント設計分野への進出を目指している。廃炉措置では原発等労働者派遣事業を行っている。またフェニックスは日立製作所の下請でもある。

平山自動車工業（富岡町、1964年、6名、6,200万円）は自動車修理という間接部門である。共進工業（富岡町、1981年、17名、2.1億円）は事業を採石や土砂の運搬から始め、原発の基礎

工事からメンテナンスや解体工事へと事業を広げた。

4.3.2. 新日本空調からきずな / エム・ケー・ケーへ

新日本空調は1969年に設立され、資本金51.6億円、従業員数1,167名であり、本社を東京都中央区に置き、空気調和、冷暖房、換気、給排水、衛生設備等の設計、監理並びに工事請負などが事業である。原子力の分野では、1957年に日本原子力研究所（現日本原子力研究開発機構）JRR-1にて我が国初の原子力空調を施工した。今日までBWR²⁰⁾型原発、高速増殖炉、新型転換炉、再処理施設、ウラン濃縮施設、ならびに廃棄物処理施設を含む原子力関連施設の設計・施工・保守・改修に携わるなど、日本を代表する原発空調会社である。

新日本空調の下請は2社である。そのうちの1社である「きずな」（前出）は原発内で放射線管理やサーベイ調査を行っている。「きずな」は2012年2月に震災以前からの原子力発電所経験者が中心となり、復興にも尽力したいという思いで、川内村にて創業した。きずなは原子力事業部と復興事業部の2つから構成され、前者は放射線管理、労働者派遣、保守工事、各種委託に関する業務を、後者は放射線管理・測定、労働者派遣、放射能分析など各種委託業務を行っている。もう1社はエム・ケー・ケー（富岡町、1992年、7名、）であり、福島第一、第二原発内の空調設備の維持管理、及び一般住宅、ビル、マンションのエアコン・空調設備等の設備工事・メンテナンスなど行っている。

4.3.3. ウエツバルブサービスから山森工業 / マイティビルドへ

ウエツバルブサービスは、1969年に設立、従業員108名、資本金8,300万円、本社は大阪市に

20) 沸騰水型原子炉。

ある。事業内容は原発・火発、石油化学プラント等のバルブ・管と関連する機械・計測設備のメンテナンス工事及びバルブ等の製品・部品の販売、土木建設業である。事業所は東日本の各原発近くに立地している。1974年には福島第一の内に福島作業所を開設している。

このウツエバルブサービスの下には山森工業（富岡町、1986年、24名、2,100万円）とマイティビルド（浪江町、1980年、25名、1.2億円）という2つの下請企業がある。いずれも原発の定検工事（メンテナンス）に携わっている。

4.3.4. 関電工から双葉電装/グランツ/ニュークリアサービスへ

関電工は1944年の設立で、本社は東京都港区、資本金は102.6億円、売上高は5,208億円、従業員数は7,769人である。原子力関連工事には1979年から作業を開始した。事業内容は屋内線・環境設備工事、情報通信工事、架空配電・地中配電の配電線工事、発電電・架空送電線・地中送電線・土木・原子力・風力発電関連の工務関係工事を受注施工するなど、設備工事業を主としている。

関電工の下には双葉電装（楡葉町、設立年と従業員数は不明）、グランツ（浪江町、1980年、11名、5,900万円）、ニュークリアサービス（前出）が下請企業であり、いずれも原発内の電気工事・電気計装工事・管工事及びメンテナンスに従事している。

4.3.5. 芝工業から金田工業へ

芝工業は1953年設立で、資本金3,120万円、従業員30名、本社は東京都港区である。芝工業は電力会社とともに蓄熱式ヒートポンプ空調システムの開発研究に取り組んだ。機械システム事業部では原子力発電所・水処理設備及び一般産業プラントの機器据付・配管工事、原発や一般産業プラントの装置・構造物の設計・製作

をしてきた。福島第一原発では、燃料移送設備（2018年）、燃料取扱ボックス設備（2019年）を製作し納品した。

芝工業の下請の金田工業（富岡町、1987年設立、6名、400万円）は原発内で管工事に従事している。

このように双葉企業は元請である福原協の主として原子炉メーカー系列、周辺設備メンテナンス系列など建設関連の下請あるいは再下請企業として廃炉事業にかかわっている。

双葉企業は廃炉措置作業の現場に、倉伸や「きずな」などを通じて放射線管理・サーベイ検査に、ニュークリアサービスや福島技研工業などを通じて電気計装工事・メンテナンスに、日検エンジニアリングやイー・シー・アイなどを通じて機器・建造物の非破壊検査に、東北エンジニアリング、エナジー、金田工業、大藤メンテナンス、双葉電装などを通じて管工事・配管溶接工事・塗装工事やそのメンテナンスに、ビエイブルを通じて建設・設計・プラントメンテナンスに、山森工業・倉伸・フェニックス・マイティビルドなどを通じて各種業務の定期点検とその他の人材派遣に関わっている。また大川工業やエイベックスなどによる建物・機器の据付・撤去作業が行われ、さらにそれらの業務を再下請として発注しているのである。

5. おわりに

5.1. 原発系列建設業の損益分岐

このように東電を頂点とし、福原協会を元請会社とし、そのもとに下請企業や再下請企業として組込まれている双葉原発系列企業が、どのような業務や仕事に就いているのかを個別事例的に紹介したが、これらの双葉企業がどのような経営状況にあるのかについて、損益分岐の視点から整理し、まとめたい。

双葉原発系列の建設業は52社である。52社の

町村別分布は、浪江町16社と富岡町13社とが多く、以下、檜葉町7社、大熊町6社、広野町4社、双葉町3社、川内村3社と続き、川内村はゼロであった。

原発系列建設業52社のうち黒字企業は30社であり、黒字企業比率は57.7%であった。黒字企業比率が半数を超えるのは6町村であり、浪江町は半数を下回った（表9）。

表9 双葉原発系列建設業の町村別損益分岐（社）

	黒字	赤字	計
浪江町	7	9	16
双葉町	2	1	3
大熊町	4	2	6
富岡町	8	5	13
檜葉町	5	2	7
広野町	2	2	4
川内村	2	1	3
葛尾村	0	0	0
総 計	30	22	52

出所：東京商工リサーチ（2024年5月）により作成。

原発系列建設業の設立年代分布は1990年代16社がもっと多く、これに1980年代12社が続く。黒字企業が半数以上であったのは1960年代～1990年代と2010年代であり、逆に2000年代は赤字企業が半数を上回った。（表10）。

表10 双葉原発系列建設業の設立年代別損益分岐（社）

	黒字	赤字	計
1960年代	2		2
1970年代	4	4	8
1980年代	8	4	12
1990年代	8	8	16
2000年代	3	5	8
2010年代	5	1	6
総計	30	22	52

注）1950年代以前及び2020年代では該当企業はない。
出所：東京商工リサーチ（2024年5月）により作成。

原発系列建設業の資本金分布は最も多いのが300万円以上500万円未満層の22社である。資本金300万円未満層には黒字企業はなく、すべて赤字企業3社である。1,000万円以上2,000万円未満層でも赤字企業8社が黒字企業4社を上回っている。そのため平均資本金が黒字企業で830万円であり、赤字企業で533万円であるからといって、直ちにそれが強い損益分岐の要因にはならない。（表11）。

表11 双葉原発系列建設業の資本金別損益分岐（社）

	黒字	赤字
100万円未満		1
100万円～		2
300万円～	12	10
500万円～	8	1
1,000万円～	4	8
2,000万円～	6	
総計	30	22
平均資本金（万円）	830	533

注）資本金5千万円以上の原発系列建設業はない。
出所：東京商工リサーチ（2024年5月）により作成。

原発系列建設業の従業員数分布は10～19人11社が最も多い。黒字企業が赤字企業を社数で上回るのは3～4人と20～49人、50～59人であった。逆に、10～19人は黒字企業よりも赤字企業の社数の方が多かった。平均従業員数は黒字企業で16.8人、赤字企業で13.0人であるので、従業員数の多さはある程度、企業の黒字に貢献している（表12）。

原発系列建設業の黒字企業の平均売上高は、2.15億円であり、赤字企業平均1.39億円を1.5倍ほど上回る。しかし売上高階層別では、100万円以上1,000万円未満層、3,000万円以上5,000万円未満層、1億円以上3億円未満層の3つ階層においては赤字企業数が黒字企業数を上回る。3億円以上になると黒字企業数が赤字企業数を上回る（表13）。

表12 双葉原発系列建設業の従業員数別損益分岐（社）

	黒字	赤字
1～2人	1	3
3～4人	5	3
5～9人	4	4
10～19人	4	7
20～49人	6	4
50～99人	2	
不明	8	1
総計	30	22
1企業当平均従業員数	16.8	13.0

注1）従業員100人以上の原発系列建設業はない。

2）1企業当平均従業員数の計算に当たっては、不明を母数（会社数）から除いた。

出所：東京商工リサーチ（2024年5月）により作成。

表13 双葉原発系列建設業の売上高別損益分岐（社）

	黒字	赤字
100万円以上	1	2
1,000万円以上	7	3
3,000万円以上	3	4
5,000万円以上	6	4
1億円以上	6	7
3億円以上	2	1
5億円以上	5	1
総計	30	22
1企業当平均売上高（百万円）	215	139

注1）100万円未満には該当企業はない。

出所：東京商工リサーチ（2024年5月）により作成。

原発系列建設業の平均労働生産性は、黒字企業で1,748万円／1人、赤字企業で1,122万円であった。労働生産性の階層別でみると、1000万円以上2000万円未満層で赤字企業数と黒字企業数とが逆転し、2000万円以上5000万円未満層で拮抗するものの、5000万円以上層では黒字企業数が赤字企業数を上回る。このことから労働生産性と損益の黒字化とは一定の関係性がある（表14）。

表14 双葉原発系列建設業の労働生産性別損益分岐（社）

	黒字	赤字
1000万円未満	9	13
1000万円～	6	2
2000万円～	4	4
5000万円～	3	2
不明	8	1
総計	30	22
労働生産性（万円／1人）	1,748	1,122

注1）労働生産性＝生産額／従業員数

2）1企業当平均従業員数の計算に当たっては、不明を母数（会社数）から除いた。

出所：東京商工リサーチ（2024年5月）により作成。

このように原発系列建設業の黒字要因としては、災前に設立された比較的传统があり、資本金額や従業員数が比較的大きく、高い労働生産性に基づく売上高が大きいことがベースとしてあげられる。しかし各階層別分析を通してわかるように、それだけで決まるものでなく、建設業の中分類・小分類業種によっても異なってくる。

大分類の建設業は中分類では職別工事業、設備工事業、総合工事業の3つに区分される。中分類では、原発系列は、職別工事業12社、設備工事業33社、総合工事業7社であり、その構成比率は23.1%、63.5%、13.5%であった。全建設業での構成比率が24.7%、32.9%、42.4%であるので、原発廃炉事業は設備工事業に大きく依存していることがわかる。

設備工事業の小分類は、一般管工事業7社、一般電気工事業11社、機械器具設置工事業15社という構成になる。黒字企業比率は、中分類では職別工事業で5割、設備工事業で6割弱、総合工事業で7割弱であった。原発系列建設業の小分類での黒字企業比率は、設備工事業で6割強、一般管工事業で6割弱、機械器具設置工事業で5割強であった（表15）。

表15 双葉原発系列建設業の中・小分類別損益分岐

	原発系列			総計
	黒字	赤字	計	
職別工事業	6	6	12	57
とび工事業	2	2	4	18
はつり・解体工事業		2	2	8
金属製屋根工事業				1
金属製建具工事業	1		1	2
型枠大工工事業				2
石工工事業				1
鉄骨工事業		2	1	2
塗装工事業	2		2	5
土工・コンクリート工事業				7
内装工事業				6
防水工事業				3
木製建具工事業				1
他に分類されない職別工事業	1			1
設備工事業	19	14	33	76
さく井工事業				1
一般管工事業	4	3	7	23
一般電気工事業	7	4	11	27
機械器具設置工事業	8	7	15	20
電気通信工事業				2
電気配線工事業				2
冷暖房設備工事業				1
総合工事業	5	2	7	98
しゅんせつ工事業	1		1	1
一般土木建築工事業	1		1	9
建築工事業	1		1	12
造園工事業		1	1	5
土工事業	2	1	3	56
舗装工事業				2
木造建築工事業				13
総計	30	22	52	231

出所：東京商工リサーチ（2024年5月）により作成。

5.2. 小括

東日本大震災福島原発災害から14年目に入りますが、避難指示解除が全面的に行われていないこと、デブリの取出しがサンプル的にとどまり事故炉の廃炉作業が進まないこと、処理汚染水の

海洋放出や除染土の再利用実証試験などによる経済的実害の継続、さらには低線量被ばくによる甲状腺がん発症への危惧など、原子力災害による累積的困難は解消されず、避難者のふるさと帰還はなお足踏み状態にある。

福島県双葉地域の経済は災前、原発火発の電力生産がもたらす付加価値の地域内循環によって成り立っていた。原発事故と避難指示区域の設定によって、電力生産だけでなくすべての経済活動が停止を余儀なくされた。災後における双葉地域の産業経済活動は除染・インフラ整備・廃炉事業によって担われている。しかしこれらを担う建設業の本社は地域外にあり、その従業員の多くも地域外に住み、生活関連施設やサービスも地域内には少ないため、復旧復興に向けた膨大な財政移転があるにもかかわらず、それに匹敵する所得が本社流出・通勤流出・消費流出として域外に流出している。

本研究では福島イノベーション・コースト構想にも位置付けられた福島第一原発などの廃炉事業が、双葉郡内に本社を置く双葉企業にどのような仕事をもたらしているのかを検討した。廃炉事業にかかわる双葉企業は、東京電力や福原協の会員で元請である原子炉メーカー・ゼネコン・東電関連などのグループメーカーから発注される解体・撤去や配管・電気機器の工事・修繕・点検・保守等々というメンテナンス、放射線の検査・管理などの原発内作業を下請として受注している。そのため下請作業員は常に放射線被曝という健康リスクを抱えている（片山2020）。

これらの下請作業には人手が多くかり、それを担う企業の産業部門は建設業に集中する。双葉地域で調査対象となったのは448社であり、そのうち原発関連企業を直接的に販売先とする原発系列企業は15.4%であった。その原発系列企業69社のうち4分の3は建設業に属しており、建設業中分類ではその6割強が原発敷地内

での管工事・電気工事・機械器具設置工事などに集中した。

原発系列建設業の経営内容を損益分岐という観点から整理すると、その黒字要因は、災前に設立され比較的伝統があり、資本金額や従業員数が比較的大きく、高い労働生産性に基づく売上高が大きいことがベースになっている。しかし経営指標の各階層別分析を通してわかるように、それだけで決まるというものでないし、建設業の中分類・小分類業種によっても異なってくることに注意しなければならない。

今後の課題としては、双葉地域では原発系列以外にゼネコン系列、官公庁系列、一般企業系列、住民等を販売先とする企業系列などが、それぞれ一定の重みをもって存在しているので、これらの分析を通じて双葉地域全体の地域内経済循環のあり様を検討していきたい。さらに一般原発の廃炉事業も進められようとしており、その地域経済循環が特定原発の廃炉事業の場合とどのように共通するのかあるいは異なるのかも研究の射程に置きたい。

謝 辞

本稿の作成にあたっては、帝京大学地域活性化研究センター研究員調査研究プロジェクト研究費「原発の廃炉・再稼働が地元商工業に与える地域経済効果に関する研究」（2024年度）の一部と日本学術振興会科学研究補助金基盤研究（一般）（A）22H00031「災害多発環境下の日本に住み続ける意味を問う—忘却・無関心に抗う—」（2022～2025年度、研究代表者：山川充夫）の一部を活用した。

文 献

片山夏子（2020）『福島原発作業員日誌—イチエフの真実、9年間の記録—』朝日新聞出版。
小池司朗（2021）「震災に伴う日本人の人口移動」

井上 孝・和田光平編著『自然災害と人口』原書房、141-161。

商工会南双葉広域連携協議会（広野町・楡葉町・富岡町・川内村各商工会）（2018）『経営状況分析（平成29年度伴走型小規模事業者支援推進事業）』。

高木竜輔（2024）「福島第一原発事故後の商工業者の置かれた状況と地域再生における課題」川崎興太・窪田亜矢・石塚裕子・萩原拓也編著『福島復興の視点・論点—原子力災害における政策と人々の暮らし—』明石書店、459-493。

山川充夫（2019）「原発事故による被災企業への営業損害賠償の推移と課題」『帝京大学地域活性化研究センター年報』第3巻、1-15

山川充夫（2020）「ふくしま復興とイノベーション・コースト構想」『帝京大学地域活性化研究センター年報』第4巻、50-71。

山川充夫・初澤敏生編（2021）『福島復興Ⅱ—原発事故後10年を問う—』八朔社。

山川充夫（2022）「福島原発災害復興と建設業経営」『FURE 令和3年度』福島大学うつくしまふくしま未来支援センター、146-157。

山川充夫（2023）「福島第一原発廃炉と地域経済循環—廃炉産業の立地集積可能性—」『帝京大学地域活性化研究センター年報』第7巻、26-52。

山川充夫（2024）「大規模災害からの創造的産業復興—南相馬市のロボット・ドローン振興—」宮町良広・田原裕子・小林 知・井口 梓・小長谷有紀編『地域学—地域を可視化し、地域を創る—』古今書院、211-222。

山川充夫（2025）「原発避難指示解除と地元企業再興—南相馬市小高区82社の場合—」『地域経済学研究』第48号、33-51。

Decommissioning Measures of Specific Nuclear Power Plants in Fukushima and Subcontracted Construction Industry in Futaba Region

Mitsuo YAMAKAWA

Researcher, Teikyo University Regional Revitalization Research Center

Former professor, Faculty of Economics, Teikyo University

Professor emeritus, Fukushima University.

It has been 14 years since Fukushima nuclear disaster caused by Great East Japan Earthquake, but evacuation orders have not been fully lifted, and decommissioning of reactors is still not progressing. Economic impacts of release of treated contaminated water into ocean and reuse of decontaminated soil continue, along with strong concerns about thyroid cancer caused by low-dose radiation exposure, and return of evacuees to their hometowns remains stagnant.

Economy of Futaba region in Fukushima Prefecture was supported by circulation of value added by nuclear and thermal power generation within region. However, nuclear accident and establishment of evacuation zones forced all economic activities to cease. After disaster, revitalization of industrial economy in Futaba region was driven by decontamination, infrastructure development, and decommissioning projects. However, since headquarters of construction companies responsible for these projects are outside region, and many of their employees live outside region, income is flowing out in form of headquarters outflows, commuting outflows, and consumer outflows, despite substantial financial transfers.

This study examined impact of decommissioning projects, including those at Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant, which is a part of Fukushima Innovation Coast Framework, on companies based in Futaba County. Companies involved in decommissioning receive subcontracted orders for dismantling, removal, piping, electrical equipment work, repairs, inspections, and maintenance from reactor manufacturers, general contractors, and Tokyo Electric Power Company (TEPCO) group companies, which are prime contractors and members of Fukushima Reconstruction Association. As a result, subcontract workers always face health risk of radiation exposure (Katayama, 2020).

These subcontracted tasks require significant labor, and many of companies involved are concentrated in construction sector. Among 448 companies surveyed in Futaba region, 15.4% were nuclear-related companies that directly sell to nuclear power companies, and of 69 nuclear-related companies, three-quarters belong to construction sector, with over 60% focusing on plumbing, electrical work, and mechanical equipment installation within nuclear power plant premises.

Analyzing business performance of nuclear-related construction companies from perspective of break-even points, factors contributing to profitability include establishment of these companies before disaster, relatively traditional characteristics, larger capital amounts, higher numbers of employees, and higher labor productivity leading to substantial sales. However, it is important to note that profitability is not determined solely by these factors and varies by construction subcategory and sub-sector.

Key words: Fukushima Nuclear Disaster,
Decommissioning Measures of Specific Nuclear Power Plants, Futaba Region,
Regional Economic Circulation, Tokyo Electric Power Company (TEPCO),
Nuclear-related Construction Industry, Prime Contractor and Subcontractor,
Break-even Point

ドイツの地域整備政策の目標は変わったか？

山 本 健 児*

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. はじめに | 3. ドイツ語原典から読み取れること |
| 2. 「変わった」とする主張の根拠 | 4. おわりに |

要 旨

本稿の目的は、ドイツの地域整備政策の目標が変わったとする考え方の妥当性を検討することにある。かつてその目標はドイツのあらゆる場所での「同等の生活条件」の整備に置かれていたが、世界におけるドイツの経済競争力強化をより重視するようになったという解釈がある。本稿では、ドイツの地域整備政策に関する公的文書を読み解くことによって、その目標が変わっていないことを明らかにする。本来の目標達成のために、経済競争力の強化がドイツ全国だけでなく各地域や各都市の戦略的なコンセプトの一つとして掲げられるようになったことは事実であるが、これ以外に「生活の備え」の確保、土地空間利用のかじ取りと持続可能な発展、そして気候変動への対処とそのためのエネルギー転換、これら3つのコンセプトもまた地域整備政策の指導理念として2016年に設定されている。4つの指導理念のもとでの地域整備政策はドイツ国内各地域・各都市の均衡ある発展を目指して「同等の価値を持つ生活状態」を実現すべく、ドイツ全国、各州、州内各地域、そして都市や農村を整備するという目標は維持されている。

キーワード：地域整備 政策 目標 コンセプト 同等の価値を持つ生活状態 ドイツ

1. はじめに

本稿の目的は、ドイツ連邦共和国の地域整備政策の目標が変わったという言説の根拠を再点検し、それが変わったか否かを明らかにすることにある。この目的を掲げるに至った背景について、やや長くなるが以下に述べる。

地球規模の世界を構成するほとんどの国は、国民全体の豊かさを実現することによって国民的統合を図るべく、様々な政策を構想し実行するものである。そうした政策の一つとして国土

を構成する諸地域に焦点を当て、地域間の経済的平等を実現するための政策がある。地域開発政策、地域政策、国土政策などと呼ばれてきた政策がそれである。わが国では、1950年に施行された「国土総合開発法」とそのもとで策定され閣議決定された5次にわたる「全国総合開発計画」、そしてその法律を改正して2005年に施行された「国土形成計画法」とこのもとで策定されてきた3次にわたる国土形成計画（全国計画及び8つの圏域に関する各広域地方計画）がある。

*帝京大学地域活性化研究センター研究員・九州大学名誉教授

周知のように、そうした法律と計画のもとで実行されてきた諸施策によって我が国を構成する諸地域間の経済的平等が実現したとは到底言えないし、これに近づいてきたとも言えない。東京大都市圏の肥大化が1950年代から一貫して進展し、東京一極集中¹⁾が強化されてきたと言わざるを得ない。確かに、47都道府県を単位地域として計算される1人当たり県民所得で判断される地域間格差が縮小した時期はあったし²⁾、東京都区部の人口が減少する時期もあった。しかし、1950年代以降の長期にわたって、特に1997年以降、東京大都市圏とその中心としての東京都区部の人口は増大してきた³⁾。東京大都市圏と東京都区部の経済力と対全国人口比率が上昇し、日本国内の他地域との格差が広がってきたという認識が一般化している⁴⁾。

そのような日本と対照的な国土構造、即ち多極分散型の国土構造を呈するドイツ⁵⁾は比較的多くのわが国研究者の関心を呼び、その地域政策に焦点を当てた論攷も他の先進諸国の地域政策に関する研究に比べて多い。そのなかでも、長期にわたってドイツの国土構造に関する研究を進めてきた森川洋広島大学名誉教授は、かつてドイツの地域政策が全国どこの場所であれ「同等の生活条件」⁶⁾を住民が享受できるようにすることを目標としていることに特に着目し、日本の5次にわたる全国総合開発計画のもとで実際に進められてきた政策とは異なることを強調していた（森川1995: 109-133、2012: 25-38）。むしろ、東西分裂時代の西ドイツや統一後のドイツの地域政策が理念通りに実行されたというわけではなく、問題を抱えていたことにも森川

- 1) 主要全国新聞の中で東京一極集中という用語を最初にもちいたのは、管見の限りで日本経済新聞（1985年3月16日）である。ただしこれは首都圏版の記事である。全国版最初の記事として日本経済新聞社説（1984年11月17日）が東京圏一極集中と東京一点集中という用語を用いていた。翌1985年に同紙社説（1985年5月16日）は東京一極集中と表現した。読売新聞（1985年5月29日）も社説でこの用語を用いた。第四次全国総合開発計画策定との関連で東京一極集中という用語が1986年から1987年の朝日新聞（1986年8月9日、1987年2月22日）にも表れるようになった。毎日新聞（1987年1月17日）も四全総策定に関連する記事でこの用語を使った。こうしてみると、東京一極集中という用語は1980年代後半から人口に膾炙するようになったと考えられる。なお、これらの記事は各新聞社の記事データベース、即ち日経テレコン21、朝日新聞クロスサーチ、毎索、ヨミダスを2024年8月9日に利用して閲覧した。
- 2) 1955年から1973年まで続いた高度経済成長時代の中盤以降に経済力の都道府県格差は縮小してきた。これについては山本（2005: 201-219）を参照されたい。
- 3) 東京都のホームページの中で「人口の動き」と題するウェブサイトから入手できる「参考表4 人口の推移（東京都、全国）（明治5年～平成31年・令和元年）」（<https://www.toukei.metro.tokyo.lg.jp/jugoki/2019/jul19q10000.htm>）、及び「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」と題するウェブサイトから入手できる「第2表 区市町村別男女別人口（昭和60年～令和6年）」による。<https://www.toukei.metro.tokyo.lg.jp/juukiy/jy-index.htm> 2024年11月16日閲覧。
- 4) 東京大都市圏や東京都区部と、これらを除く日本国内の他の地域との間の経済力格差の変化と現状に関しては別途検討する必要があると思うが、いわゆる「地方創生」政策の実行にも拘らず、過去約10年間においても格差拡大傾向と東京一極集中の進行を阻止できなかったという認識が見られる。例えば日本経済新聞（2024年11月12日）を参照されたい。
- 5) 筆者自身は、ドイツの経済的な国土構造を「多極分散型」というよりも、「多極＋農村の地域への広域分散」と認識の方が適切と考えるに至っている。詳しくは山本（2025: 437-483）を参照されたい。
- 6) 森川が「同等の生活条件」と和訳したドイツ語は *gleichwertige Lebensverhältnisse* である。これを筆者は「同等の価値を持つ生活状態」と和訳した。ただしドイツでは *gleichwertige Lebensbedingungen* という語句が用いられることもある。これを筆者は「同等の価値を持つ生活諸条件」と和訳する。生活状態と生活諸条件とはニュアンスを異にするとはいうもののほぼ同義であると考えられる。本稿ではドイツ語原典での表現に従って適宜和訳することにする。

は注目し、それを論じてもいる。

しかし、近年、ドイツの地域政策が全国どこであれ「同等の生活条件」の整備を目標とするのではなく、むしろドイツ全体の経済力強化を目標とするものに変質したということを森川は強調するようになった(森川2021、2022)。この森川の認識に筆者は2021年になってからようやく気づいたが、果たして森川の認識変化はドイツの地域政策を正しく理解しているだろうか、と疑問を呈し、いずれドイツ政府の公式文書を典拠として筆者なりに考察してみたいと予告しておいた(山本2025: 482-483)。

つまり、本稿の目的は、ドイツの地域政策、即ち地域整備政策の目標が2010年代にそれ以前と比べて変化したか否かを、ドイツ政府の公式文書に基づいて明らかにすることである。そのために、まず、森川が何を根拠として上のように判断したのか、ということを紹介する。ついで森川が参照した公式文書だけでなく、その他の公式文書も参照することによって筆者なりの解釈を提示する。最後に、本稿の結論と今後の研究展望について述べる。

なお、本稿で扱う問題に関するドイツ語でのキーワードの和訳語は森川によるそれと筆者によるものとでは必ずしも同一ではない。筆者が用いている「地域整備政策」という用語と森川が一貫して用いている「空間整備政策」という用語は、どちらも Raumordnungspolitik (ラウムオルドヌングスポリティーク) の和訳である。そして Raumordnung を「空間整備」と和訳するのは森川だけでなく、東西ドイツ分裂時代における西ドイツのその政策を扱った研究者たちがほぼ例外なく用いた訳語である(石井1983、金田1981、祖田1984、山田1980)。ただし石井(1974: 3-4)は、ナチスドイツの時代に Raumordnung という用語が使われ始め、これが当時の日本に「空間整備」と直訳されたことを指摘する一方で、戦後西ドイツでのこの用

語の使われ方から判断すると「地域整備」と和訳するのが適切と述べている。しかし、後に石井(1983)は「空間整備」と和訳するようになった。その理由は不明であるが、この分野のドイツで第1級の学術雑誌である *Raumforschung und Raumordnung* の公式英訳が *Spatial Research and Planning* であることに影響を受けたと推定される。

Raum (ラウム) というドイツ語は独和辞典でまず「空間」と訳されているが、この単語は多義的であり、定評あるドイツ語辞書の Wahrig (1968: 2957) でもその多義性が明示されている。その意味の一つはなんらかの点で一体的な関係を持つ地理的な広がり、即ち Gebiet (ゲビート) であり、これは地域と訳することができる。それゆえ Raumordnung を「地域整備」と訳する方が一般日本人にとって理解しやすい。ちなみに独英辞典としてドイツで最も普及していると考えられる *Langenscheidts Taschenwörterbuch Englisch* (Willmann et al. 1998: 1129) でも Raum の英訳として area と region を挙げており、これはドイツ語の Gebiet に相当することが明示されている。

Raum の和訳に留まらず、本稿では文脈に応じて森川による和訳を本文の中で使用する場合もあるが、重要な用語については原語と筆者なりの和訳を本文中あるいは注記で示すことにする。

2. 「変わった」とする主張の根拠

森川(2021: 14-15)は、ドイツの空間整備の目標を「同等の生活条件 (gleichwertige Lebensverhältnisse) の確立である」と紹介するとともに、「同等 (gleichwertig) とは全く等しい (gleich) ことを意味するのではない」と補足している。そして「1965年の空間整備法においても教育、医療、買物などの生活条件につい

て全国どこに住んでも同等の生活条件が得られるように国土を改善し維持する方針は認められていたが、その概念が初めて空間整備法（Raumordnungsgesetz）に明記されたのは1975年であった」と述べ、その根拠として森川（2017）を参照指示している。この森川自身の論文は『自治総研』という雑誌に掲載されたものであり、森川（2021: 14-15）とほぼ同じことが述べられ、その根拠を wikipedia ドイツ語版に求めていることが分かる。

森川の記事には若干の曖昧性があるが、ドイツの連邦議会と連邦参議院の審議を経て1965年4月8日に制定され、4月21日の政府広報で公示された「地域整備法」で「同等の価値の」（gleichwertig）という形容詞が用いられていなかったわけではない。それは、東ドイツやチェコとの国境に沿って南北に伸びていた国境縁辺地帯（Zonenrandgebiete）でその地理的位置の故に生じていた社会経済的問題を克服するために、生活・労働の諸条件（Lebens- und Arbeitsbedingungen）ならびに経済・社会の構造（eine Wirtschafts- und Sozialstruktur）をドイツ連邦共和国全体のそれと同等の価値を持つようにするという趣旨の文言の中で用いられていた。それはこの法律の「第2条 地域整備の諸原則（§2 Grundsätze der Raumordnung）」の第4項に明記されている⁷⁾。さらに言えば、第2条の第1項から第3項までの内容を踏まえ

ば、当時のドイツ連邦共和国のすべての部分地域で同等の価値を持つ生活・労働の諸条件を整備すべきという理念をもって「地域整備法」が制定されたと評価できる。

森川（2021: 15-16）は、東西ドイツ統一以降のドイツ全国での地域整備政策では、経済的な国際競争力をドイツが発揮するためにヨーロッパスケールで経済・社会・文化的な力を発揮しうる大都市圏即ちヨーロッパ的メトロポール地域の強化を重視するようになり、経済的に不利な位置にある農村的地域での生活条件の整備は後景に退くようになったと概括している。その際に森川が根拠としたのは、地域整備担当閣僚会議（MKRO: Ministerkonferenz für Raumordnung）という連邦政府と各州政府の担当相が会合する常設会議の決定文書や、ハノーファーにある「地域整備と国土計画アカデミー（Akademie für Raumordnung und Landesplanung）」⁸⁾を拠点として調査研究に従事する著名な研究者・実務者の論文などである。

森川（2021: 15）はまた、2006年に改定されたドイツ連邦共和国の基本法、即ち改定憲法において、地域整備に関して述べた第72条第2項も改定され、その結果として「同等の生活条件」の実現が地域整備の唯一絶対の目標ではなくなり、「法的または経済的一体性の維持（die Wahrung der Rechts- oder Wirtschaftseinheit im gesamtstaatlichen Interesse）」も地域整備の目標

7) 1965年に制定された「地域整備法」を筆者は Szameitat (1965: 89-93) に収録された Bundesgesetzblatt (1965) で確認した。なお、この法律は Bundesministerium der Justiz (1965) として次のウェブサイトの bundesgesetzblatt.de というボタンからでも取得できる。https://dejure.org/BGBI/1965/BGBI_I_S_306 2024年8月10日取得。

8) このアカデミーは2022年に Akademie für Raumentwicklung in der Leibniz-Gemeinschaft（ライプニッツ共同体における地域発展のためのアカデミー）と改称した。改称以前と以後のどちらであっても正式名称の頭文字を連ねた略記は変わっておらず、ARL である。この実務界と学術界のそれぞれで活躍している有力者を会員としているアカデミーの会長に、ARL (2023: 45-50) によれば地理学者のハンス・ハインリヒ・ブローテフォーゲル（Hans Heinrich Blotevogel）が2009～2010年に就いていた Axel Priebes（Axel Priebes）が2023年から会長を務めており、この2人による21世紀に入ってからドイツの地域整備政策に関する論攷を森川（2021）は踏まえているし、アカデミーの刊行物なども参照してヨーロッパ的メトロポール地域を重視するようになったと森川は述べているので、筆者も森川（2021）を読んだ時にそうであろうと思った。しかし本稿で述べるように、森川の解釈が正確であるとは言えない、と現在判断するに至っている。

の一つになったという趣旨のことを述べている。しかし、そもそも基本法第72条は、連邦国家であるドイツにおいて連邦の立法権限がどの範囲に及ぶのかを定めた第70条から第82条までに及ぶ「第VII章 連邦の立法 (VII Die Gesetzgebung des Bundes)」の中の1条である。つまり、地域整備は連邦だけの任務・権限では決してなく、州の任務・権限でもあり、連邦による地域整備に関わる立法がどの場合に可能なかを定めている条項である。決して地域整備の目標そのものを規定している条項というわけではない。

また、地域整備担当閣僚会議が2006年に決定した「ドイツにおける地域整備のための指導諸理念と実行諸戦略」⁹⁾が1992年の地域整備担当閣僚会議によって決定された地域整備政策の5つの柱を3つにまとめ直したものであることをBlotevogel (2006) と Prieb (2013: 69-71)¹⁰⁾に依拠して森川 (2021: 15) は紹介し、ドイツ全国どこでも「同等の生活条件」を整備するという目標が弱められ、経済成長を重視すべくメトロポール地域の強化を重視するものになったという趣旨のことを述べている。

確かにBlotevogel (2006: 471-472) は、地域整備政策の伝統的な目標が維持されているのか、それとも成長、競争、イノベーションを重視し、地域間格差を甘受せざるを得ないという

方向に地域整備政策の方向転換があったのかという問題を、その結論において再提起し、伝統的な目標が捨てられたわけではないが、経済成長とそのためのイノベーションの実現を重視する見解が強くなってきたことを述べている。しかし、2006年に地域整備担当閣僚会議が決定した「ドイツにおける地域整備のための指導諸理念と実行諸戦略」には、伝統的な目標と経済成長重視の両方の要素が認められるという趣旨のことも述べている。そして、論文冒頭の要約において、ドイツの地域整備政策に2006年時点でパラダイム変化はなかったとも述べている (Blotevogel 2006: 460)。

森川 (2021) に比べて森川 (2022: 102) は、ドイツの地域整備政策が「同等の生活条件」を全国どこでも住民が享受できるようにするという目標から、欧州の中で、さらには世界経済のなかでドイツの経済競争力を強化するためにメトロポール地域の経済力強化を重視する方向に転換した、とより明確に述べている。これは、ドイツの『空間整備報告書 2021年版—競争力の強化—』の第1章から第8章までの内容に関する詳しい紹介の後での次の文章に見て取ることができる。

「結論の第9章では同等の生活条件の確立目標に対しても、疑問視した記述がみられる。

9) 「ドイツの空間発展における新目標と行動戦略」と森川 (2021: 15) は和訳している。しかし、公式文書で表現されている原語はDie Leitbilder und Handlungsstrategien der Raumentwicklung in Deutschlandである。これを直訳すれば「ドイツにおける地域発展の指導諸理念と実行諸戦略」である。Geschäftsstelle der Ministerkonferenz für Raumordnung im Bundesministerium für Verkehr, Bau und Stadtentwicklung (2006) を参照されたい。これは、次のURLで入手できる。https://www.bbsr.bund.de/BBSR/DE/veroeffentlichungen/ministerien/bmvbs/sonderveroeffentlichungen/2006/DL_Leitbilder.pdf;jsessionid=423C9292A0810403D61FB0A2F2AB19EE.live11314?__blob=publicationFile&v=1 「新しい」という形容詞をつけたのは、地域整備担当閣僚会議ではなく、これをめぐって当時公表された諸論文であり、Blotevogel (2006) もその一つである。ちなみに、本稿の本文で述べたように、地域整備担当閣僚会議は2006年に決定した「ドイツにおける地域整備のための指導諸理念と実行諸戦略」を2016年に改定した (Geschäftsstelle der Ministerkonferenz für Raumordnung im Bundesministerium für Verkehr und digitale Infrastruktur 2016)。

10) 森川 (2021: 15) には Prieb (2013: 69) と記されているが、この原典に当たってみると Prieb (2013: 69-71) と記すのが適切である。

成長地域と条件不利地域は対等に考えられ、従来のように同等の生活条件の確立だけを空間整備の目標とするものとは考えられておらず、生活条件の同等性に異を唱える意見もある。Eltges 所長の挨拶にも次のような説明がある。「良好な経済発展の機会是全国等しく分布していないなかで、デジタル化やグローバル化は地域の行動力に影響を与える。したがって、地域が競争力を維持するためには、積極的な構造政策の枠内における絶え間ない努力が必要となる。おまけに、今日のコロナ禍は、テレワークが上手に利用されるならば、われわれの空間構造、居住地決定、移動行動が変化しうることを明らかにした。移動式労働形態は将来大きな意義を持つであろう」。この挨拶の中には生活条件の同等性に関する文言はなく、地域格差を当然のことと認め、その是正をとくに重視しているようには思えない。」（森川2022: 102）

つまり、森川（2022）は森川（2021）よりもはるかに明確に、ドイツの地域整備政策の目標が変わったと述べているのである。そのことを森川が残念に思っているのか、それとも当然のことと思っているのか判然とはしないが、そこまで断定できるのか筆者は疑問に思う。次節では、筆者が森川の判断に疑問を持つ理由を、いくつかのドイツ政府が公表した資料に基づいて論じる。

3. ドイツ語原典から読み取れること

筆者は2017年と2021年に公表された『地域整備報告』について、次のように指摘しておいた。

「そもそも2021年に公表された『地域整備報告』は、2016年3月9日に第41回地域整備担当閣僚会議で決定された「ドイツにおける地

域発展のための指導諸理念（Leitbilder）と実行諸戦略（Handlungsstrategien）」（Geschäftsstelle der Ministerkonferenz für Raumordnung im Bundesministerium für Verkehr und digitale Infrastruktur 2016）において提示されている4つの戦略的指導理念（strategische Leitbilder）、即ち①競争力強化（Wettbewerbsfähigkeit stärken）、②生活への備えを確実にすること（Daseinsvorsorge sichern）、③空間利用をかじ取りして持続可能な発展に導くこと（Raumnutzungen steuern und nachhaltig entwickeln）、④気候変動とエネルギー転換の具体化（Klimawandel und Energiewende gestalten）のうち第1点目に焦点を、2017年に公表された『地域整備報告』は第2点目に焦点を当てたものである。そして、「ドイツにおける地域発展のための4つの戦略的な指導諸理念と実行諸戦略は、連邦と諸州の地域整備政策（Raumordnungspolitik）の発展戦略を示している」と Geschäftsstelle der Ministerkonferenz für Raumordnung im Bundesministerium für Verkehr und digitale Infrastruktur（2016: 3）で明言されている。」（山本2025:482-483）

つまり、2021年に公表された『地域整備報告』は、「同等の価値を持つ生活状態」をドイツ全国のどこでも実現するという従来からの地域整備法の理念を無視して経済成長を目標とする方向に舵をきったのではなく、4つの指導理念のうち第1に挙げたものに焦点を当てたに過ぎない。そして2017年に公表された『地域整備報告』は第2の理念に焦点を当てたものである。そのことを森川（2022: 102）は十分認識している。「地域発展のための指導諸理念と実行諸戦略」がすでに2006年に公表されていることを森川（2021:15）が指摘し、その指導諸理念が2016年に4つの戦略的指導理念に改定されたことを森

川 (2022: 96) で言及しているがゆえに、筆者の解釈と類似の解釈を森川は行なっていたと推定される。

しかし森川 (2022: 102) は、『地域整備報告 2021—競争力の強化—』を作成した「建設・都市・空間研究のための連邦研究所 (Bundesinstitut für Bau-, Stadt- und Raumforschung (BBSR))」所長マルクス・エルトゲス (Dr. Markus Eltges) による序言のなかに「同等の生活条件」という文言が全くないことを指摘し、かつエルトゲスの文章を引用して、ドイツの地域整備政策が国内の地域間格差の存在を当然視し、国民国家全体としての成長をより重視するようになった、と判断している。その判断根拠として、2006年に地域整備担当閣僚会議が地域整備政策の3つの指導理念として、第1に成長とイノベーション (Wachstum und Innovation) を挙げ、第2に生活の備えを確実にする (Daseinsvorsorge sichern)¹¹⁾ とし、そして第3に資源を守り文化景観を形成する (Ressourcen bewahren, Kulturlandschaften gestalten) という順番で確定したことも森川 (2021: 15) は挙げている。「同等の価値を持つ生活状態」を実現するという目標が経済成長という目標よりも後景に退いたと森川 (2021: 15) は判断したと考えられる。2016年の地域整備担当閣僚会議が決定した4つの戦略的指導理念でも競争力強化が生活の備えの前に置かれているからでもあろう。

だが、エルトゲス所長の序言は経済力の地域間格差が存在することを当然とする趣旨ではなく、2020年代初めのドイツにおける現状認識を述べたものと理解するのが正しい、と筆者は考える。何故ならば、森川 (2022: 102) で引用し

た文章に続けてエルトゲス所長は次のように述べ、その序言を結んでいるからである。

「すべての専門的計画、経済、社会的パートナー、市民社会、そして学問は、そのこれまでの行為を絶えず再検討の俎上にのぼらせなければならない。支援プログラムは望まれた効果を上げただろうか。農村的な構造的に弱体な諸地域を支援するための道具箱は正しく装備されているだろうか。内発的な発展のポテンシャルは十分に生かされているだろうか。新しい協働はさらに役立つであろうか。州土計画と地域計画の非公式的及び公式的な道具は地域の競争力をどのようにして側面支援することができるだろうか。「ドイツのための我々のプラン」はこの点で数多くの刺激を与えてくれている。／競争力の強化は常に、生活の質、生活している場所に留まることの展望 (Bleibeperspektiven)、そして調和のとれた社会的な共同性 (ein harmonisches gesellschaftliches Miteinander) に貢献するものでもある。このことは諸州にも諸地域にも等しく当てはまる。」(Bundesinstitut für Bau-, Stadt- und Raumforschung 2021: 3)

つまり、エルトゲス所長は、決して経済力の強いメトロポール地域の競争力強化だけを重視しているのではなく、構造的に弱体な農村的地域の振興も重視しているのであり、そのためにこれまでの諸施策が有効性を発揮したかどうかを絶えず点検すること、そして諸地域の競争力強化は人々の生活の向上に役立ってこそ意義があると認識しているのである。

11) Daseinsvorsorge を森川は生活基盤と和訳している。この用語の英訳として the provision of public services が⁵⁾、2016年の閣僚会議決定文書の英語版 (Secretariat of the Standing Conference of Ministers responsible for Spatial Planning and Federal Ministry of Transport and Digital Infrastructure 2016: 3) で充てられている。なお Dasein は哲学用語でもあるが生活と和訳できるし、Vorsorge は備えあるいは用心と和訳することができる。ちなみに指導諸理念と筆者が和訳した Leitbilder は concepts と英訳されている。

この序言で言及された「ドイツのための我々のプラン」とは、連邦政府の内務省、食・農業省、家族・高齢者・女性・若者省の3省の大臣が連名で2019年に公表した『ドイツのための我々のプラン—同等の価値を持つ生活状態をあらゆる場所に—』（Bundesministerium des Innern, für Bau und Heimat 2019）のことである。

実際、森川（2022）が詳細に紹介している『地域整備報告 2021年 競争力強化』は、確かにドイツという国民経済の国際競争力と、その中で各メトロポール地域の競争力を大きく取り上げているが、構造的に弱体な農村的地域の競争力も第7章で論じているのである。そして、なによりも、現行の地域整備法（Gesetz zur Neufassung des Raumordnungsgesetzes und zur Änderung anderer Vorschriften（GeROG）Vom 22. Dezember 2008）の第1条¹²⁾において、この目標としている政策課題が、依然として「同等の価値を持つ生活状態」を全国的に整備することである、と記されていることに我々は注意すべきである。以下にその私訳を記す。

- 「（1）ドイツ連邦共和国の全域とその部分地域は、統合的で個別の市町村の枠を超えた、そして個別専門の枠を超えた地域整備計画によって、地域整備を目指した協力によって、そして地域にとって重要な諸計画や諸施策を調和させることによって発展すべきであり、秩序あるものとすべきであり、そして保全されるべきである。その際には、
1. 土地空間に関する様々な要請を相互に調整し、それぞれの計画のレベルで発生する軋轢を調整すること、及び
 2. 土地空間の個別利用と諸機能の準備をすること。

（2）第1項に記した諸課題を果たす際の指導理念は持続可能な地域の発展である。即ち、土地空間に対する社会的経済的な要請をエコロジカルな諸機能と調和させ、各部分地域空間において同等の価値を持つ生活状態とし、永続的かつ大空間レベルで均衡のとれた秩序に導くことである。

（3）各部分地域空間の発展・秩序・保全は、全体空間の現状と必要性とに適合させるべきであると同時に、全体空間の発展・秩序・保全は、各部分地域空間の現状と必要性とを考慮すべきである（双方向原理）。

（4）地域整備は、1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約（BGBl. 1994 II S. 1798）の諸規程という枠組みに基づいて、ドイツの排他的経済水域においても実施される。」（以下省略、下線部は引用者による。）

実は連邦政府において地域整備を担当する「居住・都市発展・土木建設省」（Bundesministerium für Wohnen, Stadtentwicklung und Bauwesen）のホームページには、これが担当する政策分野を解説するウェブサイトの一つとして「地域整備、地域発展そして地域政策（Raumordnung, Raumentwicklung und Regionalpolitik）」があり、その下位に「同等の価値を持つ生活状態と農村的諸地域（gleichwertige Lebensverhältnisse und ländliche Räume）」を解説するウェブサイトがある。これの冒頭には次の意味の文章が記されている。

「地域整備法（das Raumordnungsgesetz）は、持続可能な地域整備政策の目標として、経済的な関心事については社会的及びエコロジカルな必要事項と調和させると定義している。

12) 2008年に改定された地域整備法の第1条の原文は次のウェブサイトから閲覧できる。https://www.gesetze-im-internet.de/rog_2008/BJNR298610008.html 2024年11月4日閲覧

ドイツは永続的な、大空間的に均衡のとれた秩序を保つべきであって、その秩序とはドイツのすべての部分地域において同等の価値の (同じというわけではない) 生活状態を可能にするものである。・・・(中略)・・・連邦政府の政治的な任務と目標は明確である。積極的な調整政策と構造政策とを通じて、すべての地域における生活状態を同等の価値あるものとすることである。同等の価値という政策の焦点に位置するのは、構造的に弱体な諸地域の強化と、都市的地域と農村的地域にとっての均衡のとれた政策である。・・・(中略)・・・すべての部分地域における同等の価値を持つ生活状態が意味することは、住む場所が大都市であるか農村部であるかに関係なく、すべての人々が社会生活への参加の機会を持つこと、つまり例えば労働、教育、文化、健康、生活に必要な財・サービスの供給へのアクセスを持つことである。」(下線は引用者による)¹³⁾

4. おわりに

ドイツ連邦共和国の地域整備政策に関する研究から筆者はかなりの長期にわたって遠ざかっていたが、2020年春に『矢田俊文著作集 第三巻 国土政策論《下》 国土構造構築論』への分担執筆の誘いを受けたことをきっかけとして、改めてこのテーマに取り組むようになった。その草稿を2021年春に仕上げた後の同年6月に森川(2021)を読み、翌年に森川(2022)を読んだ。森川のその2編の著作に刺激を受けたからこそ、本稿の執筆構想を抱くことになった。なお、上記の草稿は、その後若干の手直しをしたうえで、結果的に矢田・田村(2023)には

なく、山本(2025)に収録した。

本稿の目的は、ドイツの地域整備政策の目標が変質したとする森川の考えの妥当性を検討することであった。その目標はドイツのあらゆる場所での同等の生活条件の整備にかつて置かれていたが、世界におけるドイツの経済競争力強化をより重視するようになったというのが森川の解釈である。本稿では、ドイツの地域整備政策に関する公的文書を読み解くことによって、その目標が変質していないことを明らかにした。目標達成のために、経済競争力の強化がドイツ全国だけでなく各地域や各都市の戦略的なコンセプトの一つとして掲げられるようになったことは事実であるが、これ以外の3つのコンセプト、つまり「生活の備え」の確保即ち公共サービス供給の確保、空間利用即ち土地利用のかじ取りと持続可能な発展、そして気候変動とエネルギー転換もまた地域整備政策の指導理念として2016年に設定されている。4つの指導理念を踏まえた政策によってドイツ国内の諸地域や諸都市の均衡ある発展を目指し、同等の価値を持つ生活状態を整備するという目標は維持されている。これは日本の地域政策、即ち国土総合開発政策と大きく異なる。根岸(2018)によれば、日本政府による地域開発政策の要であった産業立地政策は、国内諸地域の均衡ある発展という目標と日本経済の成長という目標との間で揺れ動いてきた歴史を持ち、1990年代半ば以降に後者の目標が強くなった。国土形成計画の時代になってもそうかどうか検討を要するが、いわゆる「地方創生」政策が日本国内の諸地域や諸都市の間の均衡ある発展を理念としているか否か、検討してもよいのではないかと筆者は考える。もちろんその際には、均衡ある発展とはどのようなプロセスを意味するのかという

13) <https://www.bmwsb.bund.de/Webs/BMWSB/DE/themen/raumentwicklung/gleichwertige-lebensverhaeltnisse/gleichwertige-lebensverhaeltnisse-node.html> 2014年11月17日閲覧。

ことも再検討する必要がある。

ところで、日本の諸地域に関する政策がトップダウン的な性格を持っているのに対して、ドイツのそれはボトムアップ的な性格を持っていると筆者は直観している。本稿の課題はその直観の論証ではなく、あくまでもドイツの地域整備政策の理念が半世紀以上の年月を経ても大きく変わっているわけではないことを論証するための一つの作業でしかない。いずれ、1965年に制定された連邦の地域整備法のもとで作成されてきた地域整備報告を点検するだけでなく、20世紀初めにベルリン大都市圏やルール大都市圏における生活状態を改善するための整備から開始されたとドイツで理解されている地域整備の歴史¹⁴⁾や、州レベルあるいはこの部分地域レベルでの地域整備の歴史を顧みたいと考えている。

もちろん、現実が理念通りでないからこそ政策が構想され、これに基づいて施策が取られる。それゆえ、現実がどうだったのか、そして政策が構想され、施策が取られた結果として現実が改善されたか否かを研究することこそ重要である。それをドイツ全国の諸地域すべてについて行なうことは現在の筆者にとって不可能なことである。しかし、経済的・社会的・文化的に不利な状況にあり、国の水準からみて大きく立ち遅れていた地域であっても、その問題を克服し、言うなれば輝く地域へと発展した場所はドイツにある¹⁵⁾。そうした地域の過去と現状を描き、どのような政策が問題克服に寄与したのかを描きたいと考えている。この作業は、日本におけ

る地域開発政策や国土形成計画を省みるうえで有効と考えるからである。

文 献

- 朝日新聞（1986年8月9日）「四全総試案の要旨」。
- 朝日新聞（1987年2月22日）「東京集中、一層進む 情報化で役割増大 建設省の企業調査」。
- 石井素介（1974）「西ドイツにおける地域政策の展開」、『駿台史學』（明治大学文学部）第35巻、pp.3-32。
- 石井素介（1983）「西ドイツの地域経済政策」、川島哲郎・鴨澤巖（編）『現代世界の地域政策』大明堂、pp.72-91。
- 金田昌司（1981）『福祉社会への地域計画—西ドイツ—』大明堂。
- 祖田 修（1984）『西ドイツの地域計画—都市と農村の結合—』大明堂。
- 日本経済新聞（1984年11月17日）「社説 東京圏一極集中にどう対応するか」。
- 日本経済新聞（1985年3月16日）「横浜で都市シンボ、都市の連携を探る—日経・横浜商議所主催」地方経済首都圏版。
- 日本経済新聞（1985年5月16日）「社説 「東京集中構造」の排除を」。
- 日本経済新聞（2024年11月12日）「地方創生空転10年、深まる国依存」。
- 根岸裕孝（2018）『戦後日本の産業立地政策—開発思想の変遷と政策決定のメカニズム—』九州大学出版会。

14) ここでいう地域整備とは、基礎的地方自治体の枠内においてではなく、隣接し合うそれら自治体を横断して構想され実行される計画のことである。その歴史を述べた著作として、例えば Müller (1970)、Schliebe (1985)、von Hüber (2005)、Blotevogel (2018)、Diller (2018) などがある。なお、後の2つの文献は次のウェブサイトからダウンロードできる。 <https://www.arl-net.de/en/shop/planungskonzepte-prozesse/handwoerterbuch-stadt-raumentwicklung.html>

15) 例えばドイツ北西部でオランダとの国境に接するエムスラント (Emsland) がその例として挙げられる。この地域に関する学会報告 (山本2016) をしたことがあるが、まだまとまった論文として執筆していない。

- 毎日新聞 (1987年1月17日)「国土政策懇談会
が多極分散型の国土づくり目指す報告書」。
- 森川 洋 (1995)『ドイツ—転機に立つ多極分散型国家—』大明堂。
- 森川 洋 (2012)『地域格差と地域政策—ドイツとの比較において—』古今書院。
- 森川 洋 (2017)「ドイツの空間整備における「同等の生活条件」目標と中心地構想」、『自治総研』通巻470号、pp.1-22。
- 森川 洋 (2021)「日本とドイツの比較地理—都市システムの差異を中心に—」、『都市地理学』(日本都市地理学会) 第16巻、pp.1-25。
- 森川 洋 (2022)「ドイツ『空間整備報告書2021年版—競争力強化』の紹介」、『都市地理学』(日本都市地理学会) 第17巻、pp.96-104。
- 矢田俊文・田村大樹 (編) (2023)『矢田俊文著作集 第三巻 国土政策論《下》 国土構造構築論』原書房。
- 山田 誠 (1980)『現代西ドイツの地域政策研究—西ドイツ国民経済における地域政策と地方財政—』法律文化社。
- 山本健児 (2005)『経済地理学入門—地域の経済発展— 新版』原書房。
- 山本健児 (2016)「ドイツの周辺部における経済活力ある農村地域」、日本地理学会2016年春季学術大会一般報告 (早稲田大学早稲田キャンパスにて開催)、『日本地理学会2016年春季学術大会要旨集』https://doi.org/10.14866/ajg.2016s.0_100051
- 山本健児 (2025)『ドイツ経済の地域構造—その変動と変わらざる特質—』原書房、(出版予定)。
- 読売新聞 (1985年5月29日)「社説 東京一極集中の是正を図れ」。
- ARL—Akademie für Raumentwicklung in der Leibniz-Gemeinschaft (2023) *Vademecum der ARL 2023/2024*. Hannover: Verlag der ARL.
- Blotevogel, Hans H. (2006) Neuorientierung der Raumordnungspolitik? Die neuen „Leitbilder und Handlungsstrategien für die Raumentwicklung in Deutschland“ in der Diskussion. In: *Raumforschung und Raumordnung*, Band.64, S.460–472. <https://doi.org/10.1007/BF03183112>
- Blotevogel, Hans Heinrich (2018) Geschichte der Raumordnung. In: Akademie für Raumordnung und Landesplanung (Hrsg.) *Handwörterbuch der Stadt- und Raumentwicklung*, Hannover: Verlag der ARL, S.793-803.
- Bundesinstitut für Bau-, Stadt- und Raumforschung (BBSR) im Bundesamt für Bauwesen und Raumordnung (BBR) (2021) *Raumordnungsbericht 2021 Wettbewerbsfähigkeit stärken*.
- Bundesministerium der Justiz (1965) Raumordnungsgesetz vom 8. April 1965, In: *Bundesgesetzblatt Jahrgang 1965 Teil I Nr. 16*, S.306-310. この法律は次の website から入手できる。 https://dejure.org/BGBI/1965/BGBI_I_S_306
- Bundesministerium des Innern, für Bau und Heimat (2019) Unser Plan für Deutschland —Gleichwertige Lebensverhältnisse überall—. https://www.bmi.bund.de/SharedDocs/downloads/DE/veroeffentlichungen/themen/heimat-integration/gleichwertige-lebensverhaeltnisse/unser-plan-fuer-deutschland-langversion-kom-gl.pdf?__blob=publicationFile&v=5 2024年8月8日取得。
- Diller, Christian (2018) Raumordnung. In: Akademie für Raumordnung und Landesplanung (Hrsg.) *Handwörterbuch der Stadt- und Raumentwicklung*, Hannover: Verlag

- der ARL, S.384-393.
- Geschäftsstelle der Ministerkonferenz für Raumordnung im Bundesministerium für Verkehr, Bau und Stadtentwicklung (2006) *Leitbilder und Handlungsstrategien für die Raumentwicklung in Deutschland*. Verabschiedet von der Ministerkonferenz für Raumordnung am 30.06.2006. Bonn: Bundesamt für Bauwesen und Raumordnung (BBR) .
- Geschäftsstelle der Ministerkonferenz für Raumordnung im Bundesministerium für Verkehr und digitale Infrastruktur (2016) *Leitbilder und Handlungsstrategien für die Raumentwicklung in Deutschland*. Verabschiedet von der Ministerkonferenz für Raumordnung am 9. März 2016. Bonn: Bundesinstitut für Bau-, Stadt- und Raumforschung (BBSR) im Bundesamt für Bauwesen und Raumordnung (BBR) .
- Müller, Gottfried (1970) Raumordnung. In: Akademie für Raumordnung und Landesplanung (Hrsg.) *Handwörterbuch der Raumforschung und Raumordnung*, Band II (I—Ra) , zweiter Auflage, Hannover: Gebrüder Jänecke Verlag, Spalte.2460-2479.
- Priebs, Axel (2013) *Raumordnung in Deutschland*. Braunschweig: Westermann.
- Schliebe, Klaus (1985) *Raumordnung und Raumplanung in Stichwort*. Unterägeri: Verlag Ferdinand Hirt.
- Secretariat of the Standing Conference of Ministers responsible for Spatial Planning and Federal Ministry of Transport and Digital Infrastructure (BMVI) (2016) *Concepts and Strategies for Spatial Development in Germany*. Bonn: The Federal Institute for Research on Building, Urban Affairs and Spatial Development (BBSR) within the Federal Office for Building and Regional Planning (BBR) .
- Szameitat, Klaus (Hrsg.) (1965) *Raumordnung in Bund, Ländern und Gemeinden*. Stuttgart/Köln/Berlin/Hannover/Kiel/Mainz/München/Wiesbaden/Saarbrücken: W. Kohlhammer Verlag und Deutscher Gemeindeverlag.
- von Hüber, Hartmut (2005) Geschichte der überörtlichen Raumplanung. In: Akademie für Raumordnung und Landesplanung (Hrsg.) *Handwörterbuch der Raumordnung*, Hannover: Verlag der ARL, S.384-393.
- Wahrig, Gerhard (1968) *Deutsches Wörterbuch mit einem "Lexikon der deutschen Sprachlehre"*, Gütersloh/Berlin/München/Wien: Bertelsmann Lexikon-Verlag.
- Willmann, Helmut, Gisela Türck und Heinz Messinger (1998) *Langenscheidts Taschenwörterbuch Englisch. Englisch-Deutsch Deutsch-Englisch*. Berlin/München/Leipzig/Wien/Zürich/New York: Langenscheidt.

Has the aim of German policy of spatial planning been changed?

Kenji YAMAMOTO

Research Fellow of the Research Center for Regional Revitalization, Teikyo University, and
Professor Emeritus of Kyushu University

The purpose of this paper is to reexamine a discourse, according to which the aim of the spatial planning policy in Germany has been changed and competitiveness of German economy has been regarded as more important than the equivalence of living conditions in all regions and localities since the beginning of the 21st century. The present author examines the Act of Spatial Planning enforced in 1965 and its Amendment in 2008, official decisions of the Standing Conference of Ministers responsible for Spatial Planning and Development, and the homepage of the Federal Ministry of Transport and Digital Infrastructure (BMVI). As a result, he concludes that the aim of the spatial planning in Germany has been maintained. That is the policy to shape regions and localities with equivalent living conditions (*gleichwertige Lebensverhältnisse*) in Germany.

It is sure that this aim does not come true in Germany yet and that regions and localities within this country face the global and local specific problems. It is important for them to enhance economic competitiveness in order to secure employment opportunities. Therefore, enhancing of economic competitiveness is one of the four guiding principles or concepts (*Leitbilder*) for the spatial planning of the Federal Republic of Germany and its Federal *Länder*. The other three guiding principles, namely provision of public services (*Daseinsvorsorge*), controlling of land use for the sustainable development, and prevention of climate change by means of transformation to renewable energy sources, are important as well.

Key words: spatial planning, policy, aim, concepts, equivalent living conditions, Germany

「農地改革」という虚像 —コミュニズム追悼のために—

玉 真之介*

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| 1. はじめに | 書] |
| 2. 不幸な立法過程 | 4. 農地法制定と講和条約発効後の地主運動 |
| 2.1. 「地代範疇」論という虚妄 | 4.1. 農地法の非常識さ |
| 2.2. 対日理事会という不幸、そして「覚書」 | 4.2. 全国農政連盟の設立 |
| 3. 農地価格の高騰と地主運動 | 4.3. 西日本を中心とした地主運動 |
| 3.1. 耕作放棄から農地闇売買へ | 4.4. 地主団体統一の動きと最高裁判決 |
| 3.2. 農地価格高騰と占領下の地主運動 | 5. おわりに |
| 3.3. 農地改革違憲訴訟と第2の「覚 | |

要 旨

本稿は、「最も成功した改革」とされる農地改革の評価が、作られた虚像であり、実は百万を超える庶民と言うしかない旧地主に多大の犠牲を強いた改革であったことを事実に基づいて明らかにする。まず、農地を買収された地主の数の膨大さという事実から始めて、立法過程の謎を解き明かし、実際の農村で生じた闇売買と農地価格高騰が旧地主に刺戟を与えたことを論じる。次に、山形県の地主が起こした農地改革違憲訴訟がGHQを怯えさせ、第2の「覚書」となることを述べる。また、農地法が如何に異常な国内情勢の中で制定された非常識なものだったことを明確にし、それに対する地主運動の昂揚を具体的に示して、1953年12月の最高裁判決の政治性を明らかにする。最後に、農地改革とコミュニズムとの関係を指摘して、コミュニズム追悼の必要性を述べる。

キーワード：農地改革 地主運動 農地改革違憲訴訟 農地法 コミュニズム

1. はじめに

「農地改革は占領期の諸改革の中で最も成功した改革であった」(岩本2014: 1、下線は引用

者、以下、断らない限り同じ)。これは、日本農業経済学会が総力を結集して企画・編集した『戦後日本の食料・農業・農村』全20巻の中の『戦後改革・経済復興期Ⅱ』(岩本編2014)で、「農

*帝京大学経済学部地域経済学科教授

地改革」の章を担当した岩本純明が冒頭に置いたフレーズである。さらに岩本は、「農地改革の必要性が指摘されながら、なかなか実行できない途上国の現状をみると、日本の経験は繰り返し参照されるべき意味があると思われる」(同)と付け加えた。

さて、農地改革には長い研究史と膨大な研究蓄積がある。その中でも、岩本は誰もが認める農地改革研究の第1人者である。その意味で、この岩本論文は戦後農地改革研究の総括とも言えるものであり、この占領下の「最も成功した改革」こそ、通説として定着した農地改革の歴史的評価である。

しかし、それは果たして農地改革の真実の姿なのだろうか。本稿の問いは、この1点に尽きる。

簡単な事実を見てみよう。農地を買収された地主数である。岩本論文は、「小作地を買収(財産税物納を含む)された地主数は253万8,228人と膨大な数に達した。このうち、個人地主が93.4%で圧倒的に多かった」(同:28)と述べる。確かに膨大な数である。この農地を買収された地主の数が、まず1つの問題である。

ただし、岩本が示した数字は、在村地主139万3,134戸と不在地主114万5,094戸を単純に合計した延べ数で、当然そこにはダブリがあり、実数は176万945戸だった(五十棲1956:224)。そうであっても、大変な数であることには変わらない。もし、その家族が6人としたら1千万人を越える。当時7千2百万人の全人口の14%にもなる。それだけの数の地主が家族の財産である農地を強制買収されたのである。それも、田1反662円(全国平均)、畑235円(同)でという非常識な価格と田220円、畑130円の報償金で(同:p.182)。その買収総面積は、財産税物納も含めて198.8万ha、総農地面積の37.5%にもなった(同:216-217)。

これだけの多数の地主から、これだけ広大な

農地が買収されたのだから、農地改革によって地主がいなくなったと思ったとしても、それは無理からぬことである。多少、筆が滑ったのであろうが、小島庸平は述べている。「敗戦後の農地改革は、日本の農村から地主をほぼ一掃した」(小島2022:296)。ある意味で、これが農地改革に対する世間一般の認識といっても大きな間違いはないだろう。

しかし、事実は違っていた。表1を見るがいい。農地改革の前後で北海道を除く都府県の耕作地主は、「ほぼ一掃」されたのではなく、128万戸から134万戸に増えていた。しかも、経営規模が大きいほどそのシェアは高く、それが紛れもなく耕作農家で、かつ中核農家だったことがわかる。農地を買収された地主は176万戸、その76.1%は貸付地を持つ農家(=耕作地主)として残った。これが真実の姿である。これはいったいどういうことなのか。

農地改革で地主の貸付地は買収された。不在地主の貸付地はすべて。在村地主の貸付地は1町(全国平均)以上を。その結果、1945年に46.0%だった小作地率は1950年に9.9%となった。農地改革を論じた文献のほぼすべてが、この「小作地率の激減」を強調した。しかし、農地を買収された在村個人地主の1戸当たり買収面積は8.1反である。不在個人地主はさらに小さく6.4反だった。

不在地主と言えば、庄内の本間家、新潟の市

経営規模	1947.8.1		1950.8.1		農家総数 内割合
	戸数	割合	戸数	割合	
5反未満	417,289	32.5	414,716	30.9	16.9
5反-1町	397,678	31.0	438,451	32.6	22.5
1-1.5町	260,942	20.3	280,367	21.0	29.8
1.5-2町	120,550	9.4	131,600	9.8	36.2
2-3町	72,965	5.7	66,493	5.0	37.9
3-5町	13,769	1.1	9,855	0.7	37.5
5町以上	710	0.1	152	0.0	18.7
計	1,283,903	100	1,341,634	100	22.7

出典) 五十棲(1956) 193頁の表30及び表31より作成。

島家、宮城の斎藤家など1千町歩を越える大地主が日本の「地主制」の象徴とされてきた。そうした巨大地主からの買収面積もすべて含めた1戸当たり平均が6.4反である。北海道を除けば5.0反である。5反の農地を近接する隣町で貸していることのどこに、権力的に取り上げられねばならないような罪過があるのだろうか。そうした中には、任地に住所を移していたために不在地主とされ、実家の農地を買収された学校教員も多数いたのである。

これは何か間違っていないか。そう、千町歩地主のイメージを被せた「地主制」という観念こそが、作り物であり、間違っていたのである。拙著『ロシアを見れば日本がわかる：日口比較農業史』（玉2024）で明らかにしたように、そこにはロシア農業との類比があった。日本農業において千町歩地主はまったくの例外。「木を見て森を見ない」とは、まさにこのことを言うのである。

実際には、太閤検地で基盤が作られた農民的小土地所有の下で、農地の貸借関係が広汎に展開され、地主と言っても中小零細の耕作地主が圧倒的多数であった。貸しているが借りてもある農家も多くいた。だから農家と言うしかない耕作地主の大半は、農地改革でも貸付地が保有限度内に留まって小作地を保持した。さらに不耕作地主も、戦時・戦後の食糧難で耕作を始めた。その結果、耕作地主は増えたのである。

もちろん、農家構成は大きく変わった。岩本は、先の論文で述べていた。

「1941年と1950年の対比では、自作農が30.6%から61.9%へと構成比を倍増させたのに対し、小作農は28.0%から5.1%へと激減した。

また、小作地割合の高い小自作農も大きくシェアを低め、自小作農が割合を高めた。戦後自作農体制がここに確立したのである」（岩本2014：32）。

農地改革を論じた文献は、「小作地率の激減」とセットで、必ずこの「農家構成の変化」を強調した。この2つこそが、「農地改革」という虚像がよって立つエビデンスだからである。しかし、この自作農には貸付地を持つ農家（＝耕作地主）が含まれていた。だから、農地改革後の農家構成を正確に示せば、耕作地主23.5%、自作農38.3%、自小作農32.4%、小作農5.1%、その他0.7%である¹⁾。1950年当時、全国の農村には136.4万戸の貸付地を持つ農家（耕作地主）と272.6万戸の借入地を持つ農家がいた²⁾。つまり、僅か9.9%の耕地面積に、合わせて4百万戸以上の農家が地主小作関係（＝農地貸借関係）にあった。戦後の価格高騰をはじめとする農地問題、そして地主運動はここからはじまるのである。

これこそが、農地改革後の日本農業の真実の姿だった。農地改革は、「農村から地主をほぼ一掃した」ではなかった。そんな農地改革が、本当に占領下の「最も成功した改革」だったのだろうか。これまでの農地改革研究には、何か根本的な問題があったのではないか。その問題の結果として、「農地改革」という虚像が、学者や学校教育、社会一般に広く深く浸透してしまったのではないか。以下、拙稿「農地改革の真実」（玉2020、2021、2022a、2022b、2023a、2023b、2024b、2024c）を踏まえて、この問いに答えていく³⁾。

1) 自小作別農家数は、農地改革記録委員会編（1951）の第32表（656）から1950年2月の数字（以下、『顛末』と略す）。それに、農地改革資料編纂委員会編（1980）の74頁にある貸付面積広狭別地主数を自作農から引いて作成（以下、『集成』11のように表記する）。

2) 『集成』11：74、及び62（在村）と63（他地町村居住）の合計。

3) これ以降、拙稿「農地改革の真実」からの参照については、その番号と必要に応じて頁数を示す。

2. 不幸な立法過程

2.1. 「地代範疇」論という虚妄

世界には、アイルランドやイギリス、東欧、ロシアのような貴族的大土地所有の国と、日本はじめ東アジアの農民的小土地所有の国がある。イギリスの貴族的大土地所有の基を作ったのは、16世紀にはじまるエンクロージャー（囲い込み）である。日本の農民的土地所有の基は太閤検地でつくられた。要するに、各国の土地制度の基は近世（16－18世紀）という時代に形作られたのである⁴⁾。

かつて、これは農業経済学の常識だった。横井時敬、東浦庄治、猪俣津南雄らは、その違いを踏まえて議論していた。ところが、ある時点から土地所有の性質は「その所有の大小ではなくしてそれに体现された生産様式＝搾取様式の性質なること」（山田1934:176）というレトリックが登場した。このレトリックによれば、貴族的大土地所有のロシアと農民的小土地所有の日本も「相似」となる（玉2024a）。問題にすべきは、地代の率と形態という「地代範疇」、すなわち「剰余労働徴収」の率と、その形態（労働地代、生産物地代、金納地代）が決め手というのである（同）。

このレトリックは、コミンテルンに君臨したブハーリンの杜撰な思い込み（日本もロシアと同じ）に始まり、それを誤魔化すために野呂栄太郎が編出し、最後に山田盛太郎が芸術的に完成させたものだった（その5）。

この大仰な議論に左翼インテリは悉く魅了され、井上晴丸や東畑四郎ら若手農林官僚は地代を「金納化」すれば農業も近代化されると、戦時下にながら農地改革を構想した（その3）。他方で、総力戦体制の下で生じた食糧危機に

よって、政府は所有者よりも耕作者を重視する「生産本位」に移り、「専業自作農」を絶対視する自作農創設事業の拡充を始めた（同）。この二系統の帰結が第一次農地改革だった（同）。

それは、農地の定額金納小作料と「自作収益価格」という2つの遺産を第二次農地改革にもたらした。それが田1反662円、小作料76.5円である。この2つが3年で700%という戦後インフレと無関係に、農地買取価格と統制小作料として1950年まで維持された。そこに闇売買が生じたのは、当然だった。

ラデジンスキーを中心に GHQ・NRS（天然資源局）が作成した農地改革案は、那須皓が提案した農地価格の「現物表示」と現物小作料だった。こうすればインフレの影響を吸収できる。この案に強硬に反対して潰したのが当時農政局長の和田博雄である（その3）。それは、金納化という虚妄の「地代範疇」論に染まった若手農林官僚の悲願を何とか実現するためだった。しかし、これこそが、農地価格の高騰という戦後農地問題を生み出した元凶であり、農林省が農地改革で行った最大の過誤だったのである。

2.2. 対日理事会という不幸、そして「覚書」

NRS 案の保有上限は3町歩だった。それを1町歩に引き下げたのは、対日理事会である。そもそも、農地改革がなぜ対日理事会に上程されたのか。これは“マッカーサーの謎”と言われ、誰1人その謎に答えられていない。筆者の答えはこうだ。憲法制定過程へのソ連の介入を避けたいマッカーサーは、ソ連が一番好む農地改革という餌でソ連を対日理事会に誘い込み、ソ連の目を憲法制定から逸らしたのである。戦略・戦術に長けたマッカーサーの陽動作戦だった。

案の定、ソ連は食いついた。憲法そっちのけ

4) 世界の主要国の農業構造は、近世に生まれたとする考えを、筆者は日ロ比較農業史を通じて「超連続説」と読んでいる（玉2024a）。

で、農地改革に農地の無償没収という案を携えて参戦する。日本農業にとっての不幸は、ソ連だけでなく英連邦代表の M・ボール（オーストラリア代表）という自己顕示欲の塊まで食いついたことだった（その2）。

自らの出番が来たと張り切ったボールは、日本を貴族的大土地所有と誤解したまま、小作地の開放比率を上げるためだけに1町歩を主張した。5町なら30%、3町なら45%、1町なら70%という試算に基づいて。これが、在村地主保有限度が1町歩と決まった経緯である。「地代範疇」論という虚妄と対日理事会における素人談義が、農地改革という法律を不幸な内容にしたのである。

さらに、その前に、マッカーサーによる「農地改革に関する覚書」（1945/12/9）という農地改革の不幸を決定付けた元凶があった。この執筆者は、GHQ・CIE（民間情報教育局）のアーサー・ベアストック大尉である。このCIEは、アメリカ大統領直属のOWI（戦時情報局）とPWD（陸軍対日心理作戦部）の要員を引き継いで、占領下の対日心理作戦を任務とした部局である。かつてOWIに所属していたベアストックは、戦時下、延安から送られる「延安リポート」に目を通していた（その6）。

この「延安リポート」こそ、「覚書」にあった「数世紀に亘る封建的圧制」というフレーズの原典であり、その元にある「封建遺制」論の提供者は野坂参三だった。というのも、ベアストックは коммуニストだったからである（同）。つまり、「地代範疇」論がコミンテルンとつながっていたように、「覚書」もまたコミンテルンとつながっていたのだった（その6）。さらに、ハーバード・ノーマンというもう1人の коммуニストが深く関与していた。その詳細は、（その2）に譲る。

3. 農地価格の高騰と地主運動

3.1. 耕作放棄から農地闇売買へ

1946年10月に農地改革二法が無修正で成立し、12月には農地委員会選挙が行われ、1947年3月に第1回農地買収となる。その後も農地買収は順調に進み、1948年12月の第10回買収までに、進捗率は93.5%に達した⁵⁾。

ところが、1948年から農村で生じたのは耕作放棄という問題だった。1949年には「本年度の耕作放棄は昨年度と調査内容にも若干相違はあるが約二倍半に増加している」（農地局農地課1951：114）と報告されていた。終戦直後の1946年には、「地主対小作というよりは寧ろ農民間の土地争奪」（『集成』2：1194）と言われたいわゆる「土地取上」が25万件も生じるほど、土地の奪い合いが深刻だった。それなのに、いったい何が起こったというのか。

その根本原因は、「供出税金の重圧」だった（その7）。供出はGHQが1947年から断固たる姿勢で、「ジープ供出」を始めていた。それに農業所得税の重圧が加わった。1949年の「農家経済調査」も、「自給部分の多い農家経済に対して、租税公課は現金納であるため現金所得に対する租税公課負担は、25%程度の割合になって」（『顛末』：1081）いるとあった。

耕作放棄は、「税金の過重、供出価格の低廉、農産物と工業製品との価格差からくるところの農業経営の窮迫と供出割当の過重による耕作意欲の減退（特に地味不良な農地に）から他により有利な現金収入を期待し得る場合、家族の働手が出かせぎ又は就職することから起る労力不足から発生することが多い」（農地局農地課1951：12）とあるように、「農家経営の窮迫→農外就業による現金所得獲得→労力不足→劣等地の耕作放棄」という連鎖が生じていたので

5) 農地改革記録委員会編（1951：622）。以下『農地改革顛末概要』からの引用は『顛末』と略す。

ある。

この耕作放棄は、1949年から1950年にかけて農地闇売買へと転じた。「それは昭和23年頃から全国的に発生した『耕作放棄』の延長であり、これを我々は、農家経済破綻に基づく財産処分として把握する」(『顛末』:1092)。この農地闇売買を全国的に調査したのが近藤康男だった。近藤は全国市町村農地委員会の書記に対して、1949年10月から1950年3月までの農地売買についてアンケート調査(第1回調査)を行い(農林省統計調査部編集1950)、その結果を踏まえて農地売買した農家に対するアンケート調査(第2回調査)を行った(近藤1950、1951)。

それによれば、移動面積は未だ戦前の3分の1程度だったが、「止まっていたものが動き出した観が」(近藤1951:16)あった。問題は価格である。その平均価格は田が2万1千8百円、つまり、公定価格757円の28倍だった(同:19)。売る理由は、4割が「金の必要」だった(農林省統計調査部編集1950:第14表)。要するに、借金返済である。「相続税、災害復旧費、建築費、医療費のような臨時的な大きな負担があると、土地を売らないことには何ともならない状態」(近藤1950:27-28)が生じていたのである。

これに対して、「買うのは精農です」(同:21)とある。その理由は、「経営拡張」と「農地不足のため」が圧倒的だった(同:36)。問題はなぜ買うのかである。答えは簡単である。「農地改革の五ヶ年の経験は、農地を他人に貸したら之を引き上げることが困難であるということを農民に教えた」(農林省統計調査部編1950:14)。この結果、「経営拡張」に“借地”という選択肢は無くなった。「『単なる土地所有』の経済的意義が零に近いため、何人も、特別の事情がない限り彼に土地を貸してくれないからである」(農林省農地局農地課編1952:101)。

すでに、1反76.5円に固定された統制小作料は、小作料率にすれば1%だった。1%である。

さらに、シャープ勧告に基づく地租値上げで、地租が小作料を上回る事態が迫っていた。農林省も1950年に小作料及び農地価格の7倍化の法案を2回も国会に提出したが、野党の強い反対で審議未了となった。その間に土地台帳法が改正され、農地価格統制の根拠が失われてしまったのだった。こうして、統制小作料は継続し、農地価格は野放しという時代が始まるのである(その7)。

3.2. 農地価格高騰と占領下の地主運動

その間に、朝鮮戦争が勃発していた。日本経済は、「ドッジ不況」から「特需景気」へと一転した。「農家経済調査」でも、「昭和24年における全国平均農家経済現金収支約3,400円の赤字から、昭和25年度は逆に14,300円の黒字」(農林省農地局農地課編1952:90)へ変わっていた。それが農地売買に火を付けた。1950年の所有権等移転は1949年の件数で2.6倍、面積で2.2倍となり、さらに1951年は1949年の件数で8.5倍、面積で3.3倍となった。すでにこの頃からは、自動耕運機が普及しはじめ、有力農家はおしなべて「経営拡張」を志向しはじめていた。

問題は農地価格である。勧銀調査によれば、「昭和27年3月現在における、全国平均中品等売買価格は、田が44,711円(反当以下同じ)畑が28,546円であって、昨年同期に比べて田54%、畑53%という大幅な騰貴を示した」(農林省農地課編1953:210)。「今、日銀卸売物価指数によって一般物価の上昇率を見ると、昭和25年3月14%、26年3月45%、27年3月8%であって、農地の上昇率とはかなり相異していることが判る」(同:210-211)。一般物価が8%上昇の時に、農地価格の上昇は50%を越えていたのである。

それは農地改革によって、「農地を他人に貸したら百年目だといった式の考え方が強く支配して、家族労働力の消長や職業の変更に

伴っての自然な調整が失われ」（農林省農地局農地課編1952：61）てしまったからである。農地移動は有償売買のみとなった。これが農地価格の高騰という戦後の農地問題の原点である。その元凶は、「地代範疇」論という虚妄に取り憑かれて小作料を定額金納化した農林省の誤った政策判断だったと言わねばならないだろう。

そこで、農地を買収された地主176万戸にとって許しがたいことが生じていた。反当たり千円に満たない額で買い受けた小作地を、旧小作人が4万円、5万円で転売しはじめたからである。法学者の渡辺洋三が「本来、『耕作権ないし農業経営の基礎としての土地所有権』を取得したはずの旧小作農が、それを『商品所有権としての土地所有権』に転化して、高い市場価格で売却するケースがしだいに増大するに伴って、それは不当利得ではないかという問題も生じ」（渡辺1975：108）た、と指摘した問題である。

この事態に刺戟された旧地主が行動を起こさないはずはなかった。農地改革に対する地主の運動は、最も早くは1947年2月設立の大分県農地協議会の例があった（その6：88）。その要求事項は、①保有小作地の自作化、②「不在地主」基準の緩和（隣接町村を在村扱いに）、③物納小作料の容認、の3点だった。農地改革それ自体を否定するものではなく、自らの所有権に基づく自作化の要求だった。しかし、この組織は、たちまちGHQの地方軍政部を通じた圧力で解散に追い込まれた。

類似の例が香川県転落地主擁護連盟である。こちらは、1950年3月に結成され、9月には200名を集める大会を開いた。その要求事項は、「小作料の引上」と「小作契約解除（自作化）」の2点だった。この運動も、1951年2月県当局によって解散に追い込まれた。バックにいたのはGHQである。

このように、占領下に旭川、青森、山形、淡路、高知、栃木など、各地に生じた地主の運動は、悉くGHQに鎮圧されてしまった。それと符牒を合わせるように、山田盛太郎は旧地主たちの切実な要求を「地主制の反動」（山田1986：119）と規定した。『顛末』にも「地主側抵抗の形態」とある（『顛末』：977-993）。庶民というしかない百万を越す旧地主の要求を、生活に根ざした切実なものとして受けとめる研究者は、残念ながら当時の日本にほとんどいなかったのである。

当時は、“土地を貸して不労所得を得る地主は悪者”というイメージがGHQの占領権力とも結びついて社会に広く浸透していた。実際、宮城県名取市の旧地主は、「悪徳地主呼ばわりされ、耐え難い精神的苦痛をこうむり実にみじめなものだった」（朝日新聞仙台支局編1979：185）と述べている。山形県をはじめ、各地に自殺者も出ていた（その6）。それは、コミンテルンが起源であるという意味で、中国の文化大革命とも通じるものがあつた⁶⁾。実際、日本共産党は「51年綱領」に基づいて、多くの大学生が山村工作隊として、地主に対する武装闘争を展開するのである（その4）。

3.3. 農地改革違憲訴訟と第2の「覚書」

占領下に生じた地主運動には、地域性があつた。大分や香川のような「小作契約解除（自作化）」を求める地主運動が比較的西日本に多かったのに対して、東北における主に商人地主の運動は、買取価格の不当を訴える農地改革違憲訴訟に集中していく（その6）。そして、この農地改革違憲訴訟がGHQを震え上がらせたのだった。

新憲法第29条の「財産権はこれを侵してはならない」、「私有財産は正当な補償の下にこれを

6) 中国の文化大革命で打倒の対象となった黒五類（地主・富農・反革命分子・破壊分子・右派）の筆頭は地主だった。

公共のために用いることができる」という条項に則って、二足三文の買収価格を不当な財産権への侵害とする訴えは、誰にでもわかる常識的なものだった。この訴訟を提起した中心人物は、山形県大石田町長の11町歩地主・田中一策と東久邇宮内閣、幣原内閣の司法大臣だった岩田宙造だった。この岩田が書いた「岩田意見書」が起爆剤となって、1947年末から栃木、北海道、青森、岩手、秋田、宮城、福島、山口など、違憲訴訟が「燎原の火の如く各地に波及していった」（『顛末』：448）。違憲訴訟は、第1審だけでも、1950年までに119件に達したのである（岩本2014：58）。

このまともな訴えに怯えたのは、GHQだった。訴えがまともなだけでなく、施行されて間もない新憲法の最初の違憲訴訟だった。焦ったGHQは、1948年2月4日、第2の「農地改革覚書」を發布した。それには、農地改革が「封建的土地制度を廃止し、公平且つ民主的基盤に拠る土地の再配分を妨げる経済的障碍を排除するを目的」（『集成』4：655-656）とするものとあり、しかるに「一部の反動勢力は農地改革計画の完遂を阻害するための策動を為すに至った」（同）とあった。新憲法に基づく極々真つ当な訴えを、「封建的土地制度」に依拠する「反動勢力」の策動として正面切って威圧を加えた。その内容から、GHQもこの段階ではコミンテルンに起源を持つ「封建遺制」論に染まっていたことがわかる。

さらにGHQは、司法にも圧力をかけた。地裁で合憲判決が出ても、裁判が高裁へ控訴され、長期化の様相を示した1948年9月、最高裁事務局長から全国の裁判所に対して、「今般連合国総司令官係官から、この種の事件は他の事件に優先して迅速に処理するように勧告を受けた」と通牒が出された。そこでは、「1945年12月9日及び1948年2月4日附の各農地改革についての連合軍総司令官覚書に示された連合軍の占領

目的に添うものとして、当然の処置と考えられる」（『顛末』：459）と述べられていた。

このように、GHQという占領権力の下で、多くが庶民と言える176万戸の地主に対して、貴重な財産を不当に低廉な価格で強制買収するという犠牲を強いたのが、農地改革の真実の姿だったのである。それにさらなる追い打ちをかけたのが、朝鮮戦争の最中の1952年7月7日に成立した農地法だった。

4. 農地法制定と講和条約発効後の地主運動

4.1. 農地法の非常識さ

農地法制定の発端は、1949年10月21日の吉田首相に対するマッカーサー書簡だった。そこには、「農地改革以前の小作制度にいつの間にか逆もどりする可能性は絶対に阻止されなければならぬ」とあった（その4：174）。すっかり「封建遺制」論に染まっていたGHQは、1949年の総選挙で35議席に躍進した日本共産党の伊藤律が言い出した「地主制度がふたたび復活しようとしている」（伊藤1949：7）という主張に恐怖を覚えつつあった。

農林省もまた『昭和25年農地年報』が「将来における寄生地主復活の危険性が全然ないとは言えない」（農林省農地局農地課1952：101）と述べたほど、「地主制復活」という政治的プロパガンダの影響を受けていた（その7：121）。そこに勃発したのが朝鮮戦争である。農地法の制定過程は、国内外が不穏な状況下で進められた。

1951年9月8日にソ連や中国を排除したサンフランシスコ講和条約が締結されると、モスクワで日本国内の攪乱を狙った「51年綱領」が制定され、日本を代表する“進歩的”知識人は雪崩を打って、この「51年綱領」に基づく言論活動を開始した。それが、1953年刊の『日本資本主義講座』全9巻に結実してゆく。そこでは、「地

主制の再編・強化」が最重要な主張となっていた（その4）。恥ずべき虚妄の上塗りである。

こうした情勢が、制定過程の農地法の趣旨に影響を与えた。1951年5月29日案では第1条「目的」が、「耕作者の地位を安定し、農業経営を合理化するため」とあった。それが、講和条約後の10月30日案になると「自作農を創設し、及び維持し」と、自作農という言葉が冒頭に來た。そして、「51年綱領」による「地主制の再編・強化」が声高に喧伝されていた翌1952年2月5日案では、「農地はその農地の耕作者が自ら所有することが、最も適当なものと認め」と、いわゆる「自作農主義」が冒頭に登場した。借地は「不適当」とされたのである（その8）。

当初案にあった経営合理化の観点は背後に退き、小作地復活阻止を最優先する目的が前面に出された。条文でも、第3条で農地の権利移転はすべて都道府県知事の許可となり、第20条では賃借権当事者でも都道府県知事の許可なしに賃借権解除をできなくした。この結果、自作目的でも貸付者が保有小作地を取り戻すことは難しくなった。さらに、第21条では小作料は市町村農地委員会が定めるものとなり、第22条で小作料は定額金納のみとなって、当事者同士が望んでも物納は許されなくなったのである。

那須皓は、農地改革法案が成立した直後の1946年11月の時点で述べていた。「農地制度改革案の一大誤謬は、貨幣価値の甚だしく変動しつつあり、其の前途の予測せられざる時、農地の売買を一定の貨幣額に於てのみ認め、又農地小作料の物納を禁止して金納を強要せる点にある」、「小作料に就ても金納、物納何れでも当事者の選択に任せば宜しいのであって、強いて金納に統一する必要は此の際は断じて無い」（那須皓先生追想集編集委員会編1985：52）と。那須が半ば呆れていることが、この文章から読み取れる。

しかるに、小作料最高額統制が廃止されるの

は1970年、物納が認められるのは1980年である。なぜ、こんなにも長期の時間がかかったのか。それはその間、米ソ冷戦が続いていたからである。国内冷戦の当事者たる社会党、共産党にとって農地法は、農地改革の成果を守るために死守すべき砦だった。そのため農地法改正は、イデオロギー対立を背景としたセンシティブな政治マターになったのである。

いずれにしても、この農地法制定は、旧地主や貸付地を持つ農家の期待をまったく裏切るものだった。なぜなら1952年4月28日の講和条約発効と独立回復によって、国内では占領政策の見直しが次々と進められていた。それゆえ彼等は農地改革についても買取価格の見直しや賃借権の解除、小作料の引上や物納容認などを期待していたのである。それが裏切られた結果として、全国各地で地主運動が起こってくるのである。

4.2. 全国農政連盟の設立

講和条約発効後の地主運動の中でも全国的な影響力を持ち続けたのは、広島県世羅郡吉川村出身の古本瀧夫が1952年4月から始めた全国農政連盟の活動である。彼は、戦前に大阪府公立青年学校長だったが、戦後郷里に帰郷した。家は小地主だったが農地改革で農地を買収され、「父親がこのために憤死したことから発フンし」、上京して「日本地主連盟結成準備会」の名で趣意書を全国の市町村と農業委員会を通じて旧地主に配布した（その8）。

配布された趣意書には、農地改革は「何等の意見も一言の批判も許されない至上命令」でした。あまりの焦心に死の道を急いだ地主、其の日の生活にも窮して他人の扶植にすがったものの、一家四散した者等々多くの社会的悲惨事を将来しました」（農林省農地局農地課編1956：202）とある。その要求事項は、「政府は速やかに再調査機関を設置して公平な評価をして価格

の調整をすべきこと」、「耕作権の移動を制限した」農地調整法を改廃すること、の2つだった。この2番目は、いまだ農地法成立以前であったためである。

全国農政連盟は、1952年から1953年にかけて組織の全国化を進めた。その支部と称する団体が鳥取県（1953年4月）、長野県（5月）、兵庫県（10月）に作られた（同：p.164）。1953年9月には、「全国32を越える都道府県の同志と直結し、22県から42名の代表が、本部常任理事に選任され全国的布陣に今ひと息のところまで成長するに至った」（同：206）とある。

この全国展開の早さを理解する鍵は、全国農政連盟が前年8月の設立当初から下条康磨を常任顧問に迎えていたことにある。下条は、第2次吉田内閣の文相であり、現参議院議員であった。さらに、1953年2月に国会提出され、8月に成立した恩給法の一部改正法案、すなわち軍人恩給の復活も大きな役割を果たしていた。この軍人恩給復活は「逆コース」と言われたこの時代を象徴するものだったのである。

ただし、全国農政連盟の2つの要求の内、どちらに重点を置くかをめぐっては、その地域によって利害対立を生じる芽を孕んでいた。すなわち、買収面積が比較的大きく、国家補償に重点を置いて小作農との対立を避けたい東日本の旧地主たちと、そもそも買収面積が小さく、むしろ保有小作地の自作化や小作料引上のための農地法改正を優先課題としたい西日本の耕作地主との思惑の違いである。

4.3. 西日本を中心とした地主運動

1953年には全国農政連盟以外にも、西日本各地で地主団体が県単位で生まれてきた。それが、佐賀県解放農地国家補償期成同盟会（3.31）、香川県農業再建協同組合連合会（5.6）、大分県農村振興連盟（5.31）、滋賀県農地連盟（8.8）、富山県農地解放者連合会（12.5）の5団体である。

この内、大分県農村振興連盟は、大分県宇佐郡糸口村の松本干城が作成した「保有耕作権回復促進同志会趣意書」が1952年12月15日付けの大分新聞に掲載され、それが反響を呼んで、先述の大分県農地協議会の指導者たちも加わり1953年5月6日の設立となった。その趣意書には、「来る28年度から小作料が壹千円になるといっても千円の金では米一斗がやっとである。この内から税金を払えば、何程の金が地主の手許に残るか、これでは保有地所有権というものは、只名目ばかりの権利で、有名無実のものに等しい」（農林省農地局農地課編1956：276）とあった。その要求事項も、小作料の改定、貸付地の自作化など、農地法改正の方に力点があった。

これに対して、名称からもわかるように、買収価格の国家補償に力点を置いて設立されたのが、佐賀県解放農地国家補償期成同盟会であった。この団体は江口勘一をリーダーに、1953年3月「31日午後1時から佐賀市公会堂で開催。県下から約800名の旧地主たちが参集、農地改革後5ヶ年間の不平不満を1時にさらけ出し氣勢をあげた」（同：285）と『佐賀新聞』に掲載されるほど、県内に幅広い基盤を持っていた。そこでの決議には、「農地改革は占領政策上での止むを得ぬ行き過ぎであり、独立した今日速やかに是正さるべきだ。即ちわれわれから反当り800円余という安値で買収した開放農地が、現在反当10万円余で自由販売されている。その反面われわれ旧地主は生活に困っている。この現実から国家は解放農地補償法を速やかに具体化すべきである」（同）とあった。

この佐賀県とともに、県内に強固な基盤を持ち、集団小作地返還運動の中心となったのが5月6日設立の香川県農業再建協同組合だった。こちらは、旧全国転落地主擁護連盟を母体に、天野次太郎の組織力で保有田反当り米1升または100円を組合費として運動費を確保し、保有

小作地の返還にターゲットを絞って、全国農政連盟とは一線を画して農地法第20条の契約解除申請へと向かっていった。1954年1月29日には、高松市公会堂に1,200名の組合員を結集して、全国農業再建協同組合を結成するに至ったのである（その8）。

その宣言文を見れば、農地改革の「裏面には公職追放となり、働くには職なく、保有地を持ちながら土地の返還を得られず、生活難のため家を倒し邸を売るまでの悲惨事を起し、或は引揚者が或は帰還軍人が不在地主の名目の下に全面解放の憂目に会い、餓死線上をさまよう等農地改革の犠牲となった多数の小地主は声を偲びて生活にあえぎつつある」（香川県農業会議編1956：10-11）とあった。

4.4. 地主団体統一の動きと最高裁判決

この他にも8月8日には滋賀県農地連盟、12月5日には富山県農地解放者連合会が設立された。両者は共に、軍人恩給の復活を買収価格の国家補償の根拠に掲げていた古本瀧夫の全国農政連盟の影響を受けて設立されたものであった。滋賀県のリーダー蒲生郡武佐村の小原馬吉は「政府は旧軍人の恩給を復活するのなら旧地主にも相当の補償金を出すべきである」（農林省農地局農地課編1956：228）と述べていた。富山県農地解放者連合会の趣意書にも、「恩給制度は復活し、軍人遺族の援護対策はその緒につき、順次新しい社会保障制度が具体化しつつある今日、吾々の此の叫びも亦占領下の犠牲に依るを思えば、此の際、協力一致、政府に実状を訴え、之が補償を強要することが当然である」（同：231）とあった。

このように、全国農政連盟の活動は、香川を除いて全国の地主団体に影響を及ぼし、1953年中には地主団体統一の動きへと発展した。その重要なステップが1953年11月22日開催の全国地主団体協議会だった。そこには、北海道、岩手、

長野、滋賀、広島、大分など16団体20名の代表が集まり、「農地法の改廃と追加払の法文化を真剣に討議し」（同：165）、最後は「12月10日午前10時までに衆議院第1会館に参集して、農地法の改廃と追加払の法文化を期するため、陳情その他の方法に全力を結集する」（同：210）ことが合意された。

こうして、12月10日から4日間にわたり、「約30名の代表が国会において各派議員に請願陳情を行った」（同：165）。これは地主団体による最初の集団的な国会陳情であり、衆参両院約40名の代議士に会見することができ、この請願が契機となって、後述のように、自由党が議員立法で農地法改正案を国会に提出する動きを開始したのである。

しかし、その10日後の1953年12月23日に出されたのが、農地改革違憲訴訟の最高裁判決である。この最高裁判決は、①常識（コモンセンス）的に見て明らかに不当と思われた買収価格も、憲法29条第3項にいう「正当な補償」であるとし、さらに②インフレーションの進行に合わせ米価が引上られたにもかかわらず買収価格が据え置かれたことも、米価引上は生産費上昇に伴うもので生産そのものに直接関係のない農地所有者に対しては買収価格改訂の必要がないとして、違憲訴訟の訴えを完全に否定した。ここに農地改革は合憲が確定したのであった。

この買収対価も、その据置も、合憲とした最高裁判決は、全国農政連盟の追加払いの論拠を狙い撃ちにして完全否定したものであり、当然のように、全国農政連盟の活動は深刻な打撃を受けるのである。

国会では、自由党政調会が1954年2月に農地価格補償や第20条統制の廃止、物納小作料の容認などを骨子とした農地法改正案をまとめ、国会提出も企図されていた（農林省農地局農地課編1956：166）。しかし、吉田内閣の与党自由党は前年3月の「バカヤロー解散」で少数与党と

なり、政権基盤がきわめて脆弱だった。そのため農地法改正問題も、立ち消えとなってしまった。地主団体が統一され、自民党の手で農地報償法（1965）が成立するまでには、さらに10年を必要とした。しかし、その間、地主運動は途絶えることなく、地道に続けられたのである。

5. おわりに

農地改革違憲訴訟の最高裁判決について、『戦後政治裁判史録』で学習院大学の憲法学者山内一夫は述べていた。

「買収対価を憲法枠内の問題として考える限り、岩田意見書の説く違憲論が正しいのであって、地主の増額請求を振り切るには、田中二郎の超憲法説が川島の憲法以前説かによらざるを得なかったものと思われる」。最高裁がそれをしなかったのは「政治的影響を怖れたためと思われる。その意味において、本件判決は、極めて政治的色彩の強い判決と評すべきであろう」（山内1981：154-155）。

東大法学部の加藤一郎も、この判決の直前に出した著書（加藤1953）で、「わたしは当初の買収価格については憲法の枠内で正当化しうる余地はあるが、その据置の問題については、憲法の下で正当化することはきわめて困難であり、超憲法論がどうしても必要になってくると考える」（同：58）と述べていた。超憲法説とは、農地改革が実質的にマッカーサー指令に基づいたものとする説である。それは、特に1948年2月4日の第2の「覚書」により表面上もはっきりしていた。だからこそ、各地の違憲訴訟に対する判決は、1949年以降、仙台高裁（1949.10.14）、東京高裁（12.27）、東京高裁（1950.10.27）、広

島高裁（1951.9.10）と、いずれもが超憲法説に立っていたのだった（加藤1953：54第5表）。

最高裁が超憲法説をとらなかったのは、超憲法説に立てば、買収対価はともかく、その据置はGHQによる占領政策として、憲法に反してなされた措置となり、「占領政策により犠牲を強いられた旧地主に追加支払いをせよ」という全国農政連盟の主張を振り切れないと最高裁が考えたからに違いない。山内一夫が「極めて政治的色彩が強い判決」と述べたのは、そのような意味においてであった。

これまでの農地改革研究は、この最高裁判決を「合憲が確定した」としてだけ扱い、その中に踏み込んだ議論を十分にしてきたとは言えない⁷⁾。しかし、この判決には5人の裁判官による少数意見があった。中でも注目すべきは、真野毅裁判官の意見である。

真野裁判官は、憲法29条3項における「正当な補償」とは「当該財産が具体的・個別的に保有する客観的な価値に対応する等価値対価を指す」のに対し、自創法3条の買収価格は「特定の平均的基準によって割出された抽象的な対価」であって「正当な補償」ではない。よって「同法14条によって訴を以てその増額を請求できる」し、その増額の訴求を「ツベコベいつて拒む理由は、毫末も存在しない」と、多数説を批判した。

「また実際の行政においても往々見られるように、たまたまそれに該当する当事者国民だけの犠牲的負担において、事態を解決しようとする態度は、根本的に誤っている」と言い、さらに、これが前例となり「憲法29条にいう正当補償の保障が、無視され、軽視され、蔑視され、色々と潜られていくことを、現在および将来のため

7) 岩本純明は、岩本（2014）で最高裁判決が「公共性」を根拠に農地改革を合憲としたことに触れて、「農地所有の公共性」を論じている。しかし、ここでの「公共性」は、農地改革を合憲とするために無理矢理持ち出された三百代言であり、そこから汲み取るものなどあるのだろうか（同：58-61）。

に深く憂うる」と述べていた。

ここに、政治におもねった多数意見に対して、法にのみに忠誠を尽くす裁判官としての良心を指摘しないわけにはいかないだろう。自己の財産を二足三文で取り上げられた旧地主の無念さ思うとき、最高裁に真野毅という裁判官が居たことが、せめてもの慰めと言えるかもしれない。

第2次世界大戦後の世界で、農地改革が行われたのは日本ではなかった。その最初は、1944年7月にモスクワで発足したポーランド国民解放委員会（ルブリン委員会）が、9月から実施した。続いて、1945年3月からハンガリーとルーマニアで、6月からチェコスロバキアで、8月から東ドイツで、12月からブルガリアでと続く。これらの農地改革はすべて共産党主導による政権の樹立とソ連の衛星国化と深く関係していた。翌年3月に実施された北朝鮮の農地改革も同じである（その1）。

これは決して偶然ではない。農地改革は、コミンテルンが日本を含む「中位の発達段階の資本主義国」に与えた「二段階革命（社会主義革命に急速に転化するブルジョア革命）」論に基づくブルジョア革命と位置づけられていたからである。東欧や北朝鮮、そして中国における「人民民主主義革命」の起源は、やはりコミンテルンだったのである。

そして、日本の農地改革の場合も、農林官僚を含む左翼インテリに、そしてGHQの内部に、コミンテルンを起源とする「二段階革命」=「封建遺制」論が深く浸透していた。フランス革命史の研究者フランソワ・フュレは言う。20世紀は、 komunizmus という「イデオロギー的情熱が横溢」した「特別な世紀」だったと（フュレ 2007: 19）。しかも、 komunizmus は、「第二次世界大戦の勝利により、さらに長期間の存続が可能になった」。とりわけ「資本主義は社会主義へ、ついで komunizmus へと」、「こうした komunizmus の歴史観には絶大な力」があった

（同：18）。

さらに、フュレは言う。「驚くべきことは、知識人が時代の精神を共有したことではない。問題は、彼らが自らの手で時代精神に修正をくわえようとする代わりに、時代精神の虜になってしまったことである」（同：20）。まさに、これまでの農地改革研究は、あの「51年綱領」による集団ヒステリーの後も、やはり komunizmus に魅せられ、その虜となった知識人に独占されてきてしまったのではないか。そのために、「農地改革」という虚像が作られ、それが学会や学校教育、そして社会一般に広く深く浸透してしまっただけではないだろうか。

フュレは言っている。「しかし、20世紀を理解するためには、どうしてもその追悼の作業を行う必要がある」（同）と。言い換えると、 komunizmus の追悼なくして、農地改革の真実を正しく評価することもできない。本稿は、そのための“たった1人の反乱”である。

引用文献

- 朝日新聞仙台支局編（1979）『斎藤家・周辺物語－みやぎの農地解放－』宝文堂
- 五十棲藤吾（1956）『「農地等開放実績調査」の全国集計報告』山田盛太郎編『変革期における地代範疇』岩波書店：170-224
- 伊藤律（1949）「一歩さがって二歩前え－深まる政治危機とわが党の課題－」『前衛』44：6-23
- 岩本純明（2014）「農地改革」岩本純明編『戦後改革・戦後復興期Ⅱ』農林統計協会：1-76
- 岩本純明編（2014）『戦後改革・戦後復興期Ⅱ』農林統計協会
- 香川県農業会議（1956）『地主運動をめぐる最近の農地情勢』同会
- 加藤一郎（1953）『農地改革』日本評論社
- 小島庸平（2022）「近代の農村」岩城ほか編『論

- 点・日本史学』ミネルヴァ書房：296-297
- 近藤康男 (1950)『農地闇売買の実態－小作料及び土地移動状況調査其の二－』農林統計協会
- 近藤康男 (1951)「農地の闇売買－農民による農地改革の評価－」『社会学評論』1(4)：14-22
- 玉真之介 (2020)「農地改革の真実－その歴史的性格と旧地主報償問題－(その1)」『帝京経済学研究』54(1)：157-187
- 玉真之介 (2021)「農地改革の真実－その歴史的性格と旧地主報償問題－(その2)」『帝京経済学研究』55(1)：123-166
- 玉真之介 (2022a)「農地改革の真実－その歴史的性格と旧地主報償問題－(その3)」『帝京経済学研究』55(2)：35-91
- 玉真之介 (2022b)「農地改革の真実－その歴史的性格と旧地主報償問題－(その4)」『帝京経済学研究』56(1)：121-183
- 玉真之介 (2023a)「農地改革の真実－その歴史的性格と旧地主報償問題－(その5)」『帝京経済学研究』54(2)：97-143
- 玉真之介 (2023b)「農地改革の真実－その歴史的性格と旧地主報償問題－(その6)」『帝京経済学研究』57(1)：69-120
- 玉真之介 (2024a)『ロシアを見れば日本がわかる：日ロ比較農業史』八朔社
- 玉真之介 (2024b)「農地改革の真実－その歴史的性格と旧地主報償問題－(その7)」『帝京経済学研究』57(2)：105-153
- 玉真之介 (2024c)「農地改革の真実－その歴史的性格と旧地主報償問題－(その8)」『帝京経済学研究』58(1)：39-88
- 那須皓先生追想集編集委員会編 (1985)『那須皓先生－遺文と追想』不二出版
- 農地改革記録委員会編 (1951)『農地改革顛末概要』農政調査会
- 農地改革資料編纂委員会編 (1975)『農地改革資料集成』第2巻、農政調査会
- 農地改革資料編纂委員会編 (1976)『農地改革資料集成』第4巻、農政調査会
- 農地改革資料編纂委員会編 (1980)『農地改革資料集成』第11巻、農政調査会
- 農地局農地課 (1951)『農地情報 B-G 昭和24年度耕作放棄について』農林省
- 農林省農地課編 (1953)『昭和26年農地年報』農政調査会
- 農林省農地局農地課編 (1952)『昭和25年農地年報』農林省農地局農地課
- 農林省農地局農地課編 (1956)『昭和29年農地年報』農林省農地局農地課
- 農林省統計調査部編集 (1950)「小作料及び土地移動状況調査」『統計調査資料』25集、農林統計協会
- フュレ・フランソワ (2007)『幻想の過去 20世紀の全体主義』バジリコ
- 山内一夫 (1981)「農地改革事件－自作農創設と地主の財産権－」山内一夫『憲法論考』成文堂：137-160
- 山田盛太郎 (1934)『日本資本主義分析』岩波書店
- 山田盛太郎 (1986)「農地改革の歴史的意義」暉峻衆三編『農地改革論Ⅱ』農文協
- 渡辺洋三 (1975)「農地改革と戦後農地法」東京大学社会科学研究所編『戦後改革6農地改革』東京大学出版会：91-135
- [付記] 本研究は JSPS 科研費 (23K05431) の助成を受けた。

The illusion of “land reform”

—Farewell to Communism—

Shinnosuke TAMA

Professor of Teikyo University

This paper will demonstrate, based on facts, that the evaluation of land reform as “the most successful reform” is a fabricated illusion, and that in reality it was a reform that forced great sacrifices on over a million former landowners, who could only be described as ordinary people. First, I will begin by looking at the number of landowners who were bought out, and then I will unravel the mystery of the legislative process. Next, I will discuss how the transfer of farmland in rural areas gave anger to former landowners. I will discuss how a lawsuit filed by landowners in Yamagata Prefecture against the constitution of the land reform frightened GHQ, leading to the second “Memorandum.” It also makes clear that the Farmland Law was an absurd act, stimulate the rise of the landlord movement against it, and reveals the political nature of the Supreme Court’s decision of December 1953. Finally, I will point out the relationship between land reform and communism and state the need to farewell communism.

Key words: land reform, landlord movement, land reform unconstitutionality lawsuit, farmland law, communism

荒川下流域における地域構造と 災害リスクの時系列変化に関する研究

坪 井 塑太郎*

- | | |
|---------------------|-----------------|
| 1. はじめに | 4.2. 洪水災害対策 |
| 2. 研究対象地域概要 | 5. 東京都の地震災害 |
| 3. 時系列でみる地域構造の変化と特徴 | 5.1. 地震災害リスクの特徴 |
| 4. 東京都の洪水災害 | 5.2. 地震災害対策 |
| 4.1. 洪水災害発生の特徴 | 6. おわりに |

要 旨

本研究は、東京東部低地を南流する一級河川「荒川」の下流域を対象に、地形を含む地域構造を踏まえ、同地域の災害リスクの特性を「洪水災害」と「地震災害」の双方から明らかにすると同時に、今後の災害対応方策を検討するものである。本研究対象地域は、「海拔ゼロメートル地帯」を含む低平な沖積低地上に位置し、古くは水田・湿田が卓越する農業地域であったが、1964年（昭和39年）の東京五輪の開催を前後して人口が急増し、特に2000年代以降に着目してみると、その高齢化も進行している。

東京都区部における洪水災害の特徴は、近年では水防事業の進展により、被災住家数自体は減少しているものの、局所的な豪雨に起因する床上浸水の発生が頻発するなど激甚性が高い新たな形態の被害構造に変化していることが特徴となっている。また、地震災害に関するリスクの特徴は、本地域では、行政主導により耐震補助事業や細街路の拡幅工事等の対策が進められているものの、依然として地域危険度が高い状況が継続している。災害対策においては、近年では、「防災」から「減災」への政策シフトにより、居住者や地域の自主性も強く要されるようになってきている。また、本地域は洪水災害の発生時に、地形由来による指定避難所へのアクセスの脆弱性が懸念されているが、域内において、近年増加している中高層の共同住宅を「水害避難ビル」として指定することで、同住宅の共用部分を緊急避難場所として確保・活用するなど、官民・地域協働での柔軟な対応も求められる。

キーワード：洪水災害 地震災害 時系列分析 地域構造 防災・減災 荒川下流域

1. はじめに

わが国において洪水対策の取組みの転換点となったのは、2000年に発生した東海豪雨災害がその代表的なものであり、翌2001年の水防法改正を契機に洪水ハザードマップの作成が全国的に進められるようになった。内閣府により実施された2021年7月末時点での全国調査では、浸水想定区域に含まれる1,403の自治体のうち、98.2%にあたる1,378の自治体において洪水ハザードマップの作成と公開が行われている旨が記されている。しかし、近年の地球規模での温暖化に伴う洪水リスクの上昇を背景として、2010年に中央防災会議より「大規模水害対策に関する専門調査会報告－首都圏水没－被害軽減のためにとるべき対策とは－」が公表されて以降、自治体においては、被害想定の見直しのほか、内水氾濫を対象としたハザードマップの作成や災害対応タイムラインの導入等も同時に進められるようになってきている。

河川近傍における災害と社会に係る根幹的な既往研究の系譜では、天災の克服を基調にしながらも人災の要因を検討した研究（小出ほか、1954）を契機に、災害を通してみた地域開発の課題（菊地、1960）、被害者の社会階層性（石井、1958）、地域の脆弱性克服のためのリスク把握や具体的な対策手法（井関、1974）に関する研究へと発展・展開している。

わが国はその地勢上、毎年、台風や前線の通過地にあたるため、雨水に起因するリスク管理は重要な課題として位置づけられ、都市水文学における確率降雨モデルや雨水流出解析等に関する研究（長尾、1975；端野、1986）のほか、施設整備による浸水リスク低減効果に関する研究（服部、1967；宮村、1980）や、災害時の情報に関する研究（東京大学社会情報研究所、2013）がみられる。近年では、特に洪水ハザードマップ整備の進展に応じて、住民の認知や避

難行動などに与える影響を検証した研究（片田ほか、2004；山田ほか、2008）などが報告されてきている。

これら一連の研究では貴重な知見・示唆が提示されているが、近年の災害においては地震災害直後に豪雨に見舞われる事例が発生するなど「複合災害」視点での検討も重要な課題となってきた。地震災害と洪水災害では、発災までの情報量や予測可能性、突発性、被災想定地域の限定性等においてリスク意識・避難行動等が異なる（坪井、2004a・2004b）ことが特徴として指摘されているほか、前掲の中央防災会議・大規模水害対策に関する専門調査会の報告書の中では、従来、都市における大規模地震・火災対策のひとつとして位置付けられてきた「広域避難」を、大規模水害発災時の対応にも援用し、その取るべき対策指針を示したものとなっているなど、災害の特性の違いを考慮しながらも両者を一体的に把握・対応していくことが求められてきているといえる。

上述の課題を踏まえ、本研究では、東京東部に位置する区部のうち、2024年10月に通水から100年を迎える荒川下流域を主対象とし、その沿川8区（板橋区・北区・荒川区・墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区）（図1）に焦点を当て、同地域における地域構造を考慮しながら、「洪水災害」と「地震災害」の双方から既往の災害史を概観し、時系列での変化と対応および課題を明らかにすることを目的とする。

2. 研究対象地域概要

本研究対象地域は、東京都東端の沖積低地上に位置し、江戸期には水運の要衝となっており「江戸東廻航路」の一部として機能した反面、洪水や高潮、内水氾濫など水害の常襲地域でもあったことが知られている。江戸時代の三大洪水といわれる1742年（寛保2年）、1796年（天

明6年)、1846年(弘化3年)の大水害により、当時より大規模な河川改修が頻繁に行なわれてきたが、1910年(明治43年)に発生した荒川中下流域において甚大な被害をもたらした大洪水を契機に、1913年(大正2年)から水害の抜本対策として内務省により「荒川放水路」の開削が着手された。荒川はそれまで、隅田川につながり東京湾へ流入していたが、隅田川は蛇行が多く、川幅も狭いことから氾濫しやすく「帝都」を守る意味において治水の対応が急務であったことが背景として挙げられる。

この工事は、現在の東京都北区の岩淵に水門を設置して本流を仕切り、そこから東京湾に向けて、延長22km、幅約500mの「放水路」を開削し、洪水時には岩淵水門を閉鎖することで、本流(隅田川)の増水を抑制し、その大部分を放水路により東京湾へ流下させるものである。荒川放水路は、1924年(大正13年)から本格的に通水が始まり、2024年(令和6年)に100年を迎えた、わが国を代表する洪水対策を目的とした「人工河川」である。

荒川放水路開削工事の着工前においては、現在の江東区西側と、板橋区・北区の丘陵地を除

くほぼ全域において水田が卓越しており、域内には「葛西用水」のほか、小合溜井を水源とする「上下之割用水」から分岐した用水路により灌漑が行われていた。また、本地域では自然堤防上に、元来より集塊状の農業集落が形成されていたが、通水直後においては、荒川放水路右岸地域において人口増加に伴う宅地化のほか、東京湾岸の埋立地の拡大が行われた。

元来、低地であった本研究対象地域では、関東大震災(1923年)による地盤変動や、その後の工場集積に伴う地下水の揚水、水溶性天然ガスの採取等により地盤沈下が進行し、現在も常時、海拔下に市街地が立地する「海拔ゼロメートル地帯」が広がっている(図2)。

3. 時系列でみる地域構造の変化と特徴

本章では、2000年代以降における地域構造の変化を、国勢調査小地域統計データをもとに検討を行う。

分析にあたっては、国勢調査オープンデータを用いて2000年および2020年の統計情報から町丁目別にデータベースを作成した後、同期間(20



図1 研究対象地域
(東京都区部・荒川沿川東部8区)

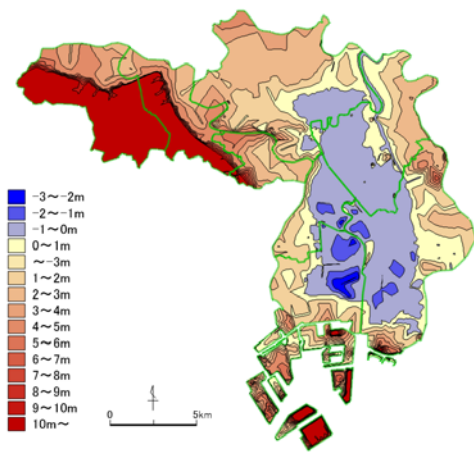


図2 研究対象地域における標高・等高段彩図
注：基盤地図情報(数値標高モデル10m)より筆者作成

年)における地域の変化を、GISを用いて地図化し、その特徴の検討を行った。

図3・図4に、本研究対象地域の65歳以上高齢化率の変化を示す。本図より、2000年においては、荒川に隣接する沿川の旧市街地等において高齢化率の高い地域がみられたが、2020年では、江戸川区・江東区の南部地域を除いては、ほぼ全域において高齢化が進んでいることが明らかになった。

図5・図6に共同住宅の階高別世帯数の変化

を示す。2000年では墨田区、江東区および江戸川区南部において中層（6～10階）および高層（11階以上）の居住世帯数の集中がみられたが、2020年では、荒川以東地域への中層以上の居住者の拡大がみられた。この背景には、同地域の再開発等により高層住宅（マンション等）が数多く供給されたことに伴う現象であることが推察されるが、同時に、2000年代以降における「都心回帰」による居住の「受け入れ先」として機能したことが考えられる。

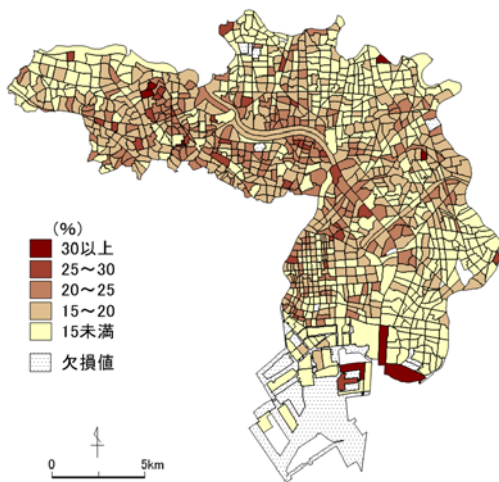


図3 2000年・65歳以上高齢化率（％）

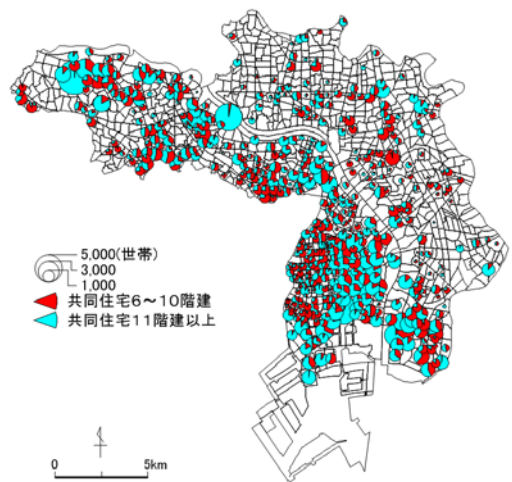


図5 2000年・共同住宅階別世帯数（世帯）

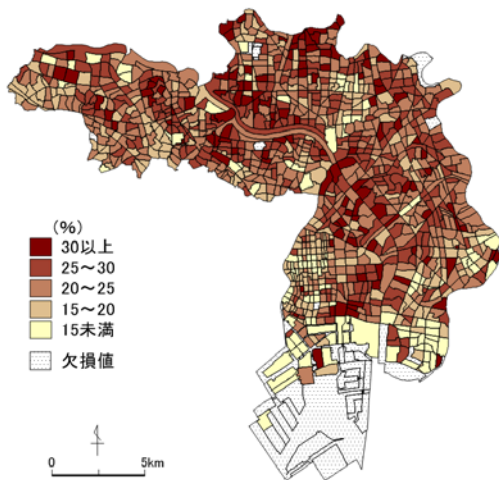


図4 2020年・65歳以上高齢化率（％）

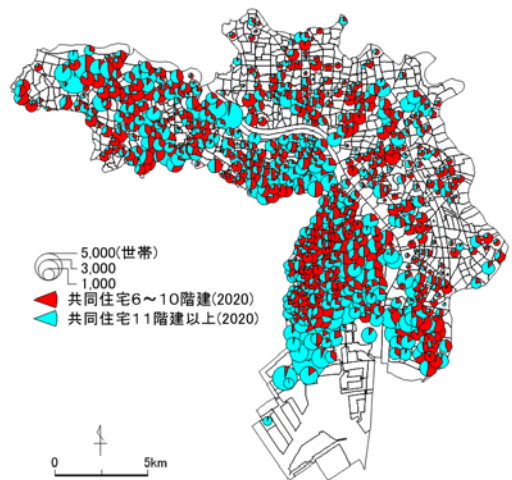


図6 2020年・共同住宅階高別世帯数（世帯）

4. 東京都の洪水災害

4.1. 洪水災害発生の特徴

1958年の狩野川台風による東京での洪水災害は、それ以前には東部低地での発生が常態化していた状況とは異なり、宅地開発が展開していた西郊山手の中小河川沿いにおいて、溢水に伴う内水氾濫が発生したことがその特徴となっている。当初「山手水害」と呼称されたこの水害は、徐々に区西部地域へと被害の発生範囲を拡大していった。本研究では東京都区部における洪水災害発生の特徴を時系列で把握・検討する観点から、1965年から2019年までの50年間の状況、水害統計各年版を用いて集計を行い、分析に際しては、5年ごとに集約し検討を行った。

図7に同浸水面積 (ha) と、浸水総棟数に占める床上浸水棟数の割合を算出した床上浸水率 (%) の推移を示す。本図より、1980-1984年間に一時的な被害の増大はみられるものの、浸水総棟数、浸水面積とも大幅に減少がみられる。しかし、床上浸水率は、上昇傾向がみられ、1995-1999年間に於いて57.4%を記録して以降、近年では浸水家屋のうち、60%以上が床上浸水となるなど、被災が少数・小地域であっても「激甚化」が進んでいることが特徴となっている。

降雨状況による浸水被害をより詳細に検討するために、本研究では東京都区部の5か所（東京・世田谷・練馬・羽田・江戸川臨海）のアメダス観測地点のデータをもとに、図8に年間降水量の3年移動平均を、図9に1時間50mm以上の降雨回数の推移を示す。本図より、東京都区部においては、1980年代以降において、降水量および1時間50mm以上降雨の発生回数が増大傾向にあるほか、それらの傾向は主として区西部において高いことが明らかになった。

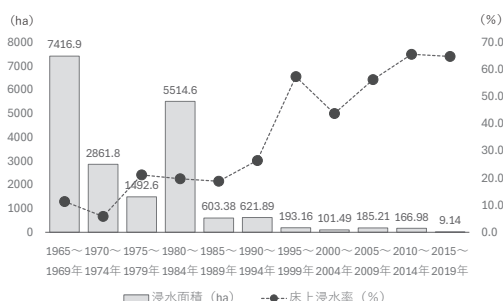


図7 東京都区部における浸水面積 (ha) と床上浸水率 (%) の推移 1965年～2019年

注：水害統計各年版より筆者集計作成

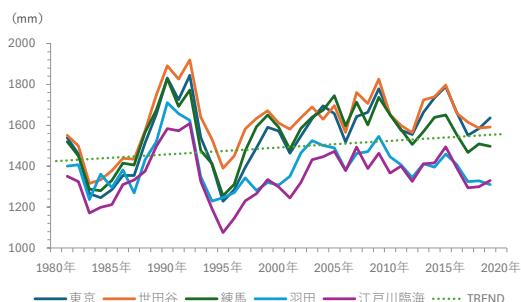


図8 東京区部アメダス地点別年間総降水量推移 (mm) 1980年～2019年

注：気象庁アメダスデータより筆者集計作成

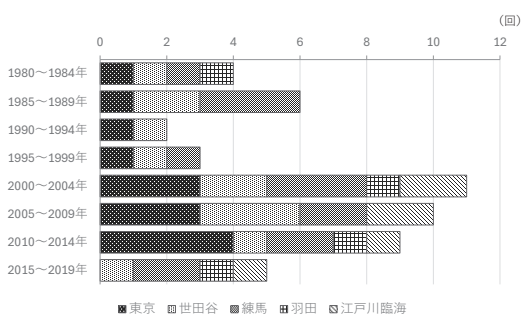


図9 東京区部アメダス地点別1時間50mm以上降雨回数の推移 (1980年～2019年)

注：気象庁アメダスデータより筆者集計作成

以下では、床上浸水率と浸水総棟数の変化について、区別での集計を行い、浸水総面積の最も大きかった、1965-1969年（図10）と、直近の2015-2019年（図11）の地図から検討を行う。前者では、区西部において高い床上浸水率がみられたほか、浸水総棟数も足立区、大田区等で顕著な傾向がみられる。しかし、後者では、依然として区西部において高い床上浸水率が継続しているものの、浸水総棟数は大幅に減少していることがわかる。

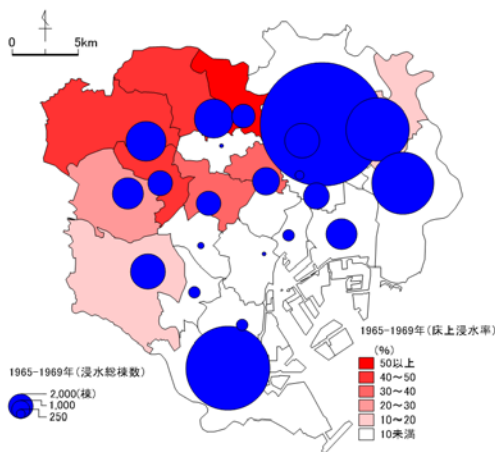


図10 東京都区部における1965-1969年の区別床上浸水率（％）と浸水総棟数（棟）

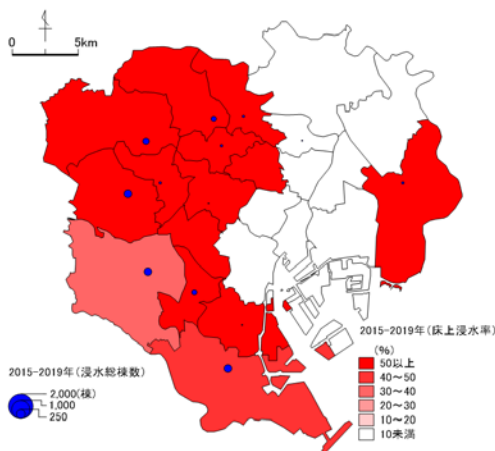


図11 東京都区部における2015-2019年の区別床上浸水率（％）と浸水総棟数（棟）

東京都区部における洪水災害を河川別にみると、都心部、西部では、従来の浸水箇所は主に、神田川、谷田川および渋谷川の一部であったが、1970年代以降では、区部中心地の中小河川の溢水・氾濫に起因する水害が多発かつ拡大化しており、こうした現象は東京における新たな水害の局面になっている。さらに、1980年代以降には、目黒川、立会川、呑川の中下流域にかけての流域低地にあたる品川区、大田区において浸水被害が拡大し、被害がより下流部に移っている。この要因は、河川中流域の都市化と排水施設整備が進んだ結果、下流域での流出負担が増加した結果であることが想定され、その影響によると考えられる同時期の被害では、下水道の逆流や排水不良による内水氾濫がみられたことが特徴となっている。

本研究では、東京都区部の水害発生の構造を「地域の開発程度」と「起伏量の大小」を指標に以下の4種に分類を行い、検討を行った。

第一は「宅地開発が進行中で、起伏量が高い地域の水害」である。これは、区西部における中小河川低地に開発された新興の住宅地や、台地上の窪地における内水被害がその主な内容である。第二は「宅地開発が展開中で、起伏量の小さい地域の水害」である。これは、主に東部低地帯における水害を指し、綾瀬川、荒川、中川、江戸川の内水氾濫を主な原因とし、平坦な地形を反映した、広範囲に及ぶ比較的浅い浸水深による被害がその主な内容である。第三は「既成市街地で、起伏量が高い地域での水害」であり、区西部を中心に1970年代後半から最も発生頻度が高まった水害である。これは、いわゆる「都市型水害」の典型的形態であり、出水までの時間が短く、浸水時間も比較的短いが、同一地域において度重なる被害が生じる傾向をもつ。これは、内水氾濫とともに、河川からの溢水氾濫により被災家屋の中での床上浸水率が高い割合を示している。第四は「既成市街地で、

起伏量の小さい地域の水害」である。これは、区部城南地区の呑川や目黒川下流域の内水氾濫被害を指す。これらの地域は、海拔下にあたる低地帯でもあり、排水機（ポンプ）による排水が従来から行われてきたものの、流域の都市化やこれに伴う不浸透域の拡大により、流出率が急速に高まり、施設の排水能力を超えるケースが発生するようになった結果である。

東部低地帯にあたる足立区、葛飾区、江戸川区および多摩川、呑川下流部に位置する大田区では、前述の第二および第四類型にあたり、その被害の特徴は、浸水面積が大きい反面、床上率が低い「湛水型」の傾向をもっている。また、第三類型の既成市街地で起伏量の大きい地域の水害は、アスファルト被覆等の拡大に伴う河川への急激な雨水流入により、神田川や旧谷田川の溢水が原因となり新宿区、文京区の都心部での被害が発生している。また、これらの地域は、前述の通り近年にかけて、高い床上浸水率を示しており、被害が甚大化している。

地形起因の水害発生と異なるものについては、近年の住宅構造の多様化に伴う地下室や地下ガレージを含む「地下空間」の被害が挙げられる。1999年7月に区西部において発生した局所的な豪雨により、新宿区のビルの地下室内で浸水による死亡事故が発生したことを契機に、翌2000年から地下空間一般資産被害に関する調査が開始され、2005年まで実施された。

同調査によると、地下空間への浸水被害棟数は、2000年に86棟であったものが、2005年には295棟へと増加しており、浸水延べ床面積も同13,465平方mから、35,488平方mへと増加している。これらの被害の多くは、副都心部、西部でのものが大半を占めており、オフィスや地下街等における水防対策や、避難対応等が要される状況になっている。

4.2. 洪水災害対策

東京都における洪水災害対策は、建設局河川部および都市計画局との連携において進められており、総合治水対策の概念に沿って、「ハード対策」と「ソフト対策」の両側面において対策が行われている。まず、ハード対策では「治水施設の整備」と「雨水流出抑制施設の整備」の二本柱により構成され、前者は河川を主対象とした改修事業と下水道を主対象とした整備普及事業からなる。また、後者は、「貯留」と「浸透」の二つの目的に細分化され、「貯留」については防災調整池、貯留堤、貯留槽、各戸貯留などの施設が、「浸透」については浸透枡、浸透トレンチ、道路浸透枡、透水性舗装、透水性U字溝などの施設整備が行われている。さらに、降雨に対しては段階的かつ計画的に治水水準の向上を図ることが策定されており、暫定計画(50mm対応)に位置する流域対策で設置された雨水貯留施設は、既定計画(50mm計画)達成時にはその用途が変更となる暫定的な雨水貯留施設であり、長期計画(75mm計画)に位置する流域対策で設置された雨水貯留施設は恒久的に雨水貯留施設として利用され、最終的な目標である基本計画(100mm計画)では、対策量100mmのうち、流域対策(雨水流出抑制施設等)での分担量10mmが計画されている。

一方、ソフト対策では、1977年より取り組みの始まった総合治水対策により、従来までの洪水および氾濫量を河川や下水道の改修のみに頼らず、その流域においても雨水流出抑制施設の設置等により分担しようとするものである。この対策により、流域は「保水地域」「遊水地域」「低地地域」に三区分別れ、「保水地域」では各種の流出抑制施設の設置、市街化調整区域および自然地の保全等により保水機能の保全・強化を行い、「遊水地域」では市街化調整区域の保持、盛土抑制、営農環境の改善等による遊水機能の保全を行い、「低地地域」においては内水排除

施設の整備や各種貯留施設の設置およびピロティ式建築などの耐水性建築促進を行うものである。また、総合治水対策の対象となる都市中小河川は、大河川と較べて元来の構造上および宅地化の進行による雨水浸透域の減少により洪水到達時間が短く、洪水警報等の活動に対する時間的余裕が乏しく、一旦氾濫が生じた場合その被害は短時間に拡大する傾向がある。そのため、情報伝達面での改善を要するとともに、住民による自発的な行動が不可欠となる。しかし、都市特有の居住・生活サイクルや新旧住民の混住により水害に対する認識や経験や知識が継承されにくいことが想定される。こうした情勢を受け、従来の「総合治水」で行われてきた河川改修等を代替する流出量を抑制する調整池の整備等を継承しながらも、今後の気候変動による降雨量の増加等への対応を見据え、あらゆるステークホルダーとの協働により流域全体での多層的な対策が掲げられた「流域治水」での対策が2020年から開始されている。

5. 東京都の地震災害

5.1. 地震災害リスクの特徴

わが国は世界有数の地震国としても知られ、東京都を含む南関東地域におけるマグニチュード7程度の大地震の発生確率は、今後30年以内に70%程度と予測されている。東京都は1960年代以降、急速な都市化が進み依然、密集市街地も数多く存在する。そのため地震発生により、揺れによる建物の倒壊や火災発生による延焼が大きな被害を起こす危険性が懸念されている。こうした状況を背景として、震災対策事業の優先度や地震災害に対する住民への啓蒙、防災まちづくりの推進を目的として、地域（エリア）ごとに脆弱性を可視化する「地域危険度」調査の結果が公表されている。同調査は、東京都震災予防条例に基づき概ね5年毎に、1975年より

実施されており、第1回から第4回までは、500mメッシュ単位として、第5回以降は、東京都の約5,000の全町丁目を単位として、各危険度が5段階（1：低危険度～5：高危険度）で公表されている。このうち「建物倒壊危険度」「火災危険度」および「総合危険度」の3つの測定指標は継続して実施（表1）されているが、測定方法については調査時点ごとに最新の知見が導入されるなど順次見直しが行われている。しかし指標算出のための詳細なアルゴリズムの変更はあるものの、各指標の趣旨は一貫しており「建物倒壊危険度」は、概ね地震によって建物が損壊や傾斜する危険性の度合いを評価したもので、地盤の硬軟、活断層の有無、および建物の種類（木造・鉄筋コンクリート造等）、建築竣工年代によって決定されているものとなっている。また「火災危険度」は、地震による出火、延焼の発生しやすさの測定から、火災の危険性の度合いを評価したものとなっている。延焼危険性は木造建築が密集している地域で高く、鉄筋コンクリート造等の不燃建築物や、広幅員道路、公園のある地域では消防活動の円滑性から危険度が低くなる傾向にある。「総合危険度」は、「建物倒壊危険度」と「火災危険度」を合成した総合的な危険度を示すものである。これらの「危険度」は、他の町丁目と比較して評価値を算出する「相対評価」が用いられており、全町丁目内での位置づけを把握できる点において利点を持つが、域内の整備や更新等により安全性が向上した場合においても、他の町丁目の安全性の方が一層向上している場合にはRANKが下がる場合があることから解釈には留意を要する。

本研究では、継続的に測定指標として公開されている「建物倒壊危険度」「火災危険度」「総合危険度」の3項目を用いて、対象地域における第5回調査（2002年）と第9回調査（2022年）における20年間の比較を示す（図12・図13）。

上述の通り、調査項目名は同じであっても危険度算出のためのアルゴリズムが調査回ごとに若干異なることや、相対評価であることから、厳密には時系列比較には適性を欠くが「域内変化の動向」を示すことに重点を置きながら検討を行った。図14に2002と2022年の調査年別の比較結果を示す。「建物倒壊危険度」では、第9回調査において、熊本地震における建物被害データに基づく研究成果が反映されたことにより木造の全壊率が増加されたことや、盛土造成地に関するデータが反映されたことなどにより、相対的なRANKの下降傾向がみられたが、荒川区、墨田区においては依然として高い危険度が継続している。「火災危険度」では、「建物倒壊危険度」と同様に、全地域において相対的なRANKの下降傾向がみられた。特に顕著であった荒川区は、建物密度や工場密度が高く、直近20年間においても不燃化率、平均道路幅員、公園面積比率とも低位であったことが背景となっている。「総合危険度」では、高危険度エリアは、概ねその範囲は環状7号線より内側に存在しながらも荒川の左右岸沿川に沿って形成されていることが特徴となっている。本研究対象地域では、一部で木造密集市街地が集積していることから、東京都により耐震化や不燃化改修等も進められている。

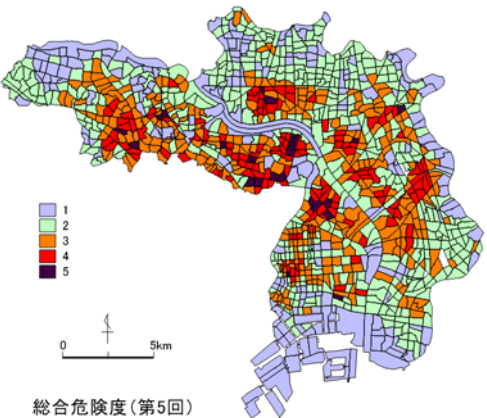


図12 総合危険度（第5回・2002年）

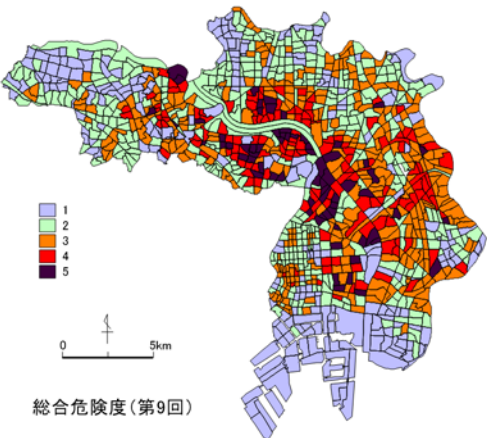


図13 総合危険度（第9回・2022年）

表1 地域危険度測定調査の測定指標項目

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
地域特性危険度	●	—	—	—	—	—	—	—	—
建物倒壊危険度	●	●	●	●	●	●	●	●	●
火災危険度	●	●	●	●	●	●	●	●	●
人的危険度	—	●	●	●	—	—	—	—	—
避難危険度	●	●	●	●	●	—	—	—	—
災害時活動困難係数	—	—	—	—	—	—	●	●	●
総合危険度	●	●	●	●	●	●	●	●	●

注：①～⑨は調査回を示す。

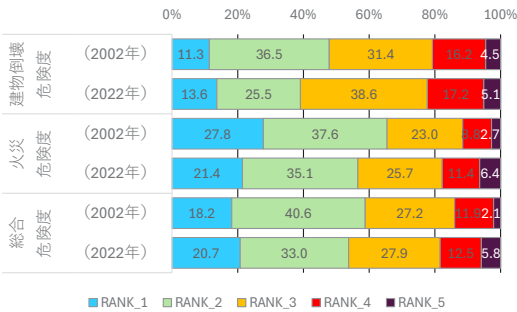


図14 調査年別・各危険度比較（割合）

注：各 RANK1～5は危険度値を示す。

5.2. 地震災害対策

東京都ではハードの地震災害対策として、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた「防災都市づくり推進計画」を1995年に策定し、市街地の防災性向上に取組みが開始されている。その後の首都直下地震の発生の切迫性の指摘や、地域危険度測定調査等の最新の調査結果等を踏まえ計画の改定が進められ「市街地の不燃化整備」「燃えない・壊れない都市づくり」を中心に事業が行われている。前者は、整備効果の高い事業や規制・誘導策の積極的かつ重層的な実施と不燃領域率・延焼遮断対形成率を、それぞれ65%を目標とした整備が進められている。また、後者では災害に強い都市構造の確保の観点から、耐震改修促進計画に基づく耐震化施策の推進や、緊急輸送道路沿道の建築物や木造住宅の耐震化を促進し、道路閉塞を未然に防止する取り組みが行われている。一方、ソフトの地震災害対策としては、災害に対する自衛の観点から、「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という防災に対する意識を醸成し、家庭や地域、職場でそれぞれの役割を果たすことが求められている。また、東京都観光情報センター等においては、近年の外国人観光客に対する防災情報の提供として多言語による情報公開、ウェブサイトによる対応が行われている。

東京都は、現在でも洪水災害および地震災害に関する高いリスクを有しており、継続してハードとソフト両側面で対策が進められている。しかし、近年の都市災害リスクマネジメントにおいては、ゼロリスク達成を目指す「防災（prevention）」から、fail-safe的な「減災（mitigation）」方向へシフトしており、災害時における行政による人命の保護は最大の使命であるものの、同時に過度に行政に依存しない居住者自身の日頃からの災害に対する認識や情報活用行動も求められるようになってきている。

6. おわりに

本研究対象地域では洪水災害による住家への浸水被害数自体は減少しているものの、局所的な降雨や地形に起因する局所集中的な激甚性の高い新たな被害の特徴がみられた。また、地震災害リスクについては、建物倒壊や火災に関する高い危険度を有する地域の存続がみられた。これらの状況に対しては、行政の継続的な防災事業取り組みも実施されているが、リスクの縮小に向けては、居住者や地域の自主・自律的な対応も要されている。

本研究で対象とした地域では、高齢化の進行という地域脆弱性はあるものの、他方では中高層の共同住宅（世帯）の増加といった変化をふまえ、当該住宅を洪水災害時の「水害避難ビル」として指定することで、同住宅の共用部分を緊急避難場所として確保・活用するなど、官民・地域協働での柔軟な対応も求められる。

参考文献

- 石井素介（1958）戦後における災害論の展開。駿台史学 8. 150～160.
- 井関弘太郎（1974）沖積低地における都市的土地利用の拡大経過。都市と農村. 247～263.
- 片田敏孝・児玉 真・佐伯博人（2004）洪水ハザードマップの住民認知とその促進策に関する研究。水工学論文集、48. 433～438.
- 菊地光秋（1960）狩野川台風による東京西郊の水害性格。地理学評論33-3. 184～189.
- 小出 博・佐藤武夫・甲斐原一郎（1954）日本の水害－天災か人災か－。東洋経済新報社.
- 中央防災会議・大規模水害対策に関する専門調査会（2010）大規模水害対策に関する専門調査会報告・首都圏水没－被害軽減のためにとるべき対策とは－、129.
- 東京大学社会情報研究所（2003）2000年東海豪

- 雨災害における災害情報の伝達と住民の対応、
東京大学社会情報研究所調査研究紀要19.
- 坪井塑太郎 (2004a) 東京都区部における水害
リスク認知の地域特性と情報活用に関する
研究、環境システム研究論文集(土木学会)、
32、382～389.
- 坪井塑太郎 (2004b) 都市における地震災害リ
スク認知の特性と水辺空間活用に関する研
究－東京都区部を事例として－、環境情報
科学論文集(環境情報科学センター)、18、
35～42.
- 坪井塑太郎 (2017) 地域防災力の向上に資する
演習教材の作成と実践－地域の立体視と透
明プラスチック容器を用いた立体地形模型
作成、地域安全学会一般論文集41、195～
198.
- 長尾正志 (1975) 確率雨量配分率曲線の理論的
推計、土木学会論文集243. 33～46.
- 端野道夫 (1986) 計画降雨波形の確率論的定式
化条件付確率降雨強度式の提案、土木学会
論文集369、139～146.
- 服部信彦 (1967) 川内川の洪水と鶴田ダムの意
義、地理学評論40-12. 693～706.
- 宮村忠 (1980) 河川改修と水防、環境情報科学
9、6～11.
- 山田文彦・柿本竜治 (2008) 水害に対する地域
防災力向上を目指したリスクコミュニケー
ションの実践的研究、自然災害科学27-1.
25～43.

A Study on Regional Vulnerability of Flood and Earthquake Disasters In Case of Arakawa-River Downstream Area

Sotaro TSUBOI

TEIKYO University Faculty of Economics Department of Regional Economics

Until the 1960s, most flood disasters occurred in the lowlands to the east of Tokyo. In recent years, however, with the increasing frequency of localized torrential downpours referred to as ‘guerrilla rainstorms’ locally concentrated, devastating damages have been suffered.

With respect to measures against such damage, underground reservoirs and rivers are being constructed. As a soft measure, flooding hazard maps are being made public. Because of its densely concentrated urban structure, the Tokyo Metropolitan Area is also at high risk of fires and building collapses during earthquakes.

Key words: Flood Disaster, Earthquake disaster, Time Series Analysis, Regional Structure, Prevention for Disaster, Mitigation, Arakawa-River downstream Area

2024年度地域経済学科の高大連携における宋ゼミの活動 —公共サービスとは何かをめぐって—

高野 洸 人^{*1}・宋

宇²・薄 井 涼 介³

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| 1. はじめに | 2.2. 公共サービスに関する財政クイズ |
| 2. 公共サービスをテーマとした取り組み | 2.3. ボードゲームを通して公共サービスを考える |
| 2.1. 公共サービスをめぐる高校生と大学生の発表 | 3. おわりに |

要 旨

本稿は、帝京大学経済学部地域経済学科の宋ゼミと、栃木県立小山高校で行った第4回目の高大連携プログラムについてまとめたものである。今年度の検討課題は「公共サービス」である。本プログラムを実践した結果、公共サービスという財政の出口だけでなく、大学生や高校生は租税という財政の入口についても理解を深めることができた。我々の生活は公共サービスによって成り立っていると同時に、公共サービスが提供されるのは、徴収された租税によって賄われていることを、教員からの教えがなく、本プログラムの実践を通じて大学生や高校生らは自らまとめることができた。

キーワード：公共サービス 租税 高大連携 財政クイズ ボードゲーム グループワーク

1. はじめに

2024年度の帝京大学経済学部地域経済学科宋ゼミと栃木県立小山高校の高大連携プログラムでは、大学生が8名、高校生が8名、および高大連携事務担当者が1名、指導教員・宋の合計18名で行った。今年も『森の社長さん』というボードゲーム¹⁾を使用した¹⁾が、これまでと異な

り「公共サービス」をテーマに据えてプログラムの内容を構築した。この新しいアプローチにより、大学生と高校生らは地域社会における公共サービスの重要性や役割について、深く考える機会を得たようである。表1は当日の進行内容を示している。

今年度の宋ゼミにおいて、高校生と積極的な交流が見られたことは非常に意義深かったであ

*1 帝京大学経済学部地域経済学科3年・宋ゼミ長

2 帝京大学経済学部地域経済学科・准教授

3 帝京大学経済学部地域経済学科3年・宋ゼミ

1) ボードゲームのやり方や内容に関する説明について、宋 (2021)、および宋 (2022) を参照されたい。

る。財政クイズの説明やボードゲームのルール解説を通じて、高校生にとって大学生が身近なロールモデルとなり、彼らのモチベーションの向上につながったと考えられる。また、高大連携プログラムを通じて、地域課題の解決や社会

貢献活動に取り組む機会が増えたことで、大学生と高校生の双方が社会的な視野を広げることができた点も重要である。このような取り組みが今後も継続され、さらなる成果を生むことが期待される。

表1 宋ゼミが作成した高大連携プログラムの一覧表

時 間	作業項目	詳細内容&説明
13:20~13:30	全体への挨拶・説明	・司会者の薄井涼介から全体への挨拶&説明 ・指導教員の宋先生からの挨拶
13:30~14:20	プレゼンテーション	・高校生の発表&質疑応答（合計25分） ・2年宋ゼミの発表&質疑応答（合計25分） 発表テーマ：「公共サービスとは～公共サービスの役割と重要性」 担当：鈴木朝斐、藤本直樹、草野悠哉
14:20~14:30	休憩&フリートーク	トイレや飲食などが自由+グループ内の懇親
14:30~15:00	財政クイズ	・赤グループリーダー：大須賀海、青グループリーダー：鈴木朝斐、 緑グループリーダー：佐々木隆之介 ・小括：まとめ、気づきや感想の発表（5分~10分）
15:00~16:00	ボードゲームを通して 公共サービスを考えよう	・赤グループリーダー：高野洸人、青グループリーダー：藤本直樹、 緑グループリーダー：薄井涼介 ・共通課題： ①ボードゲームから出てきた公共サービスをすべて列挙 ②ボードゲームを通して公共サービスへの思いを共有しよう
16:00~16:15	ボードゲームの グループワーク成果の発表	各グループの代表（グループリーダー1名、高校生代表1名）のまとめ& 発表要求： ①大学生はホワイトボードを活用して発表すること ②高校生は自由
16:15~16:30	総括	・司会者の薄井涼介：終わりの言葉 ・宋先生のまとめ

2. 活動内容の紹介

2.1. 公共サービスをめぐる高校生と 大学生の発表

本プログラムの開催に当たって、2024年の夏休み頃、第2著者は公共サービスをテーマにした課題を高校生に事前出題を行った。この課題は4段階に構成されており、①日常生活の中の公共サービスを列挙、②公共サービスでないサービスを列挙、③公共サービスの特徴・特質

をまとめる、④「公共サービスとは何か」を自分なりに定義することを求めた。さらに、高校の担当教員に「教えるのではなく、高校生らが自ら調べて回答するよう」と依頼した。

宋ゼミの高大連携プログラムは2020年度から始まり、2024年度で第4回目を迎える。これまで高校生によるプレゼンテーションがなかったが、今回は初めてある高校生が積極的に報告したいと申し出た。図1は報告内容の一部を示している。高校生の積極性と意欲がプレゼンター

ションを通じて明確に伝わってきた。

高校生は「私たちの生活を支える公共サービス」というテーマで報告し、原稿を読み上げることがなく、淡々と説明し意欲的なプレゼンテーションを行った。全体的に事前に出された課題に沿って資料が作成された。身の回りの公共サービスを列挙し、市場で提供されている民間サービスの例を取り上げ、最後に自ら公共サービスへの理解をまとめた。

他方で、2年宋ゼミが担当しているプレゼンテーションは「公共サービスとは～公共サービスの役割と重要性～」というテーマである。図3のように、大学生は高校生を対象としていることを意識したうえで、資料の作成に努力したと見られる。理論的な整理に留まらず、高校生が理解しやすいように、ある大学生の一日を例として取り上げ、出会う公共サービスを列挙し、さらにそれらの公共サービスがなくなったら、どうなるのかという問いかけ形式も模索した。

公共サービスと民間サービスの違いがよりわかりやすく説明されるように、公共サービスの役割とその重要性が強調されていた。

公共サービスに関する具体的な定義はないが、公共サービスの特質は明らかである。それは民間サービスと異なり、政府が原則無償で提供しているため、金銭による競争原理が働かず、誰もが利用できるという非競争性と非排除性を有している。この誰もが利用できる分野は、誰もが必ず必要とする性質に該当するため、財政学では市場の需要とは異なり、あえてカタカナの「ニーズ」と表現している。つまり、ニーズとも需要ではあるが、個人差による欲求や欲望に関してはニーズに含まれない。欲求や欲望の需要は公的資金である租税で賄う必要はなく、自ら市場を通して満たせば良い。一方で、誰もが必要とするニーズは租税によって資金調達される。



図1 高校生における一部の発表内容

(出所) 栃木県立小山高校の生徒である島田青空、鈴木晃太郎、高橋未羽の報告資料より抜粋。

1. 公共サービスと民間サービスの違い

	使用利用 の対象者	行う 主体	利益 の 追求 しない	使用料・利 用料の有無	特徴	随われている 財源
公共 サービス	すべての 人	政府	しない	一般的に 無償	非排除 性・非競 合性	税金や社会 保険料、利 用料など
民間 サービス	顧客や 市場	民間 企業	する	有償が原則	排除性・ 競合性	企業や人々 のお金

4-2. 公共サービスが なかったら…

例)光子さんの一日①

問題発生:

- ゴミ収集車は来ない→
- 電車・バスは使えず、道路も有料化に→光子さんの生活は困難に。
- 図書館がブックオフ化！？



2. 公共サービスの役割

▶公共サービス:

すべての人のニーズに対して、政府が提供する。

▶民間サービス:

皆さんのそれぞれの欲求に合わせて、自ら市場で購入する。



5. まとめ

- 公共サービスとして、警察・消防、通常のゴミの収集などは無料である。つまり、税金で、賄われているということ。
- 公共サービスが提供されなくなると
- ✓警察や消防、救急車の利用にお金がかかる。
- ✓学校に通えない人が増える。
- ✓医療・福祉サービスが高額になってしまう。

図2 宋ゼミにおける報告の一部内容

(出所) 2024年度2年宋ゼミの鈴木朝斐、草野柊哉、藤本直樹の報告資料から一部抜粋。

2.2. 公共サービスに関する財政クイズ

大学生と高校生を赤、青、緑の3グループに分け、それぞれのグループに大学生の財政クイズリーダーと後述するボードゲームのリーダーを配置した。

財政クイズは、高校生と大学生のプレゼンテーションを通じて、皆が公共サービスに関する理解の度合いを確認するために作成した。表2は財政クイズの問いである。

各グループワークにおいて、財政クイズの正誤問題における外国人と公共サービスがどう関連しているかが多く話し合われ、そして迷いも多かったようである。選択問題に関しては、改めて公共サービスの多さに驚いたことと、意外と理屈で公共サービスと民間サービスの違いがわかったとしても、現実の事例や問題から考える際に、はっきりしないケースもあるので、一概に言えるかどうかを考えさせられたという。また、高校生は公共サービスに関するクイズをモラルの側面から考えているようで、宋ゼミにとって新鮮な考えとなり、深く印象に残っている。

プレゼンテーションの際に、高校生らはまだ緊張気味だとしたら、この財政クイズのグループワークを通して、お互いに緊張が解け、共に悩み考えるようになったと写真1から確認できる。

2.3. ボードゲームを通して公共サービスを考える

『森の社長さん』のボードゲームは以前、宋ゼミの高大連携の際に起用されてきた。詳細は宋（2021）、宋（2022）、および宋・松村（2023）を参照されたい。ここではボードゲームに関する説明を割愛し、公共サービスに着目して、いかにボードゲームを通して理解できたかについて述べることにする。

今回は、ボードゲームのグループリーダーをゲームマスターとし、残りの3人ないし4人が店を経営する社長役としている。ゲームのルールを把握できたうえで、納税が必須とするパターンと、納税が自由にするという2パターンで行った。最後に、話し合いながら、それぞれ

表2 大学生が主体的に考えた財政クイズ

問題Ⅰ. 下記の問題について、「Yes」か「No」で答えてください。

- 1) 東京住民は宇都宮市の中央図書館などといった宇都宮市内の地域図書館を利用することができますか？
- 2) 地域の図書館の中で、設定されている子ども向けの本コーナーには、大人は利用できますか？貸出できますか？
- 3) 地域の公園にある砂場は、大人が遊ぶことができますか？
- 4) 外国人観光客は、日本で旅行している間、倒れてしまったら日本人と同じように救急車を利用することができますか？
- 5) 日本で常住・永住している外国人は、日本の「皆保険・皆年金制度」に除外されているため、如何なる場合でも医療保険を適用せず、年金を受け取れません。
- 6) 日本に住んでいるすべての子どもは、義務教育を受けることができ、その権利を有しています。

問題Ⅱ. 選択問題：該当する答えをすべて取り出してください。

- 1) 下記の選択肢の中で、公共サービスに該当するものに○を付けてください。

- | | | | |
|------------------|---------------|-----------|-------------|
| ①ごみ収集 | ②義務教育 | ③ディズニーランド | ④ユニバーサルスタジオ |
| ⑤地域の公園 | ⑥地域の図書館 | ⑦読書カフェ | ⑧消防 |
| ⑨警察 | ⑩外交 | ⑪上下水道 | ⑫国民健康保険 |
| ⑬民間の生命保険 | ⑭児童手当 | ⑮国民年金 | ⑯公営住宅 |
| ⑰マイホーム | ⑱人間ドック | ⑲保健所からの健診 | ⑳日本脳炎のワクチン |
| ㉑一般的なインフルエンザワクチン | ㉒コロナ禍のコロナワクチン | | |

- 2) 公共サービスに関する正しい理解に○を付けてください。

- ①公共サービスは国が提供しているものであり、地方公共団体と関係がありません。
- ②公共サービスの提供主体は、民間の会社が活動している市場です。
- ③公共サービスは市場と異なり、競争し合えない特質を持っています。
- ④公共サービスはすべての人を対象とされ、特定な人を排除していません。
- ⑤公共サービスは利益を追求することを目的としています。
- ⑥金さえあれば、誰でも公共サービスを提供できるし、手に入ることができます。
- ⑦公共サービスの提供には、租税による財源の確保が必要です。



写真1 財政クイズの様子

(出所) 第1 著者が撮影。

のアクションを起こした際の考えを共有した。写真2はボードゲームのグループワークの様子を表している。

ボードゲームを通して高校生は納税の重要性が確認できたと全員一致した意見があったものの、納税した分、自身にどれだけメリットがあったかを実感しにくいという意見もあった。租税は対応関係を有するが、対価関係がないことに気づいたようである。

経済学において、すべては対価性がある。1本のジュースは100円だとしたら、100円は1本のジュースと対価関係を有することを意味し、等価交換することができる。しかし、租税は公共サービスに充てるために必要だと理解できたとしても、自分が払った税のいくらがどの公共サービスのどの部分に当てはまるかが知りようがない。つまり、租税は対価関係がないということである。とはいえ、対価関係がないから意義がないかというと、そうではないことを大学生も高校生も理解できたと思う。問題は、対価関係がないものをどうすれば皆に受益感を与えられるかというのが課題であろう。受益者である意識または受益感がないと、悪税だと思われてしまい、「納税＝取られるもの」と思い込んでしまう。

大学生は、インプットされた納税の意味、社会保障をはじめとする公共サービスの機能を改めて確認ができ、それを高校生に能動的に説明しようとする姿勢があった。例えば、雇用や納

税などで地域に貢献した場合、ゲームではハートのチップがもらえる。そこから、ハートが多く集めれば、その地域の公共サービスが増え、皆の生活が便利になるだけでなく、地方財政における財源の使い方や、行政運営にも良くなる。さらに、ハートが多く集める人は、きちんと納税や雇用をしていることを意味しているため、社会から信用が得られやすく、間接的に自らの店の利益にもつながるとあるグループのまとめには、意見として述べられた。

3. おわりに

今回の活動は、2024年11月22日付けで帝京大学のホームページのトピックスに掲載された（図3）。最後に、いくつか高校生と大学生の意見をピックアップして終わりにしたい。

高校生からは、①普段利用している公共サービスは納税から成り立っていることとその重要性を理解できた。②財政、公共サービスを細かく知れて良かった。③行政が国と地方で分かれていて、一言公共サービスと言っても地方によって異なる場合があることに驚いた。④抽象的な公共サービスについて深く考えさせられた。

大学生からは、①高校生は予想した以上に知識があることに驚いた。②高校生には倫理観などといった視点から考えることに興味深かった。③納税する意義や良さについて、説明不足



写真2 ボードゲームの様子

（出所）第2筆者が撮影。

社会・地域連携

2024年11月22日

宇都宮キャンパス

宋ゼミの学生が栃木県立小山高校と高大連携プログラムを実施しました

2024年11月12日（火）、帝京大学宇都宮キャンパスにて、本学経済学部地域経済学科准教授 宋宇のゼミと栃木県立小山高校が高大連携プログラムを実施しました。本プログラムは、小山高校からの依頼を受けて2021年度から実施しており、今年で4回目となります。

当日は、公共サービスという共通テーマについて、ゼミの代表学生2人と生徒2人がそれぞれプレゼンテーションを行いました。その後、生徒たちは学生が作った「公共サービスに関する財政クイズ」に挑戦し、グループワークを行い理解を深めました。最後にボードゲームを通して、公共サービスについてさらに学びを深めました。参加した学生からは「高校生と活動してみて、高校生ならではの視点がありおもしろかった」「上手にプレゼンできたと思うが、より上達するように見直したい」などの感想があり、生徒からは「抽象的な公共サービスについて、深く考えさせられた」との感想がありました。

本学学生や生徒たちにとって、インプットとアウトプット両方の実現による高大連携プログラムとなりました。これからも本学は、地域の学校との教育連携を推進し、地域貢献や教育活動の発展に努めていきます

図3 トピックスの掲載

（出所）帝京大学ホームページトピックス（2024年11月22日）から引用。

と感じ、あまり伝わらなかったと思う。④ボードゲームから納税は全員で行い、公共サービスを充実させなければならぬと感じた。⑤宋ゼミがこだわっている学習のアウトプットを通して、高校生は公共サービスや行政について学べたのではと感じる。また、高校生ならではのアプローチは、大学生の成長にもつながると同時に、高校生との思考の差について、考えさせられた。

宋ゼミに所属する第1著者としては、納税の意義や重要性が高校生に伝わっていないところもあったのではと反省している。というのは、高校生の中には悪税感を持っている人がいた。その高校生は、自身が稼いだ収入から税率がかけられ徴収される税や、納税するメリットが感じられないとの意見を述べた。要するに、納税の意義や、税や社会保険料が徴収されることに

よって、すべての人に行き渡る公共サービスとしての受益感が薄いと理解している。大学生らはもっと公共サービスがいかに個人の生活に支えられ、助けられていることに重点的に説明すれば良かったと反省する様子である。

行った活動を取り戻すことはできないが、高大連携プログラムを通してインプットされた知識や得られた学びを活かし、アウトプットの重要性が知らされた。さらに、実践を通じた学習は自分の足りなさを自覚することができ、今後の改善や挑戦につながると言えよう。

謝 辞

今年度の高大連携プログラムを担当してくださった高校教員の方々、そして帝京大学宇都宮キャンパスの高大連携事務の小泉氏のご協力に感謝を申し上げる。加えて高校生8名と2024年

度3年宋ゼミの薄井涼介、高野洸人、2年宋ゼミの大須賀海、草野柊哉、佐々木隆之介、鈴木朝斐、鈴木健真、藤本直樹、計16名のご活躍と努めにお礼を申し上げたい。

参考文献

宋宇（2021）「栃木県立小山高校の探求プログラムにおける帝京経済学部地域経済学科との高大連携事業について」、『地域活性化研究センター年報』、帝京大学地域活性化研

究センター（第5巻）pp.57-64。

宋宇（2022）「2022年度地域経済学科の高大連携における宋ゼミの活動」、『地域活性化研究センター年報』、帝京大学地域活性化研究センター（第7巻）pp.74-83。

宋宇・松村啓佑（2023）「2023年度地域経済学科の高大連携における宋ゼミの活動」、『地域活性化研究センター年報』、帝京大学地域活性化研究センター（第8巻）pp.97-105。

宇都宮市スーパースマートシティの実現に向けて —提言に向けた調査プロセスの振り返り（2023年度）—

島 裕*・島ゼミナール

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1. はじめに | 3. イノベーション教育の振り返り |
| 2. 学修プロセスの概要 | 3.1. デザイン思考の効果 |
| 2.1. 授業の構成 | 3.2. 学外との協働による影響 |
| 2.2. 宇都宮市提案事業への応募 | 4. まとめ |
| 2.3. 益子町とのワークショップ | |

要 旨

島ゼミでは2023年度に宇都宮市が主催する「大学生によるまちづくり提案」に応募し、デザイン思考を活用した提言作成プロジェクトを実施した。政策提言の機会は学生にとって貴重な経験になると同時に、デザイン思考の実践ならびに学外とのワークショップは、創造的思考に有効であったことが明らかとなった。本報告は、島ゼミが実施した政策提言活動を総括して報告する。

キーワード：イノベーション デザイン思考 スマートシティ 宇都宮市 共創

1. はじめに

帝京大学経済学部地域経済学科は、地域の活性化を実現することのできる人材を育成することを目標としている。基本的な経済学のほか、多様な学問的視点から地域と経済の関わりを学修する。

経済学は、対象とする経済社会の実態を分析対象とし、理論的にそのメカニズムを解明するものである。つまり、経済社会における普遍性に着目し、その構造を抽象化することを目的とする。ところが地域というフィルターを通して分析対象を俯瞰すると、地域が有する固有性が、

時として理論的な普遍性、合理性と相克することも少なくない。むしろ、「生身の」経済社会の課題を分析するためには、この「地域の固有性」を丁寧に観察する必要がある。

当学科では、ゼミや専門科目においてフィールドワークを重視し、地域が直面している課題に気づき、自ら問いを立て、解決していくための分析力と実践力を身につけることを特徴としている。地域の活性化を実現できる人材とは、理論的な考察のみならず、知識、思考力、判断力、コミュニケーション力を基礎として、具体的な課題解決の意欲を持ち、自ら行動できる人を意味しよう。

*帝京大学経済学部地域経済学科教授

少子高齢化、デジタル化、脱炭素社会化など経済社会の大きなパラダイムシフトを背景として、地域の経済社会が抱える課題は、複雑かつ複合的であり、既存の知識だけ、あるいは行政、地域企業といった一つの主体からだけでは解決が難しい。そのため、他者と共創することでイノベーションを生み出すことができる力が必要とされる。つまり「イノベーション人材」であることが求められる。

イノベーション教育では、デザイン思考、システム思考などを通じ、課題解決のための創造的なプロセスを設計できるスキルとノウハウを修得し、イノベーションを実現するマインドセットを涵養することを目標に掲げている。

島ゼミでは学部3年生を対象として、デザイン思考を軸として地域が抱える社会課題を観察し、その本質を理解した上で、解くべき課題を抽出してその解決を構想する力を身につけることを目的としている。具体的にはグループワークを通じて、他者とのコミュニケーション力（共創力）、デザイン思考を活用し新しいアイデアを生み出す力（イノベーション力）、問題の構造とあるべき姿を表現する力（構想力）の修得を企図している。

2023年度は、宇都宮市が主催する「大学生によるまちづくり提案」事業への応募、ならびに渋谷スクランブルスクエア株式会社が運営するイノベーション拠点である渋谷QWSにおける栃木県益子町が主催するワークショップへの参加を通じて、イノベーション教育の実践を試みた。

2. 学修プロセスの概要

2.1. 授業の構成

前期授業では、主としてデザイン思考の基本を座学と演習により構成した。主な単元は以下のとおりである。

- ・ブレインストーミング手法
- ・デザイン思考の基礎知識
- ・行動観察手法
- ・フィールドワークの実践
- ・問いのデザイン
- ・真因分析

ブレインストーミングは、集団発想法とも言われるもので、集団の持つ多様性を活用して自由連想を行うことで、相互の連鎖反応によりアイデアの誘発を図る会議法である。判断や合意形成を図る議論、協議とは異なり、特定の結論を求めるものではなく、リラックスした環境での自由な対話を通じてユニークで斬新なアイデア（の予備軍）をなるべく多く生成することを目的としている。ブレインストーミングは固定観念に囚われず新しいアイデアを連想するための手法であることを理論的に理解した上で、他者の意見を否定せず、多様な意見や価値観があることを受け容れることに慣れるようまずはチームビルディングを兼ねて試験的なブレインストーミングを実施した。

イノベーションの方法論として活用されているデザイン思考では、現場（現実）の観察と観察された事象に対する主観（共感）を重視している。その上で多様な主観をもとにアイデアを膨らませた後（発散）、分析的に収束させることで、背景にある本質を漸進的に探索する。これらを繰り返す中で、抽出された根源的な問題意識（問い）やアイデアを言葉や形で表現することで、いわゆる「ひらめき」を論理的、計画的に導出することを企図している。

授業では、お互いに関心を持っている地域課題、ユニークと感じた地域活性化事例を披露した上で、行動観察手法に基づくフィールドワークを実施した。ブレインストーミングを重ねる過程で、三つの問題意識（問い）が浮かんできた。一つは、「宇都宮の売りは餃子だけでよい

のか？」である。「宇都宮といえば餃子」のイメージが強すぎるがゆえに、観光客はその他の地域資源に関心を持たず、酒食を提供する飲食店のみがクローズアップされてしまい、結果として関係人口が広がらないという問題意識である。二つは、「グリーン経済って何？」である。宇都宮市は比較的自然豊かな都市であるが、政策としては抽象的な観点から環境の持続可能性に焦点が当てられており、政策と現実が乖離していないかという問題意識である。三つは、「宇都宮の顔って何？」である。地域活性化の「主人公」ははたして誰かという問いかけから、観光客などの来街者、地元住民にとっての街の意義や街と関わることのインセンティブについて対話が広がった。最終的には「街づくり」を掲げながら「街」には単に商業施設や繁華街があるだけで、観光客や大学生など一般市民にとっては縁遠いのではないかという問題意識につながった。

後期授業では、これら三つの「問い」を出発点として、後述する宇都宮市「大学生によるまちづくり提案」の提案作成ならびに益子町の地域課題をテーマとする外部とのワークショップ参加といった演習中心の構成によりゼミを運営した。

2.2. 宇都宮市提案事業への応募

宇都宮市では、2005年より大学生に対してまちづくりへの関心を促し、加えて学生ならではの意見を政策に反映させることを目的として、「大学生によるまちづくり提案」事業を実施している。宇都宮市が毎年のテーマを設定し、市内に所在する大学院、大学、短期大学、専門学校に所属する学生グループ有志がまちづくりに関する提案を応募できるようになっている。

2023年度は『私たちでつくる「アスノミヤ」～スーパースマートシティの実現に向けて～』というテーマが設定され、学生が考えるスーパースマートシティ実現に向けた提案の募集が行われた。宇都宮市では、デジタル田園都市構想総合戦略として「地域共生社会」、「地域経済循環社会」、「脱炭素社会」の3つの社会像を実現する「夢や希望がかなうまち スーパースマートシティへ」を標榜している¹⁾。応募者は、宇都宮市の現況、既存政策の状況を踏まえ、学生ならではの自由な発想をもとに事業提案を検討する。

作業の工程としては、7月14日に登録申請を行い、夏期休暇期間を活用して9月1日に中間報告書を提出した。その後、宇都宮市役所担当者、担当課との質疑応答、意見交換を踏まえ、11月2日に最終提案書を提出、12月1日ライトキューブ宇都宮にてプレゼンテーションを行った。

提案作成に向けては、以下のフローによりグループワークを行った。ここでは、スマートシティの技術的機能の活用策を探索するというアプローチではなく、生活者の目線での問題抽出を行い、その問題に対してスマートシティに関連する技術はどのような貢献ができるのか、さらに社会実装に向けた最初の一步として何を行うべきかという順番で検討を行った。

生活者視点での問題抽出のステップでは、まずは前節に記載したブレインストーミングの結果をスマートシティという文脈から掘り下げた。「餃子に代わる宇都宮ブランドを考案し、関係人口を増やすには？」、「身近にある豊かな自然に興味を持つ人を増やすには？」、「地域活性化の主人公は誰か？街は主人公にとって活動の場になっているか？」の三つの問いをグルー

1) 宇都宮市ホームページ「市政情報 スーパースマートシティの推進」<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/shisei/macma/1034074.html> (2025年1月7日閲覧)

づごとに深めた。新たな宇都宮ブランドについては、栃木県の名産である牛乳といちごを使ったデザートを考案し、メパフェのように餃子と組み合わせることで新たな名物にできないかというアイデアが生まれ、さらに「学生や市民それぞれが考えるデザートを提案し合う機会を作れないか？」という新たな問いに変化していった。自然環境については、宇都宮市内には多くの河川が流れていることから、環境浄化の代名詞となっているホタルの保護を新たな観光資源につなげることで、身近な自然環境保護が経済的価値につながるプログラムを考案すると同時に、「誰もが過度な負担がなく環境保護活動に参加できる仕組みとは？」という問いとなった。地域活性化の主人公については、街中で活動する際のインセンティブとして宇都宮市独自の交通系 IC である tota（トトラ）のポイントを柔軟に活用できないか？という問いに変化していった。いずれも論理的な推論ではなく、自然連想を重ねる中から、問いが新しいアイデアとしてブラッシュアップされていく様子が確認された。

次いで、考案したアイデアをスマートシティにつなげるため、社会実装という観点からグループ横断によるブレインストーミングを行った。ここで留意すべきは、複数アイデアを一本化するときの合意形成のプロセスである。創造性の涵養というイノベーション教育の観点から言うならば、三つのアイデアの「平均値」を模索することは、独創性を失い、無難だが特徴のない提案に帰着する懸念がある。そこで問題解決をアウトカムとして、「スマートシティの実現に到達する」という「大目的」、各グループのアイデアを「小目的」と位置付けた上で、この間をつなぐ社会機能としての「中目的」を探索するという構図に整理し、それぞれのアイデアの優れた点を中目的として再編集することを目指した。結果として、小目的のアイデアに関

する活動を行うための「場づくり」を中目的として設定し、自然環境への関心を高める活動を「部活」になぞらえホタル保護を行う「ホタル部」を作り、学生が市民と共に気軽に自然保護活動に取り組むとし、自然保護活動に貢献したポイントを交通 IC に付与する仕組みを考案した。「部活」には「餃子のメを考える部」など自由なテーマ設定が可能としている。スマートシティの実現に向けて、市民が気軽に関わることができる「部活」というタッチポイントを設けるとともに、ポイントというインセンティブを



写真1 宇都宮市「大学生によるまちづくり提案」発表の様子（2023年12月1日、筆者撮影）

提案の要旨

宇都宮市の豊かな自然資源を生かし環境への関心を高めることで自然と共存するスマートシティの実現を目指す

<宇都宮市における課題>

- ・市民の活動の場が少ないこと
- ・市民の自然環境への関心が薄いこと

<課題における解決案>

- ・「アスノミヤブカツ」を創設し地域活性化を促す
- ・「ホタル部」を創設し自然環境への興味を喚起する



提案の目標・課題との関連

「私たちがつくる「アスノミヤ」～スーパースマートシティの実現に向けて～」

<スマートシティの実現に向けて>

- ・市民が行政へ簡単に関わることができる要素を取り入れることで相互に影響し合う関係を構築する
- ・市民の意見を行政に反映できるシステムに変革することによって市民の行政への興味関心を喚起する

↓
自然環境保護への個人活動をデジタル技術を用いて可視化する
市民の積極的な活用を目指すシステムを導入する

自然との共生、市民参加型の「アスノミヤ」が実現する



図1 学生による提案内容（一部）

用意することで市民参加の仕組みを作ることが、ひいてはスマートシティ実現につながるという物語を構想したのである。提案内容の合意形成に際して、アイデアの優劣を協議するのではなく、問題の構造化というフレームワークを活用することで当初のアイディエーションとは異なるさらに新しい着想に至ったと評価できよう。

2.3. 益子町とのワークショップ

益子町は2022年7月、渋谷スクランブルスクエア株式会社が運営するオープンイノベーション拠点である渋谷QWSのコーポレートメンバーとなり、観光、産業振興、移住促進といった地域課題を渋谷QWSに集まる地域外の人材との共創により解決を図るとしている²⁾。島ゼミでは、隣接する身近な地方自治体である益子町の地域課題をテーマに、学外の他者とのワークショップ参加の経験は、共創力とイノベーション力の涵養に資すると判断した。

2024年2月2日、渋谷QWSにおいて「農業×観光から益子の町づくりを考える」をテーマ

とするワークショップに参加した。益子町農政課などの関係部署、渋谷QWSで活動している社会起業家など老若男女17名が集まり、益子町における農業の現況についてのインプットに始まり、地元でバナナ、パイナップル栽培を営んでいる株式会社あやねならびに観光農園を営する「ブルーベリーと里山と」の経営者による現場目線のスピーチを聞いた上で、「益子町に何度も足を運びたくなる「農業×観光」の取り組みとは？」というテーマで、ブレインストーミングを行った³⁾。ワークショップは和やかでざっくばらんな雰囲気の中で行われ、SNSを活用した情報発信、植物残渣を活用したリサイクル商品の開発、近隣市町とも連携した体験型ツアーの企画、豊作祈願と農業体験を組み合わせたイベント開催など多岐に富んだアイデアが披露された。

行政職員、地元経営者、コンサルタント、地元出身者といった日頃は接点のない多様な経験と専門性、様々な意見に触発され、学生も若い世代ならではのアイデアを出すことでグループワークに貢献するよう積極的にコミュニケー



写真2 益子町とのワークショップの様子 (2024年2月2日、筆者撮影)

2) 益子町ホームページ「「益子町未来共創拠点 SHIBUYA QWS (渋谷キューズ)」について」<https://www.town.mashiko.lg.jp/page/page003960.html> (2025年1月15日閲覧)

3) 栃木県益子町公式まじこみゅ note「「農業×観光」から益子の町づくりを考える (イベントレポート)」https://note.com/mashiko_town/n/nb90816c93604 (2025年1月15日閲覧)

ションを取っていた。日頃、学生同士の顔見知りだけでのグループワークでは、つい気恥ずかしさから自分の意見を述べることを躊躇しがちではあるが、初対面同士がアイデアを出すことを目的に共同作業を行う機会を得たことは、ワークショップ終了後の晴れやかな表情を見る限り、イノベーション力、共創力の涵養に留まらず、人生経験としても多くの学びや気づきがあったのではと感じた。

3. イノベーション教育の振り返り

3.1. デザイン思考の効果

ここで改めてデザイン思考について触れておきたい。デザイン思考とは、「代表的なイノベーションの方法論とも言うべきデザイン思考は、米スタンフォード大学 d.school とコンサルティング会社 IDEO が提唱したメソッドであるが、論理的思考と高い分析力に加えて、認知・思考のバイアス（偏り）を取り払うためのマインドセットとコミュニケーション、アイデアを可視化し多様な視点からより良いものを仕上げるプロセスに特徴がある。」[島 裕, 2019年11月] という方法論であり、現在では新製品・新サービスの開発プロセスなどで多くの企業に活用されている。

「地域課題を解決したい」という命題が与えられると、現状分析を通じて問題を特定し、その解決方法を考察しがちである。このとき抽出された問題が、顕在化している具体的なものであれば、問題解決の手順で解決方法を検討することになる。このときの思考プロセスは、論理的かつ試行による漸進的なアプローチをとることが多い。

一方で、抽出された問題が抽象的あるいはステレオタイプで曖昧なもの、例えば「脱炭素社会への適応が地域の課題である」といったものだとする、解決方法を検討する前に、問題を

具体的に絞り込み、解決可能な問いに設定しなおした上で、解決方法を検討することになる。

宇都宮市への提案事業では、「スマートシティの実現」がテーマとして提示された。ここでは具体的に何が問題か、言い替えればスマートシティの推進に際して、目標と現実が乖離している具体例は特定されていないため、応募する学生が独自に問題設定をする必要があった。ゼミではデザイン思考に基づくブレインストーミングとフィールドでの行動観察を行い、本当に解決すべき問いは何かを探索するところからスタートした。結果として、「餃子に代わる宇都宮ブランド」、「身近な自然環境の再認識」、「地域活性化のための場づくり」という問題意識に帰着したのだが、「スマートシティ推進における課題」ではなく、すべて自分事としての主観的な視点から地域課題について「スマートシティは解決策となり得るか」という思考プロセスを辿った。スマートシティそのものは実現すべき目的ではなく、地域の日々の暮らしの福利厚生を高めるための手段であると考ええるならば、デザイン思考により、まず事実・現実から問題を抽出したことは、新しいアイデアを生み出す力（イノベーション力）、問題の構造とあるべき姿を表現する力（構想力）に資するプロセスとなったと評価できよう。

3.2. 学外との協働による影響

益子町主催のワークショップへの参加は、ゼミ生にとって刺激が大きい機会になったと考えられる。ワークショップへの参加者はゼミ生を除いて全員が社会人であり、属性も行政、企業、農業経営者、社会起業家、コンサルタントなど多様性に富んでおり、日常的には接点がない方ばかりである。会場に到着した時点で全員が緊張していたことは已むを得ないだろう。

ワークショップは、益子町のスタッフがファシリテーションを行い、主としてアイディエー

ションを目的とする発散型のブレインストーミングとして構成された。全体で4つのグループ(ゼミ生は1グループ2名程度に別れて対話に参加)に別れて、テーマである「農業×観光から益子の町づくりを考える」に関するプロジェクトを提案すべくそれぞれ話し合った。

グループワークでは、「若手の意見」を求められることが多く認められた。ゼミ生は何か「適切な正解を答える」のではなく、自分自身の感じ方、意見を率直に述べるのがグループワークへの貢献につながることを理解し、求められている問いかけに応える形で、萎縮することなく積極的にコミュニケーションを取る姿を確認することができた。グループワーク終了後のアイデア発表では、全グループがゼミ生を発表者として指名したため、グループを代表して提案内容の説明、アイディエーションの過程の紹介などをプレゼンテーションした。写真2はその時の様子を撮影したものであるが、堂々と発表している様子が伺える。属性や性別、年齢に関わらず同じ立場で協力し合いながらアイデアを取りまとめていく工程は、コミュニケーション力(共創力)を実践的に学修する機会になったものと考えられる。

4. まとめ

現在はVUCA(Volatility(変動性)、Uncertainty(不確実性)、Complexity(複雑性)、Ambiguity(曖昧性))の時代と言われて久しい。このようなパラダイムにおいて、経済産業省は未来人材ビジョン(2022年)⁴⁾において、産業界が求める人材像がこれまでの「注意深さ・ミスがないこ

と」、「責任感・まじめさ」、「信頼感・誠実さ」、「基本機能(読み・書き・計算等)」から、「問題発見力」、「的確な予測」、「革新性」という要素に変化していることを指摘する。その趣旨としては、「仕事ができる人」から「仕事を創る人」へのシフトと理解できよう。つまり、他者とのコミュニケーション力(共創力)、新しいアイデアを生み出す力(イノベーション力)、問題の構造とあるべき姿を表現する力(構想力)といったイノベーション教育のエッセンスがより求められていると言えよう。

知識の修得に留まらず、それらを応用して実践する意識、自分の考えや思いを他者に伝える表現力、さらに多様な考え方、価値観、意見に対する理解力と寛容さを涵養するには、学外との協働によるワークショップが有効であることが確認された。これからも、ゼミ活動を通じて課題解決型演習の取り組みを増やし、地域の様々なステークホルダーとの互学互酬の場を設けることで、イノベーション教育方法の改善を図りつつ、地域経済社会からの期待に応える人材育成につなげていきたい。

謝 辞

宇都宮市役所、益子町役場、渋谷スクランブルスクエア株式会社、およびアンケート調査にご協力いただいた地域の皆さまにおかれましては、心より感謝申し上げます。

参考文献

島 裕「イノベーション・プロセスとしての「価値を起点とする思考」, 日経研月報, 2019年11月

4) 経済産業省 未来人材会議「未来人材ビジョン」(2022年5月)

<https://www.meti.go.jp/press/2022/05/20220531001/20220531001-1.pdf> (2025年1月15日閲覧)

日本における少子化と少子化対策の問題：
認識違い、多子世帯への重点支援、根強い自己責任論

宋 宇^{*1}・宋ゼミナール²

1. はじめに	4.1. 多子世帯に重点的に財政支援 を行う問題
2. これまでの少子化対策と少子化の 現状	4.2. 若年層の結婚・出産意識と現 状少子化対策のズレ
3. 宇都宮市の少子化の現状	5. まとめて代えて－2024年度4年宋 ゼミの政策提言
4. 若年層向けのアンケート調査から 見られる少子化対策とのズレ	

要 旨

本報告は、帝京大学経済学部地域経済学科2024年度4年宋ゼミが、宇都宮市主催の「大学生によるまちづくり提案2024」での報告資料に基づき、宇都宮市の少子化対策の問題点についてまとめたものである。日本は、1990年の1.57ショックをきっかけに少子化という言葉が広く知られるようになった。しかし、少子化対策を本格的に始まったのは、2000年代になってからである。30年間近く少子化対策を行っているにもかかわらず、少子化の問題が深刻化する一方である。この原因を探るために国や地方自治体、本稿では大学の所在地である宇都宮市を対象として、少子化対策の問題点を突き止めることにした。宋ゼミが独自に行った「大学生・大学院生向けのアンケート調査」から、日本の少子化の原因は政策立案者の認識の誤り、そして建前としての結婚・出産は個人の問題だという自己責任論によるものである。さらに、現在進行中の「多子なら支援する」というスタンスは、「子育て＝大変」というマインドセットを暗示しているように思われる。

キーワード：異次元の少子化対策 未婚化 晩婚化 ライフサイクル 財政支援 若年層の意識調査

特筆：

2024年12月23日（月）9時30分から16時30分まで、宇都宮市役所で「大学生によるまちづくり提案2024発表会」が行われた。4年宋ゼミは本稿の一部内容を発表し、奨励賞を受賞した。

^{*1} 帝京大学経済学部地域経済学科・准教授

² 2024年度帝京大学経済学部地域経済学科4年宋ゼミを指し、メンバーは川上和真、松村啓佑（ゼミ長）、山本京弥の3名である。

1. はじめに

2024年度3年宋ゼミ¹⁾は、大学コンソーシアムとちぎ「第21回学生&企業研究発表会」に参加し、「若者の早期離職問題に関する一考察～産学官連携の就労支援政策による＜愛着心＞の定着を目指して～」というタイトルで、「栃木信用金庫理事長賞」を受賞した。4年宋ゼミは、宇都宮市の「大学生によるまちづくり提案2024」に申請し、プレゼンテーションとポスター発表を行った。メンバーに恵まれ、今年度の宋ゼミは2つの外部報告を達成することができたことに指導教員として何よりうれしく思う。

本稿は、4年宋ゼミの関心テーマである少子化に焦点を当て、宇都宮市での発表内容をさらに展開し、これまで日本における少子化対策の問題点と、今後、どのような政策設計や制度づくりを目指したら良いかについて、学習やゼミ活動の成果についてまとめたものである。

2. これまでの少子化対策と少子化の現状

2023年6月13日、当日の岸田政権は「異次元の少子化対策」を掲げ、子ども未来戦略方針を閣議決定した。日テレニュースのWebサイトを参照し、主に以下の内容となっている。

(1) 児童手当の拡充

既に2024年10月から実施開始しているが、所得制限を撤廃し、高校生まで児童手当を受給することができるようになった。そして、第3子以降の給付は以前の1万5,000円から3万円に倍増することになった。

(2) 出産費用の保険適用の導入

2026年度で出産費用の保険適用を導入することを検討している。

(3) 「年収の壁」への対応で企業への支援強化

企業の規定によって年収106万円や130万円を超えると、配偶者の扶養から外され、配偶者自身も社会保険料を負担することになるため、いわば「年収の壁」である。当面の対応として、労働時間の延長や賃上げに取り組む企業に対し、必要な費用を補助するなど支援強化する方針となっている。しかし、最近、年収の壁を引き上げる案も議論され、2024年10月1日に誕生した石破茂政権の下で、議論が進んでいるようである。

(4) 保育士の配置基準の改善

親の就労を問わず時間単位で保育施設を利用できるという「こども誰でも通園制度（仮称）」について、2024年度から本格的に実施することを目指している。

(5) 両親とも育休取得で手取りを引き上げる

「産後パパ育児休」を導入し、子どもが出産した一定期間において、28日間まで男性も育児休暇が取得できるようにする。夫婦とも育児休暇を取得する場合、産後28日間を限度に育児休暇給付が受けられ、現在の手取り80%程度から手取り100%に引き上げられる。

(6) 時短勤務による賃金低下を補う給付

子どもが2歳未満の間、時短勤務による賃金低下を補う「育児時短就業給付（仮称）」を創設し、2025年度から実施する方針を定めた。

(7) 選択的週休3日制度

選択的週休3日制度の普及が取り組まれる。

以上、2030年代に入るまで、「少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンス」と政府が認識し、今後の3年間に、集中的に少子化対策とその取り組みを行うことが「異次元の少子化対策」と呼ばれている所以である。

一方で、図1は少子化の判断材料となる日本の合計特殊出生率の推移である。図1から、少

1) メンバーは薄井涼介、高野洸人の2名である。

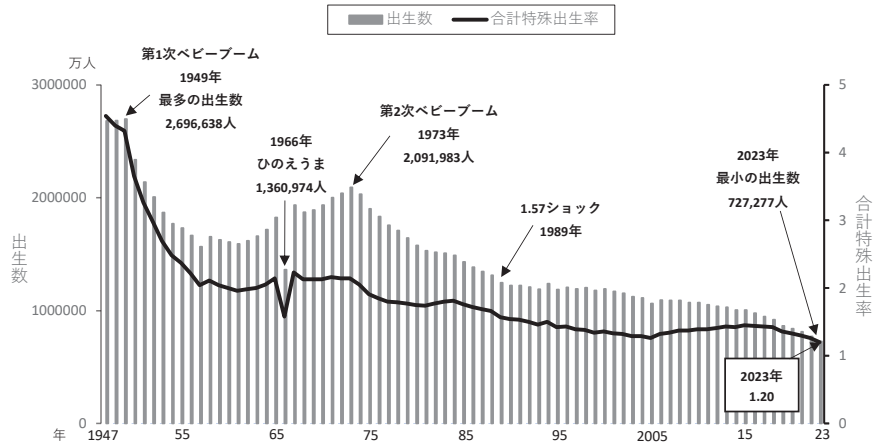


図1 日本の出生数及び合計特殊出生率の年次推移

(出典) 厚生労働省『令和5年人口動態統計月報』より宋ゼミの山本京弥が作成。

表1 国の少子化対策に関する取り組みの一覧表

時期	名称	方針&具体的な動き
1992年11月	内閣府の『国民生活白書』より少子化の問題を提起	
1994年12月	エンゼルプラン	保育の量的拡大、0～2歳児の保育、延長保育などの充実、地域子育て支援センターの整備。
1999年12月	新エンゼルプラン	雇用、母子保育、相談、教育等の事業を加えた。
2003年7月	次世代育成支援対策推進法	地方自治体及び事業主も次世代育成支援のために取り組むようと促進する。
2003年9月	少子化社会対策基本法、少子化社会対策大綱	少子化の流れを変えるための施策に集中的に取り組む。
2004年12月	子ども・子育て応援プラン	地方公共団体と企業とともに計画的に取り組む必要があると提唱。
2006年6月	新しい少子化対策について	家族の日、家族の週間の設定、妊娠・出産から高校・大学生に至るまでの年齢進行ごとの子育て支援策を掲げる。
2007年12月	子どもと家族を応援する日本	就労と出産・子育ての二者択一構造を解決するために、「ワーク・ライフ・バランス」の実現、包括的に支援する仕組みの構築、新待機児童ゼロ作戦
2010年1月	子ども・子育てビジョン	いのちと育ちを大切にする、困っている声に応える、くらしを支える。
2010年4月	子ども手当の導入	一律1万3千円。
2012年8月	子ども・子育て支援制度関連3法の成立	認定こども園の導入。
2013年4月	待機児童解消加速プラン	2017年までの整備量を上積み。
2013年6月	少子化危機突破のための緊急対策	子育て支援、働き改革を一層強化、「結婚・妊娠・出産支援」を新たな対策の柱として打ち出す。
2014年1月	「選択する未来」委員会	人口、経済、地域社会の課題への一体的な取り組み、地域創生を提唱。
2014年7月	放課後子ども総合プランの策定	放課後子ども総合プラン、すべての小学校区で放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的または連携する。
2014年9月	「まち・ひと・しごと創生総合戦略」	地方の雇用創出、地方への人の流れを促進する。
2015年3月	新たな大綱（第3次大綱）の策定	結婚の支援、多子世帯への配慮、男女の働き改革、地域の実情に即した取り組みを強化する。

2015年4月	子ども・子育て支援新制度	子ども・子育て本部を設置した。
2016年4月	子ども・子育て支援法の改正	事業所内保育業務の助成と援助、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる。
2016年6月	ニッポン一億総活躍プラン	希望出生率1.8の目標を定め、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受ける。
2017年6月	子育て安心プラン	女性就業率の上昇に合わせた保育の受け皿を整備する。
2017年12月	新しい経済政策パッケージ	子ども・子育て拠出金を0.3兆円増額する。
2018年4月～9月	子ども・子育て支援法の改正、「人生100年時代推進構想会議」、働き方改革関連法成立、新・放課後子ども総合プラン	教育・保育給付の費用を一部充てる、幼児教育無償化、長時間労働の是正、柔軟な働き方の実現、放課後児童対策をさらに取り組む。
2019年5月	子ども・子育て支援の一部を改正	10月に幼児教育・保育の無償化、高校無償化、住民税非課税世帯の大学学費を無償化にする。
2020年12月	全世代型社会保障改革の方針	不妊治療への保険適用の早期実現（2022年に適用するとの目標）、男性育児休業の取得を促進する。
2021年6月	子ども家庭庁設置に向けた検討	子ども政策の司令塔機能を一本化し、各省より一段高い立場から少子化対策を含むこども政策について一元的企画、立案、総合調整を行う。
2023年4月	子ども家庭庁の発足	
2023年6月	異次元の少子化対策の閣議決定	

（出典）内閣府、厚生労働省、子ども家庭庁などの政府資料に基づいて作成。

子化の前兆は既に1970年半ばからあったことがわかる。1990年の「1.57ショック」を契機に、少子化の言葉は一般的に知られるようになった。そして、1994年12月に政府は「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」が策定され、いわば「エンゼルプラン」を定めた。

その後、表1として整理されたように、政府はほぼ毎年、新たな少子化対策を掲げ、それに伴い子ども・子育てのみならず、少子化と関係しそうな周辺にも対策するようになった。例えば、地域創生と連動させ、人の流れを作ろうとしたことや、事業内保育所への助成などが挙げられる。

しかし、図1で見られるように、少子化に歯止めをかけることができず、事態はさらに深刻化していく一方である。そこで、なぜ1990年代から長年にわたり少子化対策を行っているにもかかわらず、少子化の問題がまったく改善され

ないどころか、なおさら深刻しているのか。このような問題意識の下で2024年度4年宋ゼミの活動が始まった。

3. 宇都宮市の少子化の現状

少子化に関する先行研究は多岐にわたるが、宋ゼミは山田（2020）を輪読書籍として、日本の少子化問題について研究学習を行った。山田（2020）によると、日本の少子化の主因は未婚化である。そして、未婚化の原因が若者の経済力の低下であると指摘されている。また、少子化対策は「1.57ショック」後直ちに行われず、2000年に入ってから本格的に行われたことが致命的だったという。

少子化に関する情報をサーベイしていくうちに、少子化は日本全国が抱えている問題だと思いがちだが、実際には人口が増えている地方自

治体もある²⁾。そこで大学の所在地である宇都宮市の現状はどうだろうかと関心を持ち、宇都宮市を対象とした少子化の現状と対策について検討し始めた。

国が本格的に少子化対策を開始した2000年当時、宇都宮市の Web サイトによれば、市の出生数は5,213人であった。これが2010年には4,941人になり、2020年には3,741人まで減少している。また、2021年の宇都宮市の合計特殊出生率は1.31で、同じく中核都市の船橋市が1.18、川口市が0.98、八王子市が1.08のため、宇都宮市は中核都市の中で合計特殊出生率が相対的に高いと言える。さらに、全国の市町村における合計特殊出生率のランキングによると、1,741市町村のうち、宇都宮市は721位であり、合計特殊出生率が全国の中上位レベルを示している。

他方で、宇都宮市の平均初婚年齢は、2019年時点で男性が31.3歳、女性が29.6歳である。それに対し、全国平均初婚年齢では、男性が31.2歳、女性が29.6歳であるため、宇都宮市は全国とほぼ同等レベルであることがわかった。しかしながら、同時に宇都宮市は全国と同じく未婚化や晩婚化が進んでいることも意味する。つまり、宇都宮市は出産を遅らせる傾向があると考えられる。

さらに、宇都宮市の生涯未婚率は、1990年の時に男性が5.9%、女性が4.0%だったものの、2020年には男性が25.5%、女性が15.3%まで上昇している。生涯未婚率の上昇は少子化につながるだけでなく、ライフサイクルにおける他の社会問題まで引き起こす可能性が高い。

ここでのライフサイクルとは、出産、子育て、教育、雇用、医療、介護、年金といったすべての人が直面する一生涯のことを指す。これまでライフサイクルにおける結婚・子育てについて、個人の選択や問題であると考える人が多い。しかし、この建前の個人による選択は、結果的に「自己責任論」として政府の無作為を正当化する口実となり、あらゆる社会問題が現代社会で目立つようになってきてしまっている。少子化、格差や貧困、教育格差、雇用問題、東京一極集中の地域問題、ダブルケア、ヤングケアラー、孤独死、これらはいずれも個人の選択だけによる問題だろうか。

そのような問題を抱えるようになったのは、むしろ制度や環境づくりの欠如が主因であろう。なぜなら、働いても給料が上がらず、経済的な不安を抱え、結婚・出産を後回しまたは諦め、教育機会が相対的に少なくなり、結果的に切り捨てられやすい非正規労働者となり、もっと稼げる東京に移住するが、物価が高く生活の余裕がない中、さらに晩婚になり、子どもを持ちたくても不安で後回しにし、パートナーがいらない高齢者として生活する限界の先には孤独死が待っているという悪循環に陥っている人が少なくないからである。さらに、親の所得格差が子の格差になり、日本における相対的貧困率³⁾の高さは、子どもの貧困問題を浮き彫りにしている。

ところで、日経ウーマンと日本経済新聞社が実施している自治体の子育て支援制度に関する調査があり、宇都宮市のパンフレットにはこの

2) 自治体別の「人口増減率ランキング2024」によると、北海道の赤井川村は人口増加率が1位となっている。2位から5位までが北海道の地方自治体を占めた。そして、アフターコロナにおける東京23区への人口回帰の傾向も強まった。

3) 『日本経済新聞』（2023年11月19日）によれば、相対的貧困率とは、等価可処分所得（世帯の手取り収入を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額である貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合である。2021年の日本の相対的貧困率は15.4%である。厚生労働省「令和4年国民生活調査の概要」によると、貧困線は直近の2021年には127万円だったという。

調査の2023年版「共働き子育てしやすい街ランキング」を引用し、宇都宮市は子育てしやすい街であると宣伝している。しかし、後で詳細に述べる宋ゼミが独自に行った大学生・大学院生向けの結婚・出産に関する意識調査において、115名の回答が得られたうち、「宇都宮市は子育てランキング上位だと知っている」と答えた割合は、2割未満である。つまり、たとえ宇都宮市は子育てしやすい街であっても、あまり知られていないという事実がある。

具体的に、2023年の子育てランキング上位の判断基準を確認すると、宇都宮市は共働き支援分野において1位を獲得し、保育園の充実や待機児童が少ないことが高く評価されたことにより、総合ランキング2位を獲得した主な理由である。言い換えれば、子育てしやすいというのは、あくまでも結婚、子どもがいる世帯を前提とした家庭に対する話であり、結婚しなくても結婚できない、またはその選択を後回しにすることや、出産を控えている若年層には、特に響かない宣伝であろう。

4. 若年層向けのアンケート調査から見られる少子化政策とのズレ

4.1. 多子世帯に重点的に財政支援を行う問題

冒頭で述べた異次元の少子化対策でも、現在宇都宮市で行われている少子化対策の方針でも、多子世帯に重点を置いた財政支援が行われている。しかし、図2の日本における出生順位の推移を見ると、第1子と第2子は1985年以来20万人が減少している。それに対し、第3子以上は40年近く横ばい水準となっている。近年の少子化対策は、多子世帯への支援を拡充する傾向があるが、多子世帯に重点を置いた少子化対策では、少子化の改善には効果的ではないことが明らかになった。

というのは、少子化が叫ばれて久しいが、3人以上の子どもを産む世帯の数はあまり変わっていない。一方で、第1子の減少傾向が顕著であり、第1子を産むことが難しい状況や、第1子の出産が遅れることで、第2子や第3子以上を持つ可能性が奪われていることが挙げられる。

さらに、多子世帯のみに重点的に支援を行う

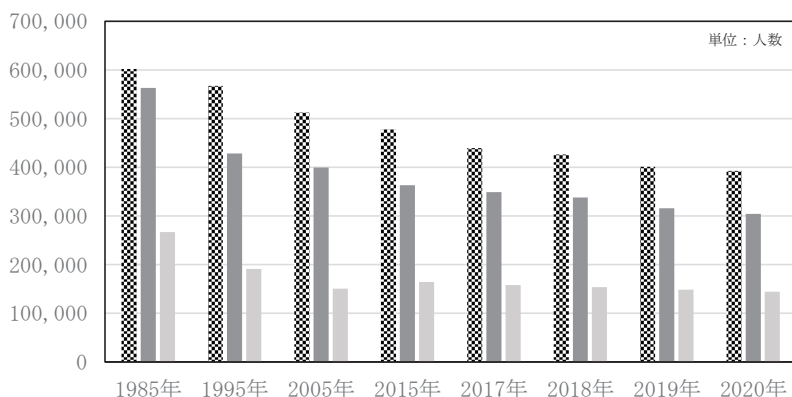


図2 日本における出生順位の推移

（出典）厚生労働省『令和2年度人口動態統計月報年計（概数）の概況』より2024年度4年宋ゼミが作成。

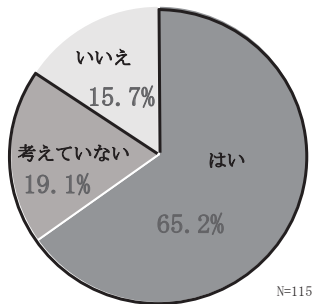


図3 将来、結婚したいと思うか

（出典）2024年度4年宋ゼミのアンケート調査から作成。

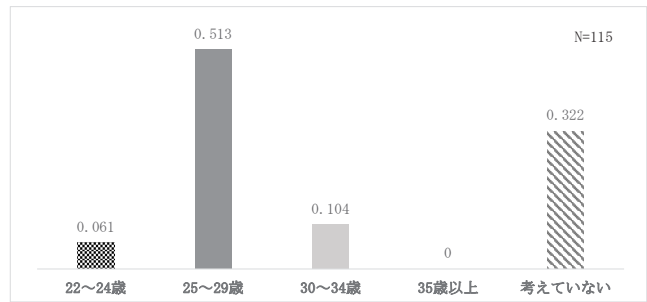


図4 結婚したい時期

（出典）2024年度4年宋ゼミのアンケート調査から作成。

ことは、子どもが多いと大変だという潜在意識を人々に植え付けてしまう恐れがある。この誤った認識や発想から、多くの少子化・子育て対策が行われていると考えられる。

しかし、普通に考えてほしい。仕事が大変だが、やりがいがあるのでやるのと同じように、子育ては大変だけではないはずである。「子育ては親自身も育つ」と言われるように、子を育てないとわからないことがいっぱいある。例えば、親にならないと親の恩を知らない、あるいは親からいろいろもらうのは当たり前だと思ってしまう。しかし、自分が親になる時に、親の恩を知るきっかけになる。また、子どもに癒され「かわいい」という感情を芽生え、リラックスできる瞬間がたくさんあり、そのおかげで仕事をもっと頑張れるという原動力になる場合も少なくない。

現状の少子化対策は、「大変」から発想し、それにより多子に重点的に財政支援を行うといった展開が、無意識に現在の若年層に「子育て＝大変」だけを伝えてしまっている。これは少子化につながった一因だと考えられる。

したがって、多子ではなく、むしろ重点的に行うならば、第1子から重点的に財政支援を行ったほうが、少子化には効果的であると考えられる。なぜなら、図2でわかるように、第1子と第2子の出生数が減少しているが、第3子

には特に大きな変化がないので、第1子の子育て状況によって、第2子や第3子を持つかどうかを判断する親が多いように思われる。

要するに、第1子から重点的に支援することにより、出産や子育ての大変さをやわらげ、第2子や第3子出産に連動する可能性が高いと考えられる。

4.2. 若年層の結婚・出産意識と現状少子化対策のズレ

ここまで既存データに基づいて、少子化または少子化対策について分析したが、山田（2020）で指摘したように、少子化の原因は未婚化であるならば、若年層の結婚意識や出産願望について知る必要がある。そのため、宋ゼミは市内外の現役大学生、大学院生に向けて、Googleフォームを用いてオンラインでアンケート調査を行った。そして、若年層の意識を把握したいという主旨から、特に性別に関する問いを設けなかった。

アンケート調査の回答は現在でもできるが、以下の分析内容は、すべて2024年11月15日の時点で115人の回答者からの集計結果である。

まず、図3から、多くの若年層は将来結婚したいとの見解を示している。2割近くの人は「考えていない」と答えているが、これは大学生・大学院生の属性と関係していると思われる。ま

だ考える時期ではないことを考えれば、いずれ考えるようになった時に結婚を選ぶ可能性がある。言い換えれば、図3から鮮明に示されているのは、Z世代と言われる若年層が結婚や出産を諦めているわけではないということである。

しかしながら、図4と合わせて見ると、8割近くの人はこれから結婚すると考えている一方で、理想の結婚年齢は20代後半が最も多く、30代前半を選ぶ人も一定数いることが示されている。これらの結婚時期を選択した理由として、「経済的・身体的問題が少なく、将来の見通しがつく頃だから」と回答する人が多かった。宇都宮市の平均初婚年齢は男性が31.3歳、女性が29.6歳であるため、若年層が考える結婚時期と実際の結婚年齢にギャップが生じていることが明らかである。

これは、想定している結婚時期を迎えたとしても結婚できるとは限らず、結果的に望んだ結婚年齢より遅れることになる。なかには結婚したいタイミングで結婚できるような環境が整っていないことや、結婚する機会を逃してしまうケースもあると考えられる。

したがって、若年層の多くは晩婚を望んでいるのではなく、望ましい結婚の環境が整っていないため晩婚になり、さらに遅れると未婚になってしまうわけである。

次に図5から、将来子どもが1人欲しいと考えているのは22.6%、2人欲しいと考えているのは49.6%で最も多く、3人以上欲しいのはわずか5.2%である。図3の結果と合わせて考えると、結婚願望がある若年層は、基本的に子どもを持ちたいと考えている。このように、「結婚＝出産」という考え方は、やはり日本やアジア諸国の特徴であることが証明されている。

最後に図6から、はっきりと宇都宮市で結婚・子育てを「したくない」と回答した人が31.3%であり、その理由として「宇都宮市で結婚・出産・子育てをするメリットを感じられない」と記述する人が多く、宇都宮市が子育てしやすい街という印象が薄いことを示している。また、考えたことがない人は64.3%であるため、宇都宮市で結婚・出産・子育てをするメリットをこの6割超の層に向けて発信することがポイントになるだろう。

さらに、図7の調査結果は、若年層がある地域に定住しようと思う理由を示している。最大3つを選択してもらった結果、73.0%の人が「就職先の地域」を選び、次に影響しているのは63.5%の「インフラや交通等の環境設備」で、最後に「子育てのしやすさ」が41.7%という結果になった。

この結果から、その街・地域にゆかりがある

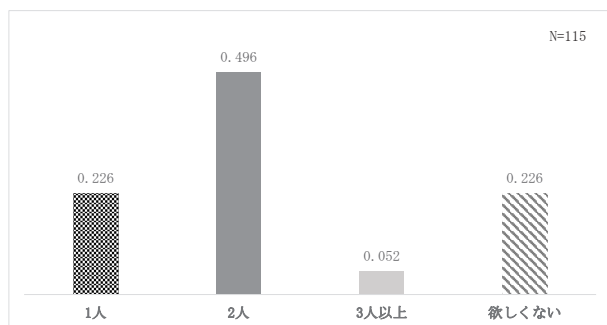


図5 将来、子どもが欲しいか

(出典) 2024年度4年宋ゼミのアンケート調査から作成。

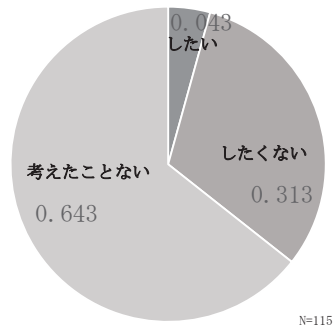


図6 宇都宮市で結婚・子育てしたいか

(出典) 2024年度4年宋ゼミのアンケート調査から作成。

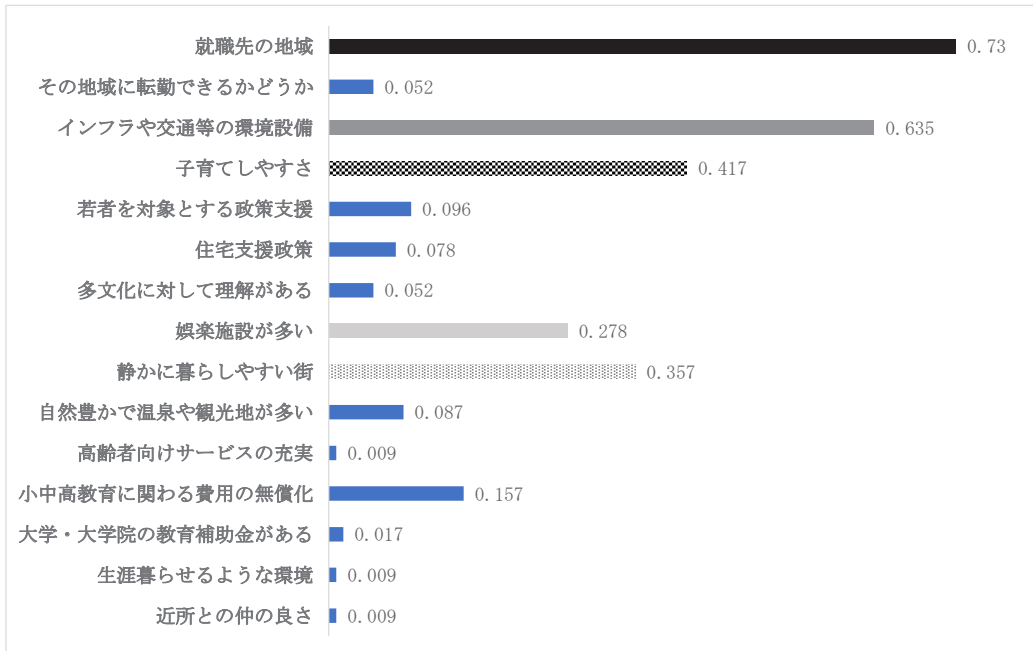


図7 特定の地域で定住するうえでの要素（最大3つの選択）

（出典）2024年度4年宋ゼミのアンケート調査から作成。

かを重視している若者が多いことがわかる。一方で、どこに就職できるか、またはするかという将来の見通しが不透明な中で、特定の地域で結婚や子育てをしたいという考えに至らないとわかった。ここで重要なのは、「子育てのしやすさ」を考慮する人が5割近くいる一方で、図6で示された宇都宮市で結婚・子育てをしたいと考える若者がわずか4.3%に留まっている点である。このことから、宇都宮市の子育てのしやすさがまだ一般的に認知されていないことが再び証明されている。

そもそも「子育てしやすさ」についてどう捉えるかという問題があり、「しやすさ」の意味も多様である。現在、宇都宮市で行われている子育て支援は、既婚者や既に子どもがいる世帯、特に多子世帯に重点を置いていることから、子育てしやすい街であると捉えられている。しかし、未婚やこれから第1子を出産しようとする

若年層への政策づくりが進んでいないため、若者が考える子育てのしやすさとは大きく異なる可能性が非常に高い。

5. まとめに代えて—2024年度4年宋ゼミの政策提言

最後に論じてきたことのまとめに代えて、4年宋ゼミの検討結果を再度述べ、宇都宮市に政策提言を行いたい。

これまでの現状分析と独自の調査結果から、宇都宮市が本格的に少子化対策を行おうとするのであれば、未婚化と晩婚化に力を入れた施策が必要である。少子化を測る1つの指標である合計特殊出生率が低い数値ではないが、未婚化や晩婚化は全国同等レベルで進んでいるため、今後一気に問題が表面化する可能性が極めて高いと考えられる。

宇都宮市は子育てしやすい街だと評価されているようだが、このことが若年層にあまり浸透していないことが明らかである。保育園の充実には確かな子育て支援政策であるため、行った施策に対して有効的な宣伝手段が必要であろう。例えばパンフレットで知らせるだけでなく、もう少し長いスパンで考え、現在の初等教育の段階から子育てなどに触れ合う機会を増やし、子どものいる家族の温かさや幸せを小さい頃から考えさせるようにする。学ぶのは知識のみならず、身近な事例を通して発想力を働かせ、考えてビジョンを描くことも必要であろう。この教育に関する施策は、個人における結婚、出産の意識チェンジ、すなわち「子育て＝大変」または「結婚はしようと思えばいつでもできる」という考えの見なしにつながると期待される。

多くの若年層は将来結婚・子育てしたいと考えているが、理想の結婚年齢と実際の初婚年齢には大きなズレが生じている。若年層が結婚したいタイミングで、結婚できる環境が必要である。それは誰もが恩恵を受けられるような普遍的な財政支援を土台とし、第1子から重点的に支援を行うことである。それによって、子育ての大変さを軽減する効果があると考えられ、第2子や第3子以上を考えている家族に希望を与えることになるだろう。

最後に、宇都宮市ならではの少子化対策や子育て支援について、効果的に市民や市外住民に情報発信をする必要がある。パンフレットの作成のみならず、SNSを通じた動画発信、TV広告、駅構内や町中の看板ポスター、市職員の出前講座による教育施設での講演、企業への補助金を通して宇都宮市に関する施策の周知、ライフサイクルに関する相談窓口の設置、市役所内には子ども連れの親が安心して預けられるサービスの提供、または遊び場の設置など、具体的な施

策も多く考えられる。

しかし、このような具体的な施策は意識によるもので、現在の宇都宮市は子育て支援や少子化対策に関する認識に問題がある。結婚や出産、さらにライフサイクルの選択はもちろん個人の自由だが、制度や環境づくりは結婚・出産の強要にならず、むしろ若年層が望んでいることだと、宋ゼミの独自調査から明らかになった。

多子ではなく、第1子から重点的に子育ての財政支援を行い、少子化対策に関する現金給付や現物給付⁴⁾の制限を緩和し、役所内でのパンフレット作製だけでなく、積極的に情報を発信するスタイルを通じて「ここにはこのような子育てサービスがある」ではなく、「このような子育てしやすい、利用しやすいサービスがある」といった利用者目線に応じた総合的な意識の転換が不可欠である。

総合して、子どもは個人の子、子育ては親の責任ではなく、子どもは皆の「財産」、子育ては「社会全体の責任」という意識転換の下、長期的な視点で少子化に向き合い、粘り強く少子化対策を行うことが大切だと考えている。

参考文献

- 宇都宮市ホームページ (<https://www.city.utsunomiya.lg.jp>) 2024年11月14日最終閲覧。
- 『日本経済新聞』(2023年11月19日)「相対的貧困率とは日本15.4%、米英より格差大きく」(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCA1776Q0X11C23A1000000/>) 2024年11月17日最終閲覧。
- 日テレニュース(2023年6月13日) (<https://news.ntv.co.jp/category/politics/0f5c8a8d14a8468e87bf0768f51d132e>) 2024年12月12日閲覧。
- 厚生労働省「令和5年人口動態統計月報」(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/>)

4) 財政学では、サービスを給付することを現物給付と言う。例えば、保育園、子どもの医療費助成などが挙げられる。

- jinkou/geppo/nengai23/index.html) 2024年10月7日最終閲覧。
- 厚生労働省「令和2年度人口動態統計月報年計（概数）の概況」（<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai20/dl/gaikyouR2.pdf>）2024年8月18日最終閲覧。
- 厚生労働省「令和4年国民生活調査の概況」（<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/dl/14.pdf>）2024年11月17日最終閲覧。
- 山田昌弘（2020）『日本の少子化対策はなぜ失敗したのか』光文社新書。

那珂川町小砂地区におけるコメの生産に関する現地調査

林 田 朋 幸^{*1}・林田ゼミナール²

- | | |
|------------------------------|---------------------------------------|
| 1. はじめに | 2.2. 9月29日稲刈り体験と第2回
草刈隊活動、11月3日収穫祭 |
| 2. 調査内容 | 3. 考察 |
| 2.1. 5月26日田植え体験と第1回
草刈隊活動 | 4. さいごに |

要 旨

2024年度経済学部地域経済学科2年林田ゼミでは、栃木県那須郡那珂川町小砂地区で田植え・稲刈りといった農業体験と農業関係者へのコメの生産に関する聞き取り調査を行った。学生は調査成果を踏まえて、コメの生産の問題点としてコメの生産費用の高さとコメの生産農家の高齢化と若い世代の就農率の低さについて考察した。学生からは、このままの状況が続けば現在のようなコメの生産を維持することが難しくなるのではないかという意見や、今回の農業体験や聞き取り調査で得たコメや農業の知識や魅力といった情報を多くの人に発信する必要があるという意見が出た。

キーワード：農山村 農業体験 農業従事者 コメの生産 那珂川町小砂地区

1. はじめに

2024年度経済学部地域経済学科2年林田ゼミでは「現地調査を通して地域社会のリーダーとしての基礎を養う」をテーマとして、学生の関心に沿ってゼミ活動を行った。学生の多くは農業や農山村地域への高い関心を持つ一方で、農作業の経験がほとんどなかった。そこで、栃木県那須郡那珂川町小砂地区で実施される手作業

での田植え・稲刈り体験のイベントである「小砂里山農業体験『棚田オーナークラブ』」(以下、小砂地区棚田オーナークラブ)に参加し参与観察を行うことで、農業や農山村地域への理解を深めることを目指した。

那珂川町は栃木県北東部で、一級河川的那珂川の上流に位置する農山村である。人口14,161人、世帯数5,829である¹⁾。人口に占める65歳以上の割合(高齢化率)は栃木県平均が30.7%で

^{*1} 帝京大学経済学部地域経済学科講師

² 参加学生は五十音順に、浅子良平、伊藤鴻寿、小川真之介、神山朗、草崎想、菅井敬太、成蔭、安田拓史、渡辺優駕の9人である。

1) 2024年12月1日現在。那珂川町「住民基本台帳」https://www.town.tochigi-nakagawa.lg.jp/25data/jinkou_setai.htmlを参照。2025年1月5日アクセス。

あるのに対して44.2%と高く、県で2番目の高さである²⁾。那珂川町では、自治体として森林・農地・河川等の地域資源を活用した都市農村交流事業に積極的に取り組んでいる。

那珂川町における代表的な都市農村交流事業が、小砂地区住民の住民組織である小砂 village 協議会を中心とした活動である（林田 2023）。那珂川町北部の小砂地区は、那珂川の支流である小口川の最上流域に位置する。人口568人、世帯数226である³⁾。2013年にNPO 法人「日本で最も美しい村」連合に加盟し、関連する活動を小砂 Village 協議会が中心となり行っている。2019年には農林水産祭の一部門である「豊かなむらづくり全国表彰事業」の農林水産大臣賞を小砂 Village 協議会が受賞した。

小砂 Village 協議会による主な活動の1つが小砂地区棚田オーナークラブである。小砂地区の棚田は、2022年に農林水産省の「つなぐ棚田遺産」に選定されている。本活動では小砂地区住民と参加者が手作業で田植えや稲刈りを行う。農作業後の昼食を兼ねた交流会では、小砂地区住民と参加者の交流を深めることを目的として、小砂 Village 協議会内の組織であるおかあちゃんカフェの会員による地元食材を使用した料理が提供されている。参加者は毎年10組程

度で、多くは栃木県内在住者である。

当ゼミでは、他の参加者と同様に5月26日の田植え体験、9月29日の稲刈り体験、11月3日の収穫祭（陶芸体験、餅つき体験）に参加した^{4) 5)}。また、田植え体験と稲刈り体験の同日の終了後には、小砂 Village 協議会に所属の農業従事者により結成された草刈隊の活動として、草刈りをそれぞれ実施した⁶⁾。棚田オーナークラブと草刈隊の活動中に、農業従事者や行政職員等の農業関係者への聞き取り調査を行った。

2. 調査内容

2.1. 5月26日田植え体験と第1回草刈隊活動

2024年度の第11回小砂地区棚田オーナークラブには約10組50人が参加した⁷⁾。5月26日の田植え体験では、午前小砂地区内の田2枚約15aの田植えを実施した。田1枚を手作業で、もう1枚を小砂 village 協議会所有の田植機でそれぞれ作付けした（写真1）。作付けしたコメの品種はゆうだい21である⁸⁾。

昼食を兼ねた交流会が終了後、小砂地区の草刈隊の活動が行われ、学生は草刈応援隊として参加した。学生は小砂 village 協議会の会員で

- 2) 2024年10月1日現在。栃木県「年齢別人口調査結果（市町別年齢別人口）」<https://www.pref.tochigi.lg.jp/c04/pref/toukei/toukei/popu2.html> を参照。2024年1月9日アクセス。
- 3) 2024年12月1日現在。那珂川町「住民基本台帳」https://www.town.tochigi-nakagawa.lg.jp/25data/jinkou_setai.html を参照。2025年1月6日アクセス。
- 4) 2023年度の著者担当のゼミでは若い世代の新規就農者をテーマとして活動し、9月の稲刈り体験活動に参加した。詳細は林田・林田ゼミナール（2024）を参照。
- 5) 収穫祭は帝京大学宇都宮キャンパスの学園祭と同日に行われたこと等から、学生の参加者は2人であった。
- 6) 草刈隊は多面的機能支払交付金に関する事業で、那珂川町での立上げは小砂地区の草刈隊が初めての事例である。栃木県内での地域外在住の大学生による草刈隊での活動は、本活動が初めての事例である。
- 7) 小砂 village 協議会作成資料を参照。他にも、小砂 village 協議会の会員数人、馬頭高校ボランティア部約10人、那珂川町地域おこし協力隊員数人等が本活動に参加した。小砂地区棚田オーナークラブの1組の申し込み人数は最大4人で、著者等のグループについてはゼミ外学生2人、卒業生1人、著者の計4人が1組として申し込みを行った。ゼミ生9人については、小砂 village 協議会のご厚意による特例での参加であった。
- 8) ゆうだい21は宇都宮大学が開発した品種である。聞き取りによると、那珂川町をはじめとした栃木県内の自治体でゆうだい21の作付けを推奨しており、小砂地区棚田オーナークラブでは今回の活動で初めてゆうだい21の作付けを行った。

もある草刈隊5人と那珂川町の多面的機能支払交付金担当職員から、草刈機の使用方法について講習を受けた(写真2)。講習時には、事故防止のために周囲5m以内に人がいないことを確認して草刈機を使用する必要があるという指導を受けた。



写真1 田植え体験の様子(2024年5月26日、筆者撮影)



写真2 草刈機使用講習の様子(2024年5月26日、筆者撮影)

5月26日の実習を終えての学生からの主な感想は以下の通りである。田植えについては、作業をした翌日に筋肉痛であったこと、田の中で歩くのに苦労したこと、今回のような作業を日常的に行うことは難しいと感じたこと等を理由として、田植えをはじめとした農作業の大変さを実感したという声があった。また、手植えと一度に8条を植えることができる田植機とでは

作業時間に大きな差があり農業機械の便利さを実感したという声があった。

草刈隊の活動については、草刈機が見た目より重たかったこと、きれいに草刈りを行うことの難しさを感じたこと、草刈機の使用時の危険性を感じたこと等を理由として、田植えと同様に農作業の大変さを実感したという声があった。また、今回の活動により草刈機使用に対する恐怖心を克服することができたという声があった。

2つの活動を通して、指導を担当した農業従事者が全員高齢者であったことから、日本の農業従事者の高齢化に関心を持ったという声があった。また、小砂地区住民や参加者同士との交流が楽しかったと感じたことから、小砂地区棚田オーナークラブのイベントや草刈隊の活動への参加に魅力を感じたという声があった。

現地調査を踏まえて、学生は日本農業の中で特にコメの生産や品種により関心を持ったことから、ゼミの研究課題をコメの生産・品種・産地の実態を明らかにすることに設定した。そして9月の現地調査に向けて、日本で生産されているコメの品種の種類や特徴をweb等で調べまとめることや、授業時に各自が覚えたコメの品種名を報告することを通して理解を深めた。

夏季休暇中に各学生が家族・知人に対してコメの生産・品種について聞き取り調査を実施した。調査成果として、多くの調査対象者がコメの品種名を数種類しか認識していないことや、普段消費しているコメの品種・産地にあまり関心がないという話が出た。また、2024年のコメの高騰やコメの生産農家の減少について関心が高いという話が出た。

2.2. 9月29日稲刈り体験と第2回草刈隊活動、11月3日収穫祭

9月29日の稲刈り体験では、午前に前回の田植え体験で作付けした田1枚5aで手作業での

稲刈りと、天日干しの作業を行った⁹⁾（写真3）。稲刈り体験終了後の交流会では、かまど炊きした2024年産の小砂ホタル米が提供された¹⁰⁾。



写真3 田植え体験の様子（2024年9月29日、筆者撮影）



写真4 草刈りの様子（2024年9月29日、筆者撮影）

午後からは小砂地区の草刈隊の活動が行われ、前回と同様に学生は草刈応援隊として参加した。学生は小砂 village 協議会の会員でもある草刈隊5人と那珂川町の多面的機能支払交付金担当職員から3種類の草刈機使用の指導を受け、農地約10aで草刈りを行った。草刈機的使用方法について講習を受けた¹¹⁾（写真4）。草刈

り作業終了後には、精米した2024年産の小砂ホタル米が持ち帰り用として各学生に提供された。

11月3日の収穫祭では、栃木県の伝統工芸品に指定されている小砂焼の陶芸体験を行った（写真5）。その後に杵と臼を使用した餅つき体験を行い、昼食と交流会ではつきたての餅が提供された。

9月29日と11月3日の実習を終えての学生からの主な感想は以下の通りである。稲刈りについては、手作業で稲刈りや乾燥を行うことが労力や技術の面から大変であると実感したという声があった。草刈隊の活動については、作業を通じて改めて危険を伴う作業であると実感したこと、2回目の草刈りであったので前回よりもスムーズに作業をすることができたという声があった。各自が持ち帰った小砂ホタル米を調理し食べた感想については、炊飯すると粒が大きく綺麗に炊き上がったこと、1粒ごとに甘く粘りや香りがとてもあり美味しかったという声があった。収穫祭については、初めての陶芸体験で自分が作りたい形に完成させることが出来たので満足できたこと、餅つきは杵が重く不慣れだったが周りの声援があり気持ちが良かったこと、地域の文化・観光資源について学ぶ良い機会となったという声があった。

また、農業関係者への主な聞き取り内容は以下の通りである。小砂地区のコメの生産等について、長雨等を理由として今回収穫の稲の一部にカビが発生したこと、平地と比較して大規模面積の農業経営が難しくまた農地の管理に費用・労力がかかること、コメの生産だけでは生計を立てることが難しいこと、コメの生産者は年々減少しておりかつ小砂地区では80歳以上が一定数いること、農業資材の購入に対して2024

9) 同じく5月に作付けした10aの田については、小砂 village 協議会の会員が事前にコンバインで刈り取りを行った。

10) 小砂ホタル米は那珂川町認定のブランド米である。小砂地区内で肥料等の基準を設定して生産されており、2024年時点で小砂 village 協議会の会員を中心とした数人で生産されている。

11) 使用した草刈機は、エンジン式・電動式・手押し式の3種類であった。



写真5 収穫祭での体験の様子 (2024年11月3日、筆者撮影)

年は行政から助成が行われたという話が出た¹²⁾。小砂地区での生活については、小砂地区では小砂焼を生産していたため他地域に先駆けて電気設備が整備されていたこと、近年の小砂地区への転入者は一定数いること、転入者のうち農業従事者は少ないという話が出た。

3. 考察

現地調査等を踏まえて、学生は特に関心を持ったコメの生産や日本農業の問題点として、コメの生産費用の高さ、農業従事者の高齢化と若年層の就農率の低さ、の2点について考察した。1点目のコメの生産費用の高さについては、小砂地区の現地調査時に草刈機等の農業用機械や肥料といった農業資材がここ数年で高騰しているという話が出た。2024年はコメ不足によりコメの価格が急騰し、また聞き取りによると2024年に行政から農業資材購入における一部助成金が出されているが、学生からは生産費用や労力を考慮するとコメの生産による収入は低いという意見が出た。

2点目の農業従事者の高齢化と若い世代の就

農率の低さについては、統計等から現在も農業従事者の高齢化が進行し若年層の農業従事者が少ないということは以前から知識としてあったが、現地調査で実感したという意見が出た。コメの生産については、小砂地区でも多くのコメの生産者は兼業であり、聞き取りを行ったコメの生産者も専業で行うようになったのは前職を退職後であるという話が出た。学生からは、収穫後の農閑期に作業がほとんどないこともあり年間を通してみるとコメの生産による収入は不安定であり、40代以下の専業での従事は選択肢として入りにくいという意見が出た。

以上を踏まえて、小砂地区の草刈隊の5人全員が高齢者で過半数が70代であったこと等を考えると、このままの状況が続けば小砂地区においても10年以上経過すると現在のようなコメの生産を維持することが難しくなるのではないかという意見が出た。学生からは、消費者としてコメの生産者の現状を知ったうえでコメを食べていきたいという声があった。また、今回の農業体験や聞き取り調査で得たコメや農業の知識や魅力といった情報について、多くの人に発信する必要があるという意見が出た。

12) その他にコメの生産に関する小砂地区に限定しない一般的な内容として、2024年はコメの価格が高騰しているが昨年までのコメの価格では採算が取れないこと、農業用機械・肥料・燃料といった農業資材の価格が近年大きく値上がりしているという話が出た。

4. さいごに

2024年度の小砂地区現地調査では前年度と同様に、新型コロナウイルス感染拡大前と比較して現地調査内容に一部制限がある状況であった。そのような状況下においても、学生は現地で実際に見聞きすることによりコメの生産をはじめとする農業が直面する課題や魅力について具体的に学ぶことができたようである。

学生からは、「虫が苦手な農業体験に不安があったが、参加してみると普段は出来ない特別な体験ができて良かった」「多人数で1～2回の作業であっても農業の大変さを感じたので、少人数で毎日のように農作業をすることはとても大変だと感じた」という意見が出た。また、「小砂地区の人同士が仲良く話す様子が印象的であった」「現地の方々に体験中に声を掛けていただき嬉しかった」といった、学外者の方々との交流ができて良かったという意見が出た。日常生活において農山村を訪問する機会や農作業を体験する機会がこれまでほとんどなかった学生にとって、今回の現地調査は将来的に地域社

会のリーダーを目指すうえで貴重な機会になったといえる。今回のゼミ活動が学生の今後の大学での学びや地域活動への参加につながることを期待したい。

謝 辞

当ゼミにおける今回の現地調査は、小砂Village協議会の皆様をはじめとした多くの方々の多大なるご厚意のおかげで充実した現地調査を実施することができた。この場を借りて深く御礼申し上げたい。

文 献

- 林田朋幸(2023)「那珂川町小砂の“むらづくり”」
松村啓子・鈴木富之・西山弘泰・丹羽孝・渡邊 瑛季編『大学的栃木ガイド—こだわりの歩き方』昭和堂、pp.150-152
- 林田朋幸・林田ゼミナール (2024)「那珂川町小砂地区における農業従事に関する現地調査」『帝京大学地域活性化研究センター年報』第8巻、pp.115-120

栃木の観光業で挑戦する若い世代の取り組み

—那須町・益子町での聞き取り調査から—

五 艘 みどり^{*1}・五艘ゼミナール²

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. 調査の背景と目的および内容 | 3. 益子町における若い世代の取り組み |
| 2. 那須町における若い世代の取り組み | 4. まとめ |

要 旨

五艘ゼミナールは、これから社会に出る学生に向けてロールモデルとなるような栃木県内の若い世代や移住者の活動を調査し、彼らを取り巻く課題を整理したうえで、その情報発信の在り方や環境整備に向けた提案を行った。調査は地域経済学科の五艘ゼミの学生が、那須町と益子町の観光業などで活躍する若い世代を対象に実施した。彼らをめぐる課題として、収入や生活利便性という問題が想定されていたが、実際には住居やデジタル化（那須町）、地域連携不足や住民意識（益子町）などの課題が挙がり、実態は地域により異なることが明らかになった。そこで彼らの環境改善に加えて、新たに意欲ある若い世代を地域に呼び込むための提案を行った。

キーワード：那須町 益子町 観光業 若い世代 県内就職 ロールモデル

1. 調査の背景と目的および内容

1.1. 調査の背景と目的

栃木県の多くの市町村において人口は減少傾向にあり、若者の定住が課題である。本調査は、これから社会に出る学生に向けてロールモデルとなるような地域の若い世代の挑戦と活動を調査し、その実態を明らかにすることで、学生の県内就職への興味を向上させることを目指し

ている。そのため、学生世代における県内地域や県内就職へのイメージやニーズを明らかにしたうえで、益子町と那須町における観光業で挑戦・活躍する若い世代や移住者の方の状況を把握し、彼らを取り巻く課題を整理する。その上で、学生の県内就職への興味喚起や誘導を行うような提案を行う。本調査で観光業を扱っているのは、観光業は栃木県の多くの市町村で重要な産業であるだけでなく、若者や移住者が参入

*1 帝京大学経済学部地域経済学科

2 参加学生は2年生が塚原塁斗・青山淳之介・飯塚琉・小野田有汰・片岡優・小林美咲・小山慧人・久留生烈仁・清水琴葉・須佐龍平・東春太朗・山内 涼太・山崎 巧の13名、3年生が鈴木悠人・赤羽汰一・天谷駆・板谷翔空・市原ののか・石井一輝・岩渕直斗・及川智也・大山時生・後藤憂磨・久保大雅・佐藤心・高津戸宙・照沼忠之・丸田祐実・八木澤峻平・吉成航大の17名となっている。

しやすい産業なためである。また、那須町と益子町を対象にしたのは、観光業が盛んな那須町と、観光業が窯業・農業の補完的産業と位置付けられる益子町という、観光業への立ち位置が異なる2地域を対象とすることで、必要な環境整備のあり方が異なるのではないかという考えから、この2地域を対象とした。本調査は、帝京大学経済学部地域経済学科の五艘ゼミ2年生が那須町の調査と提案、3年生が益子町の調査と提案を担当した。なお、提案は各自治体への報告に加え、2024年度栃木県学生&企業研究発表会で各学年が発表を行った。

1.2. 調査の内容

那須町と益子町で実施した調査は次の通りで、各学年とも同じ流れで実施した。

- ① 地域の現状の把握（6-7月）：若年層の就業および観光業の状況について資料を収集したうえで、那須町および益子町の観光担当課と調査方針について打合を実施した。また、各学年のゼミとも学生全員で現地の視察調査を実施した。
- ② 若者ニーズの把握（9-10月）：若者における那須町と益子町のそれぞれの観光ニーズ・地域での就労意向等について Google フォームを用いたインターネット・アンケート調査を実施した。
- ③ 那須町で活躍する若い世代へのインタビュー（9-11月）：那須町と益子町の観光担当課と相談し、観光業を中心に活躍する若い世代や移住者を抽出しインタビューを実施した。
- ④ 若者が新たな働き方を選択するための取り組みの提案（11-12月）：これまでの調査をまとめて課題を整理した上で、若者が新たな働き方を選択するための取り組みの提案を行った。
- ⑤ 成果報告（11-1月）：提案に関する広範な情

報発信として栃木県学生&企業研究発表会でプレゼンテーションを実施した。その後、那須町報告会、益子町報告会、帝京大学地域経済学科ゼミ合同発表会で発表を行った。

2. 那須町における若い世代の取り組み

2.1. 視察調査の結果

那須町の人口は23,755人（令和6年10月現在）で、茶臼岳や那須温泉郷に加え多数のレジャー施設を有し、那須御用邸の存在によるブランドイメージが形成され、広大な別荘地が立地する。主産業はこれらの地域資源を活かした観光業に加え農林業が盛んで、歴史的には石材業が存在する。2023年度の観光入込客数は約512万人で、これは前年比約115%となっている。うち宿泊は173万人（外国人は1.5万人）である（那須町公式HP）。

【強み】 自然 ・自然資源が豊富 食 ・食事がおいしい ・食のジャンルが多い ・生乳、ソフトクリームおいしい 温泉 ・温泉が豊富 宿泊 ・多様な宿泊、数も多い（グランピング） その他施設 ・牧場など動物と身近に触れ合える	【弱み】 二次交通 ・公共交通が少ない ・交通アクセスが悪い ・車の運転ができることが前提 ・電動スクーター、シェアサイクルなどには厳しい斜面（実際サービスがない） 観光資源 ・観光スポットが離れている（分散） 滞在時間の短さ ・1か所の滞在時間が短い印象（ずっと遊べる場所が少なくない）
【機会（チャンス）】 情報発信 ・SNSで幅広く情報発信 ・地域ぐるみでキャンペーン 交通の改善 ・公共交通の拡充 環境保全（資源の維持） ・自然環境の維持 新しい観光魅力 ・新しく何か作るとか（施設やコラボ）	【脅威（差別化・競合との位置）】 競合との差別化 ・競合は日光・那須塩原、差別化重要 ・そもそも脅威になり得ない（県外が脅威ではないのか） 人材不足・若手の継承 ・人材不足（若い人は増えても少ない） ・若い担い手の経験不足などの懸念

図1 那須町視察調査からのSWOT分析（著者作成）

五艘ゼミ2年生は、2024年6月15日にゼミ生13名で現地の視察調査を行った。行程是那須塩原駅を発着点とし、那須ロープウェイ、平成の森、殺生石・温泉神社、道の駅・友愛の森、GOODNEWSとした。視察調査の結果、意見交換を行い、図1のようなSWOT分析を行った。その時に実施した那須町の観光に関する学生間の意見交換では、観光するには公共交通が不十

分、観光客の滞在時間が短い、観光資源は豊富だがランドマークがわからない、という意見が出た。

2.2. アンケート調査の結果

若者が那須町の観光に求める内容と、那須町のような自然豊かな地域で働き生活することへの興味を明らかにするため、Google フォームを活用したアンケート調査を実施した。実施期間は2024年9月26日～10月12日とし、有効サンプル数135を得た。調査項目は、観光についてはイメージ・来訪先・観光の問題点、働き生活することの興味としては、就職先として希望する立地・就職を決める上で優先する内容・希望する働き方・那須町のような自然豊かな地域での就労意向とその理由とした。

回答者の属性(n=135)としては、10代53.3%・20代43.7%と若者が多くを占め、性別は男性57.0%・女性41.5%と男性がやや多めとなった。また、居住は那須町以外の栃木県57.0%・その他の関東圏23.0%と那須町に近い居住者が圧倒的に多い結果となった。さらに、那須町の来訪経験は、5回以上が56.3%・2-4回が20.0%、来訪無しが14.0%となり、多くが複数回来訪していた。

那須町の観光のイメージは(n=135、複数回答)、牧場・乳製品(53.3%)・遊園地(45.2%)・温泉(41.4%)などが多いが、登山・ハイキング(28.1%)のイメージは低めとなった。那須町で訪れたことのある場所は(n=135、複数回答)、観光牧場(45.9%)・カフェやレストラン(45.9%)が最多で、殺生石(34.1%)続き、山岳地域(26.7%)や温泉地(25.2%)は予想より低い結果となった。社会人として働きたい立地は(n=135、複数回答)、都心に近い場所(42.2%)が最多である一方、実家に近い場所(35.6%)・都心と実家の間(26.7%)と、実家との距離を気にする意見が続いた。自然が豊か

な場所(19.3%)も2割程度が選択した。就職で優先する内容(n=135、複数回答)は、給料(72.6%)が最多で、人間関係(67.3%)が続くが、ライフイベントに柔軟に対応してくれる(33.3%)・キャリアアップできる(33.3%)・新たな挑戦ができる(18.5%)が続いた。希望する働き方(n=135)については、毎日出勤して定時に帰宅(51.1%)が最多で、働き方にはこだわらない(23.0%)・週1日以上のリモートワーク(17.8%)となった。那須町のような自然豊かな町で働きたいか(n=135、複数回答)については、「そう思う」「ややそう思う」の合計が40.0%、「あまり思わない」「思わない」の合計が30.3%となった。「そう思う」「ややそう思う」の理由として「人間関係がよさそう」「リラックスや気分転換ができそう」など意見が。

2.3. インタビュー調査の結果

那須町の観光業などで活躍する若手・移住者など9名へインタビュー調査を実施した(表1)。調査項目は、那須町で働くことになった経緯、那須町で仕事・生活するメリット/デメリット、学生への意見などとした。インタビュー結果は表2の通りとなった。

那須町で仕事や生活をするメリットとして、那須町で仕事や生活をするメリットとして、自然が近いことや、観光業がある程度安定している飲食店が多い点が挙げられた。デメリットとして地元出身者以外の单身・カップル向けの住居が不足していること、同年代の少なさや交通アクセスの不便さが挙げられた。

2.4. 那須町の調査から得られた課題と提案

2.4.1. 課題

那須町における調査から得られた課題をまとめると図2の通りである。若い世代・移住者の課題は、生活面では交通利便性・住居不足・同世代やナイトライフの不足、仕事面では職業の

表 1 那須町でインタビューにご協力いただいた方の概要

氏名	種別	所属先	性別	出身	仕事内容
A氏	企業	GOOD NEWS	男性	県外	デジタル業務
B氏			女性	県外	施設管理業務
C氏	企業	ナスコンバレー（那須旅）	男性	県内	学習塾経営・企業研修
D氏	企業	南ヶ丘牧場	女性	県外	販売業務・SNS対応
E氏	企業	りんどう湖ファミリー牧場	女性	県外	観光牧場等の経営
F氏	NPO	那須ビジターセンター、 那須高原自然学校	男性	県外	自然体験提供・教育
G氏	公的施設	那須町観光協会	男性	県外	観光促進およびPR
H氏	公的機関	那須町役場	男性	県内	企業誘致・拠点整備
I氏	公的施設	鹿ノ湯 ※	男性	県内	泉質管理・従業員管理

注）※は那須を代表する地域資源として観光の課題をお聞きするためにご協力いただいた

表 2 那須町でのインタビュー結果

	現在の仕事に就くまでの経緯	仕事を行う上での課題
H氏 那須町役場	・中学から高校にかけて ボランティア活動 ・大学生の時に町主催のイベントの実行委員を経験	・ 前例踏襲が慣習化 、新しいことをやらない ・町全体を一番に考え、さらに知識をつけながら対応する必要がある ・企業誘致は土地利用に制約があり難しい
G氏 観光協会	・IT企業に5年勤務して 都内から移住 ・自分の仕事内容が社会に対してどう影響するか、わかりやすい仕事につきたいと思った	・年代の違いなど 相手のコミュニケーション ・企画を進めるには行政などの判断を待たないといけない ・紙媒体でのやり取りが多い
I氏 鹿ノ湯	・宿泊施設の再建が難しく新しい仕事を探していた時、当時の執行取締役の方が退職された	・活力が失われるなか、高齢化で 後継者も不足 ・施設の老朽化や駐車場不足 ・毎年店が減っていく。資本が大きい所でないも発展が難しいのでは。 ・イベントの規模が年々縮小している
D氏 南ヶ丘牧場	・那須町へ来た時 雰囲気や景観がよく住みたい と思った ・前職は事務職だったので、同じ事務職へ	・ 仕事の内容が日によって変わり 、それに対応していくこと ・SNSでは悪いイメージを付けさせないようにする
E氏 りんどう湖 ファミリー牧場	・ 経営者志望 、地方活性化ビジネスをしたいと考えた ・新卒2年目で役員の誘いを受けた	・ 誰も知らないことに挑戦 していくこと ・法律に関わる問題やお金の問題など自治体と意見交換が必要
F氏 那須 ビジターセンター	・子供の頃、東京のボーイスカウトで活動し、 体を動かす楽しさ・人間形成・自然と触れ合った ことが原点	・子供を知ること（昔から今に至って内面的な変化が感じられる） ・デジタル化により子供が外で遊ぶ機会が減っている ・ 相手の状況や環境の変化に対応 しないといけない
C氏 ナスコンバレー	・最初は起業志望ではなかったが、 地域のコンテストに参加したことで、起業 することになった	・認知されている那須の情報が少ない（那須と言えど？） ・ 横のつながり が少ない
A氏 GOODNEWS	・愛知県から 移住 ・食品メーカーへ就職したが合わなかった ・ 那須に旅行に来た際に素敵だと思った ことがきっかけ	・会社規模はまだ小さく、自分たちで何か生み出す必要がある ・多局面で話し合いが必要 ・ 想像力 が求められる難しさ
B氏 GOODNEWS	・前の仕事で自分のライフスタイルに合わなかった	・ 向上心 が必要 ・やる気がないとできない
	那須町で暮らすメリット	那須町で暮らすデメリット
H氏 那須町役場	・県内だけでなく 県外からも来訪する人がたくさんいる ・JRの駅が複数ある ・バスの送迎が利用可能な場所がある	・町が広く、 車がないと不便 ・バスや電車のインフラが整っていない
G氏 観光協会	・都内の電車移動と比べれば通勤が楽 ・ 美味しい飲食店が多い	・那須町で働く人の 住む場所が少ない ・観光振興に使える 予算が減少 している ・ 同世代の人が少ない
I氏 鹿ノ湯	・ 商業、林業、農業があり、新鮮な農作物がある ・自然環境が豊かである	・宿泊と新鮮野菜のつながりがうまくいっていない ・予算が不足している ・地域資源をうまく活用できていない
D氏 南ヶ丘牧場	・自然の中で働ける ・ おしゃれなカフェや店舗が多く雰囲気が良い	・ 住む場所が限られてくる ・那須塩原市に住んでいるため、職場までが遠い ・ 車がないと生活が不便
E氏 りんどう湖 ファミリー牧場	・東京からのアクセスがいい ・ 意欲的な観光事業者が多い	・知名度がまだ低い（特に関西） ・夜の観光資源が少ない ・ 公共交通機関の問題
F氏 那須 ビジターセンター	・生活と自然が近い ・自然を生かしたイベントやコミュニティが形成されている ・ 都会過ぎず田舎過ぎず住みやすい ・観光地が多いため、友達遊びに来やすい	・ 仕事と生活の両立を考えると住む場所に困る ・（高所は）冬が大変 ・車が必須 ・移住者と住民との間に差を感じた
C氏 ナスコンバレー	・ 人柄が良い	・ 交通アクセス が良くない
A氏 GOODNEWS	働いている人々の 向上心とやる気 がある	・土日出勤が多い ・東京の店舗との差
B氏 GOODNEWS		・ 車がないと不便 ・地域でサービスや店舗などに差が出る

選択肢の少なさ・デジタル化の遅れ、一部にはビジネスのスピード感の遅さなどが挙げられた。観光業の課題は、山や温泉など主要資源に若者が行かない傾向や人手不足が挙げられた。こうした観光業の課題解決に向けて若い世代が活躍しても、その働き方のイメージが町外にほとんど発信されていないことも課題として挙げられた。

若い世代・移住者	
①生活	②仕事
● 公共交通が不便 ● 車の維持費は高い ● 単身やカップルの住居不足 ● 同世代が少ない ● ナイトライフなど少ない	● 職業の選択肢が少ない ● デジタル化の遅れ ● ビジネスのスピード感が不足 ● 世代間、新旧住民間の意見の相違
観光業	ロールモデルの認知度
● 慢性的な人手不足、とくにデジタルや情報発信 ● 山や温泉といった主要資源に若者があまり行かない、その回遊性は低め	● 若い世代や移住者の面白いような活躍が知られていない ● 那須町での働き方のイメージがほとんどない

図2 益子町の調査から得られた課題

2.4.2. 学生による提案

ー「那須町地域交流コミュニティ構想」

これらの課題を克服していく提案として、五艘ゼミ2年生は「地域交流コミュニティ構想」を提案する(図3)。これは地域の空き家を若い世代がシェアハウスとして運営し、若者同士の交流を進め、同時に高齢者との交流拠点になるよう、高齢者に農産物販売ができる機能を持たせる構想で、若い世代が地域の高齢者が交流することで、地域の仕事や生活をしやすいことを目的としている。さらにカーシェアサービスなどを地域に増加させて交通の不便さを払拭する。生活の様子は居住する若者にSNSで発信してもらい、地域で活躍する若者のことを知ってもらい、那須町の就業に樹若者の興味を喚起していく。

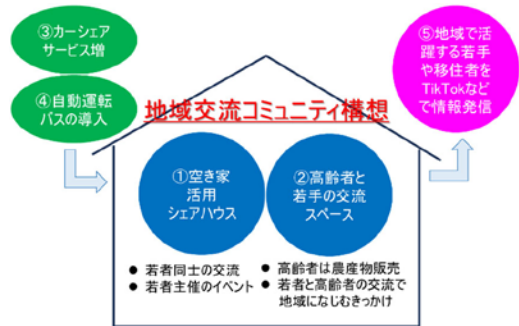


図3 那須町地域交流コミュニティ構想(著者作成)

3. 益子町における若い世代の取り組み

3.1. 視察調査の結果

益子町は人口20,653人(2024年10月1日現在)の町で主な産業は窯業・観光業・農業である。観光業は窯業や農業とも深い繋がりのある産業で、主な観光資源として益子焼店舗が集積する城内坂・益子陶芸美術館周辺、イチゴなど果物狩りができる観光農園、道の駅ましこなどは、来客数の多い観光資源であり、年に2回開催される陶器市は集客の要となっているほか、ひまわり祭りのようなイベントも開催されている。観光客数は、2023年度は2,559,039人で、前年度比102.9%となった(令和5年栃木県観光客入込数・宿泊数推定調査)。

五艘ゼミ3年生は、2024年6月13日にゼミ生17名で現地の視察調査を行った。行程は、道の駅ましこを発着地点として、陶芸美術館(登り窯)、城内坂通り、益子の森、フォレストイン益子、外池酒造とした。

視察調査後に行った学生間の意見交換では、益子町の観光について、城内坂などは整備されているが店舗の閉店が早い、飲食店の種類が少なく滞在時間も短くなりがちである、観光資源が散在して車がある観光客でないと広域に観光することができない、陶器離れの進む若者には益子焼のインパクトが弱い、という意見が挙

がった。

3.2. アンケート調査の結果

益子焼や益子町の観光に求めるニーズなどを把握する目的で、潜在顧客となり得る若者へ向けてアンケート調査を実施した。実施期間は2024年9月20日～10月14日とし、有効サンプル数71を得た。調査項目は、観光については来訪経験とイメージ、益子焼については陶器の利用状況や求める内容、さらに就職後に住みたい地域や益子町で居住する上での要望なども含めた。

回答者の属性（n=71）としては、年代は20代が8割と最も多く、性別は男性64.8%・女性33.8%と男性が多い結果となった。居住地は、益子町以外の栃木県内が59.2%・その他の関東圏が29.6%と多くが近県あるいは関東であり、益子町の来訪経験は2回以上が49.3%・来訪なしは28.2%となった。

益子のイメージ（n=71、複数回答）は、益子焼（81.7%）のイメージが高い一方、陶器市（31.1%）は3割程度。自然・農村景観・道の駅などはイメージが予想していたより低めとなった。陶器を使用するか（n=71）については45.1%が陶器を使用しないと回答した。魅力ある陶器（n=71、複数回答）は、伝統的（60.6%）や普段使のしやすさ（40.8%）が多かったが、手頃な値段（31.0%）、耐久性（22.5%）も続いて多い結果となった。陶芸体験の有無（n=71）は、6割以上が陶芸体験をしたことがあると回答した。益子焼購入に払いたい価格（n=71）は、1000円以上3000円未満（57.7%）が最も多く、3000円以上5000円未満（21.1%）が続いた。一方、地方での就職に関する興味を問う設問では、就職後に住みたい場所（n=71、複数回答）は、コンビニなど買物の利便性（57.7%）や都心（40.8%）という意見が多い一方、実家に近い（26.8%）や自然が豊富（22.5%）という意見も一定数あった。益子がどのような町であれば住

んでみたいか（n=71、複数回答）は、利便性の向上（64.8%）や商業施設の充実（62.0%）が高いものの、続いて仕事の選択肢（46.5%）の増加や飲食施設（42.3%）も高い結果となった。

アンケート調査結果をまとめると次のような内容となる。まず、県内学生は益子町の来訪経験は高いにも関わらず、観光のイメージは益子焼という漠然とした印象のみで、実際には「陶器市」の認知度も3割程度と低い。次に、若者の生活の陶器ニーズが低いという点である。茶碗を使用しても湯呑を使用しないなど陶器離れが進んでいることが想定される。6割以上が陶芸体験をしたことがあるのにもかかわらず、陶器が身近でないという現状になっているのである。しかしながら、「伝統的」「普段使いしやすい」陶器には魅力を感じており、益子焼購入の予算は1,000～3,000円程度と手頃さを求める傾向にある。そして、就職などに関する意識としては、就職後は都心や利便性が重要だが実家との距離や自然も大切という考えが見える。しかしながら、就職する場所は、生活の利便性や都心という声が多い一方で、実家との距離や自然を重視する層も一定いることがわかる。最後に、若者が住む場所としては、仕事の多さや飲食の充実は重要であるという点であった。

3.3. インタビュー調査の結果

益子町の観光業やその関連産業で活躍する若い世代へ向けたインタビュー調査を、益子町観光商工課の協力を得て実施した。インタビューにご協力いただいた方々は9名で、農業者として①ブルーベリーと里山と②吉村農園（いちご）③あやね（バナナ）、観光業者として④道の駅ましこ⑤益子ラボ（DMO）、窯業者として⑥よしざわ窯、飲食・土産品関連として⑦ Midnight Breakfast（飲食）⑧ Cheese3（菓子）、その他として⑨外池酒造にご協力いただいた。調査項目は、現在の仕事に就くまでの経緯・仕事を行う

上での課題・益子町で暮らすメリット／デメリット・益子町の観光の課題・栃木県内で学ぶ学生への意見とした。

インタビューから得られた益子町で生活や仕事をする上でのメリットは、益子焼の他にも多様な観光資源が存在すること、自然が近く農村景観が美しいこと、時間の流れが緩やかに感じられること、移住者が一定数いて起業や就農などもチャレンジしやすい環境があることが挙げられた。一方、デメリットは、買い物や交通の利便性が悪いこと、新たに起業するにも情報不足で店舗を見つけるのが難しい、起業しても地域間連携が弱くビジネスの拡大に時間がかかる、移住者は地域住民と繋がりにくく仕事と生

活の双方で情報不足であることなどが挙げられた(図3)。

3.4. 益子町の調査から得られた課題と提案

3.4.1. 課題

一連の調査を通して得られた益子町の観光および観光関連産業に従事する若い世代・移住者の課題は、5点に集約できる(図4)。それは、①観光業は益子焼への依存から抜け出す②多様な観光資源の活用とPRを行う③宿泊と交通を補完的に整備する④地域内連携を進める⑤住民の意識を変える・チャレンジしたい若者を誘致する、である。

良い点	悪い点
● 町の知名度が高い ● 景観が良い ● 地域住民間が親密 ● 自然が豊か ● 地域に愛着をもって仕事できる ● 観光資源が豊富 ● 時間がゆっくり ● 立地が良い ● チャレンジしやすい、移住者も多い	● 生活必需品を買う環境が乏しい ● 移転候補地がない、空き店舗は所有者が曖昧 ● 地域活動はボランティアになりがちで住民にお金落ちない ● 移住者は横のつながりがない ● 働き口が少ない ● 車がないと不便

図3 益子町で仕事生活をするメリットとデメリット

観光業は益子焼の依存から抜け出す ● 観光客の繁閑差が大きい ● 窯業は事業継承や拡大が必要 ● 陶芸以外の観光資源でも地域活性化すべき 多様な観光資源の活用とPRを行う ● 観光資源の宣伝不足 ● 観光資源が散財 ● 若年層の観光客の少なさ 宿泊と交通を整備する ● 観光客向け宿泊施設の増加 ● 町外・町内とも交通手段が少ない 地域内連携をすすめる ● 地域の団体同士で連携するものの発展途上 住民の意識を変える・チャレンジしたい若者を誘致する ● 益子の現状に対し危機感を抱く住民が少ない ● 町外出身者の起業は少ない
--

図4 益子町の観光および観光関連産業に従事する若い世代・移住者の課題 (著者作成)

3.4.2. 学生による提案

－「まじましこ住んじゃおハウス」

益子町の観光および観光関連産業に従事する若い世代・移住者の課題を克服していく提案として、五艘ゼミ3年生は「まじましこ住んじゃおハウス」を提案する（図5）。この提案は、益子町が都心部で益子の生活・仕事・観光に関するワークショップを実施し、興味を持った人を現地ワークショップに誘導し、益子での農業や窯業などの体験をしてもらい地域の若手などと意見交換をすることで、益子町への短期や長期の移住へつなげる取り組みである。その推進役を益子町のDMOとし、DMOは益子の空き家などを複数取得して一帯を「まじましこ住んじゃおハウス」とし、滞在を望む人たちに賃貸物件として通常よりはやや安めに貸し出す。そして、「まじましこ住んじゃおハウス」の住人らは、益子での仕事や生活の様子をSNSなどで情報発信する。これにより、益子町で新たな挑戦をする若い世代や移住者などの様子が発信され、県内外の若者の益子町への移住や定住を促す。「まじましこ住んじゃおハウス」の賃料はDMOの収入にもなるので、DMOに今後の事業性を持たせることも可能になる。

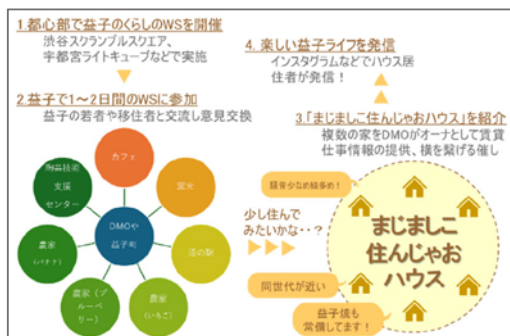


図5 まじましこ住んじゃおハウス（著者作成）

4. まとめ

本調査により、那須町および益子町の観光業および関連産業で挑戦する若い世代の抱える課題をある程度明らかにできたと考える。課題は当初、収入や生活利便性と予想していたが、実際はそれらに加えて住居不足・デジタル化の遅れ・ビジネスのスピード感の無さ（那須町）、地域連携不足や住民意識（益子町）が挙がり、実態は地域により異なることがわかった。そして、学生において活躍している若い世代や移住者の状況を知る機会はほとんど無いこともわかった。地域の活力向上のためには、活動的な若い世代や移住者の支援が不可欠で、それは地域の実態に合わせて実施することが重要である。そしてその状況を可能な限り広く発信することで学生の県内就職の興味を喚起できると考える。

五艘ゼミの学生は那須町と益子町に分かれて別々に調査し、意見交換を重ねて提案を検討してきたが、いずれの地域でも若者や移住者が近くに集まって活動できる拠点を提案したことは興味深い。意欲ある若者同士が近い距離で活動するほうが、活力が増幅されると思ったためである。同じように地域に居住する若者からの貴重な提案になったと考える。調査を行った学生からは、地域のロールモデルとなりうる人々に会い刺激を受けたという意見もあり、大変貴重な機会になったと考えている。

謝 辞

那須町観光商工課および益子町観光商工課には調査にあたり多大なご協力をいただきました。また、那須町と益子町で学生のインタビューにご対応いただきました皆様におかれましても、多大なご協力をいただきました。合わせて、心から感謝申し上げます。

栃木県における健康教育分野の出前講座の需要 —とちぎ子どもの未来創造大学でのアンケートより—

東 文 博*

- | | |
|--------------------------|------------------|
| 1. はじめに | 3. アンケート |
| 2. とちぎ子どもの未来創造大学 | 3.1. 実施したアンケート内容 |
| 2.1. とちぎ子どもの未来創造大学
とは | 3.2. アンケートの結果 |
| 2.2. 実施した講座内容の詳細 | 3.3. アンケート結果の考察 |
| | 4. まとめ |

要 旨

本報告は、とちぎ子どもの未来創造大学（栃木県教育委員会生涯学習課）にて行った健康・運動分野に関する講座の内容の説明と、講座内で行ったアンケートを分析することにより地域住民の運動習慣づくりや医療機関への適切な受診等の健康に関する意識の向上を目的としている。アンケートの分析結果より地域住民の健康教育の入り口になるような興味を引く市民講座等のタイトルや内容について検討して報告する。

キーワード：健康教育 運動習慣 市民講座 SDGs

1. はじめに

地球上のすべての人が心身共に健康であることは重要であり、SDGs 中にも「すべての人に健康と福祉を」として目標が作られている¹⁾。日本においては健康日本21という健康施策があり、その考えのもとに国民健康づくり運動が行われている²⁾。健康日本21の持つビジョンは「すべての国民が健やかで心豊かに生活できる持続

可能な社会の実現」でありそれを実現する為の小目標の中に「運動習慣者の増加」というものがある。この運動習慣者の増加には子どもの頃からの運動習慣形成が重要であるが、スポーツ庁が毎年行っている全国体力・運動能力、運動習慣等調査の令和5年度報告書³⁾を見てみると新型コロナウイルス感染症流行により小・中学生の男女ともに1週間の総運動時間の減少傾向が続いている。

*帝京大学医療技術学部柔道整復学科助教

1) 日本ユニセフ協会 HP, SDGs ってなんだろう？

2) 厚生労働省 HP, 健康日本21(第三次)について

3) スポーツ庁 HP, 令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果 調査結果の総括

日本国民の運動習慣を形成していくには、国民全員が健康の為の運動の重要性を認識することが必要であり、行政が行う健康づくりの為の講座・教室等の健康教育活動はその一助となっており、医療関係職種や運動指導者がその活動に賛助することは使命の一つである。

今回、子どもの運動習慣向上を目的として栃木県教育委員会事務局生涯学習課が行っている事業である「とちぎ子どもの未来創造大学」内で小中学生並びにその保護者を対象に2種類の講座を行った。内容としては、1つ目が運動を好きになってもらうきっかけとして「体の効率的な動かし方」について、2つ目が運動中のケガをきっかけに運動習慣を喪失しないように、運動中に発生する頻度が最も高い怪我の1つである「足関節捻挫について初期処置の重要性、後遺症の怖さ」についてである。講座終了の際にそれぞれの講座への参加理由や興味がある健康教育分野についてアンケートを行った。アンケートの結果より市民が健康教育分野のこういった内容に興味を持っているかを調査し、こういったタイトルや内容で健康教育講座を行えば、健康教育のきっかけとして参加者の増加が望めるか考察を行ったので、今回その結果を報告する。

2. とちぎ子どもの未来創造大学

2.1. とちぎ子どもの未来創造大学とは

とちぎ子どもの未来創造大学とは子どもたちの学力向上の基礎づくりの為に、学校における学習に加えて、学ぶ意欲を高め主体的に学習に取り組む姿勢を育むことをねらいとして、県内

の高等教育機関、民間企業等と連携しながら、子どもたちに「本物」に触れる学習機会を提供するものである⁴⁾。このイベントは栃木県教育委員会生涯学習課が主催しており帝京大学宇都宮キャンパスもこの事業に協力をしている。内容としては理系4コース・文系3コース・学び方1コースの計8コースが用意されており約130講座が実施されている。コースの詳細としては「宇宙・天文コース」「科学・実験コース」「生物・医学コース」「ロボット・ものづくりコース」「文学・芸術コース」「歴史・考古学コース」「地理・社会コース」「学び方コース」となる⁵⁾。対象は栃木県内在住もしくは通学している小学4年生～中学3年生であり、基本的に無料（材料費等が別途かかる場合あり）⁶⁾で参加することが可能である。

2.2. 実施した講座内容の詳細

著者は令和6年度に初めてこのイベントに協力を行い、2つの内容で3回講座を実施した。⁷⁾講座1つ目は「運動のセンスは鍛えられる？体を上手に使えるようになろう！！」というタイトルで2024年8月20日に帝京大学宇都宮キャンパス⁸⁾で行った。この講座の目的としては、スポーツの効率的な上達の為には正しい体の使い方が重要であるということと、誤った体の使い方をしているとスポーツ障害のリスク増加等に繋がることを伝えることにある。内容としては3つの項目について説明→体験という順番で行った。実施は著者1名で行い、資料の配布は行わなかった。1つ目は股関節の使い方に関する内容でストレッチをして股関節の可動域を広げた後だと力を出しやすいというものである。

4) とちぎ子どもの未来創造大学 HP、栃木県教育委員会事務局生涯学習課

5) 著者は「生物・医学コース」で実施した。

6) 帝京大学においては基本的に材料費についても大学側が負担している。

7) 帝京大学宇都宮キャンパスでは高大連携より前年度の2月頃に実施依頼が来る。

8) 〒320-8551 栃木県宇都宮市豊郷台1丁目1

実際にストレッチする前後で力の出しやすさを体験してもらう形で行った。2つ目は歩行や階段を上る際に膝ではなく股関節を使えるように踏み台を用いた体の使い方についての教授を行った。目的としては股関節の筋肉が使えておらず膝ばかり使っている人が多く、膝周りのスポーツ障害の発生につながっている為、股関節の筋肉を意識して使えるようにするものである。3つ目は姿勢が悪いと重心が安定せず、力も発揮しづらいので良い姿勢を手に入れようというものである。軸の通った良い姿勢だと力が入りやすく、不良姿勢だと力が入りづらいというのを体験してもらった後、良い姿勢になるコツ、良い姿勢を持続するコツを伝えて体験してもらった。

講座2つ目は「捻挫をした時、どうすればいいの？テーピングや包帯を体験してみよう！！」というタイトルで2024年8月21日に帝京大学宇都宮キャンパスと、2024年8月26日に真岡市 Auto Mirai 真岡公民館⁹⁾でそれぞれ1回ずつ行った。8月21日は著者と帝京大学医療技術学部柔道整復学科4年生2名、2年生1名の計4名で行った。8月26日は著者と2年生2名の計3名で実施した。実施内容は最初に座学を行い、足関節の捻挫についての概略、頻度、隠れた骨折の可能性、後遺症の怖さについて説明を行った。その後に自分で出来る応急処置としてアイシングのやり方、包帯及びテーピングを用いた固定のやり方を実技形式で行った。

参加者数は、8月20日は10名（学生5名、保護者5名）、8月21日は32名（学生17名、保護者15名）、8月26日は21名（学生12名、保護者9名）だった。

3. アンケート

3.1. 実施したアンケートの内容

アンケートは学生と保護者に分けて無記名かつ任意で行った。内容は0から10の11段階評価の満足度評価と記述式で参加した講座の申し込み理由と感想、良かった点と改善点、今後参加してみたい健康・運動分野の講座についてアンケート¹⁰⁾を行った。アンケート用紙の回収率は100%だったが、記述式の設問単位では未記入の部分も存在した。

3.2.1. アンケートの結果 満足度

満足度の結果は8月20日では、学生8.2点（ ± 0.98 ）、保護者7.4点（ ± 0.49 ）、8月21日は学生9.8点（ ± 0.4 ）、保護者9.35点（ ± 1.08 ）、8月26日は学生9.75点（ ± 0.43 ）、保護者10点（ ± 0 ）というものであった。

3.2.2. アンケート結果 申し込み理由

申し込み理由の結果は文末に表A-1からA-3として掲示した。それぞれ日程ごとに保護者と子どもに分けて記載した。句読点や漢字ひらがなについては記載された本文のまま入力を行った。内容としてはなんとなくといった漠然としたものから具体的に競技に活かしたいといったものまで様々であった。子どもに関しては保護者等の勧めによる参加が多い印象を受けた。

3.2.3. アンケート結果 感想

感想については保護者・子ども共に実技が多くて良かったというものが多かった。また、保護者に関しては捻挫を甘く見ていたというものや今日の知識を子どもに伝えられる機会となっ

9) 〒321-4305 栃木県真岡市荒町1201

10) アンケート用紙については表Aとして末尾に掲載

て良かった等が見られた。

3.2.4. アンケート結果 良かった点・改善点

良かった点としては体験型の授業であり、実際に包帯やテーピングを用いたり、その場でストレッチを行うことができた点、学生助手がいた為サポートが手厚かった点、そして iPad で撮影したものをリアルタイムでスクリーンに投影した為、見やすかった等の意見が見られた。

改善点としては、もう少し長くやってほしいというものと、資料を配布しなかった8月20日に関しては資料配布の希望があった。

3.2.5. アンケート結果 今後受けてみたい講座

今後受けてみたい講座については表 B-1 に掲示した。保護者に関しては大人向けの講座の希望であったり、他のケガの処置方法や体の鍛え方、ストレッチ等のケガ予防に関するものが見られた。子どもに関しては応急処置や体のきたえ方等があった一方、競技技術の修得やスポーツの内容等のこちらの意図する健康教育以外の回答も見られた。

3.3. アンケート結果の考察

3.3.1. アンケート結果の考察 満足度より

満足度のアンケート結果に関しては、1 回目の講座のみ若干ではあるが低くて、2・3 回目の結果に大きな差は見られなかった。1 回目に関しては資料配布が無かったのも影響していると考えられるが、自分の身体だけで行うと達成感等を感じづらく、包帯やテーピングを用いた2・3 回目と違い、保護者は見ていただけという形式だったのも満足度の低下につながったと考えられる。逆に2・3 回目は学生と保護者が一緒に実践形式で行えた為、1 回目に比べて保護者の満足度が高かったと思われる。また、同じ内容を違う会場で行った2・3 回目の満足度に大きな差がない為、実施会場によって満足度

に大きな差は生じないと考えられる。

3.3.2. アンケート結果の考察 申込理由より

子ども自身が興味を持ち申し込んだケースもあったが、保護者が子どもに体験してほしいという、保護者の意志による申し込みも多い為、今後健康教育分野の講座を行う際は、保護者が子どもに受けさせたい内容を意識して講座のタイトルをつけると、参加者が増えることが考えられる。また、部活等のスポーツ経験から参加を希望しているものも多い為、子どもも参加する講座ではスポーツを意識したタイトルをつけることが効果的であると思われる。

3.3.3. アンケート結果の考察 感想・良かった点・改善点より

学生助手がいた2・3 回目のアンケートにサポート人員がいた為理解しやすかったという意見が多かった為、体験型の講座の場合は学生助手等のサポート人員を用意した方が、満足度が高まると思われる。他には、今回の講座は子ども向けのイベントであったが、保護者からは大人向けの講座もやってほしいという感想が複数見られた。保護者年代の健康教育分野の講座の需要もあると思われる。

3.3.4. アンケート結果の考察 今後受けてみたい講座より

保護者・子どもの結果を見ると共に、他の部位のテーピング等、今回行った内容の発展形であったり、ストレッチ、ケガの予防等の外傷予防・外傷後の処置・体づくり等の分野の需要が見込まれる。あまり専門的な内容よりも一般の方の身近な内容をタイトルに入れた方が受講者増加につながると考えられる。

4. まとめ

今回、とちぎ子どもの未来創造大学で3回講座を行い、その中でアンケートを実施した所、健康教育分野の市民向けの講座は需要があると思われる。また、参加者が実践するスタイルが好評であり、その為には複数の学生助手等のサポート人員が必要である。今回のイベントは小学生から中学生向けのイベントであり、保護者はあくまで付き添いという立場であるが、保護者世代である青壮年向けの健康教育分野の市民向け講座も需要があることが分かった。栃木県の各市町村が行っている健康教育分野の市民向け講座を見てみると、子育てに絡めたものが多く、青壮年自身に向けた内容はあまりなく、高齢者向けには多くの講座がある現状がある。今後、予防という観点で考えると、高齢者向けだけではなく青壮年の年代向けの健康関連の講座が増えていくことが望ましい。しかし、逆に青壮年代の健康への意識が高齢者に比べて低く、青壮年向けの講座を実施しても出席者が少ない為、その年代向けのイベントが結果的に少ないということも考えられるため、その点については今後調査を行って行きたい。

市民の健康向上に向けた健康教育分野の市民向けの講座を行う場合、参加者に健康に関する意識の向上をしてもらう為にはまず、興味を持ちやすく参加意欲を掻き立てるような内容・タ

イトルで行うことが効果的ではないかと思われる。その中で継続的に健康分野の勉強を続けようと思わせられるような内容を定めることにより、参加者の健康意識の向上が図ることが出来れば、地域住民への健康教育分野の講座の意義が増すと考えらえる。

今後も地域住民が興味を持つ様な工夫した内容・タイトルで市民向け講座を行い、健康意識の向上を図るきっかけ作りとなる活動を継続していきたい。

参考文献

- 日本ユニセフ協会 HP「SDGs ってなんだろう？」
<https://www.unicef.or.jp/kodomo/sdgs/about/>
(参照日：2024年11月1日)
- 厚生労働省「健康日本21(第三次)について」
<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kaigi/attach/pdf/230906-17.pdf> (参照日：2024年11月1日)
- スポーツ庁 HP「令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果 調査結果の総括」
https://www.mext.go.jp/sports/content/20231218-spt_sseisaku02-000032954_202.pdf (参照日：2024年11月1日)
- とちぎ子どもの未来創造大学 HP (栃木県教育委員会事務局生涯学習課) <https://www.tochigi-edu.ed.jp/rainbow-net/kodomo-daigaku>
(参照日：2024年11月1日)

表 A 使用したアンケート用紙

とちぎ子どもの未来創造大学 終了時アンケート 1. 本日の内容の満足度に当てはまる数字に○をつけてください。 非常に満足 非常に不満 10 ・ 9 ・ 8 ・ 7 ・ 6 ・ 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 2. 今日の講座を申し込んだ理由を教えてください。 3. 今日の講座の感想を教えてください。 4. 今日の講座で良かった点・改善した方がよい点があれば教えてください。 5. 今後、健康・運動等の分野で開講してほしい・興味がある内容があれば教えてください。	
--	--

表 B-1 アンケート結果「申込理由」

8月20日「運動のセンスは鍛えられる？体を上手に使えるようになろう！！」

保護者

1. 子供の体づくりに興味があった
2. もっとスポーツを楽しめるようになるため
3. なんとなく面白そうと。
4. 身体の筋肉を上手くスポーツに生かしてないと思ったので。
5. スポーツの部活に入った子供が、効率的に体を使えるようになるかと思った。

子供

1. 運動をすることは好きだけどこれが本当にあっているのか、使い方を知らなかったから。
2. クライミングをやるにあたって、体を上手くつかえるようになりたかったから
3. 私は運動神経が悪いので何か改善策があればと思い申し込みました。
4. スポーツをやっているからどのようにしたら上手に体を使えるか気になったから
5. 姿勢をよく出来たらいいと思ったから。もっと運動が楽しく簡単にできればいいと思ったから。

表 B-2 アンケート結果「申込理由」

8月21日「捻挫をした時、どうすればいいの？ テーピングや包帯を体験してみよう！！」

保護者

1. 怪我をした時少しでも役立てばと思い
2. 自分が捻挫をした際テーピングしてもらいひどくならずに済んだ経験があり、子供にも知ってほしかったため。
3. 子供がいつか怪我した時の為に知っておきたかったそうです。
個人的にはドラックストア勤務時に学習したことを再確認したかった為
3. 子供自身が興味をもったため
4. 兄・妹と一緒に参加できる内容でした。
5. 子供が自分で痛めたときの応急処置ができるようになるかと思ったので。
6. 娘がバレーボールの部活でねんざをした事があってテーピングの仕方を知りたかったの。
7. 部活でバレーボールをやっていて、テーピングや応急処置等に興味があったの。
8. 子供がサッカーをしていてケガをすることが増えたので興味を持ちました。
9. 娘がテーピングや包帯を巻いてみたいという興味があって。私も巻き方を知りたいと思って申し込みました。
10. 包帯を巻けるようになってほしかったの。
11. 友達からすすめられた。ソフトバレーボールをやっているの、ケガをした時にテーピング、アイシングができるようになったから。
12. 子供がサッカー、長男がバスケットをしていて、テーピングや包帯、アイシングの初期治療を学びたかったの。
13. 子供がサッカーをしているので、テーピングの巻き方など知りたかった
14. 子供が興味を持ったから

子供

1. 友達にさそわれて、面白そうだったから。
2. その経験が活かしたいから。
3. バレーボールでねんざしたときに、どうしたいおうをしりたいか知りたかったから。ゆうじんにすすめられたから。
4. 友人にすすめられた。部活をやっていて、けがをしてしまったときにじぶんでしよちできるように。
5. 部活でけがしたときにたいおうできたらいいなと思った。
6. サッカーをしてけがしたときにすぐ治せるようにするため。
7. 母にすすめられてすごおもしろそうだったから
8. 楽しそうだったから
9. 自分がきょうみをもったから
10. 自分が興味をもったから
11. ママが申しこんだから
12. サッカーをしていてけがしたときに自分でしよちできるようにしたいと思ったからです。
13. ほうたいやテーピングを足や手などにまいてみたいと思ったからです。
14. 包帯についておもしろそうだなと思ったから
15. バスケットでけがをしたときのため！
16. いつかけがした時に対応できるように
17. しょう来、医りょう系に進みた、興味があったから。

表 B-3 アンケート結果「申込理由」

8月26日「捻挫をした時、どうすればいいの？ テーピングや包帯を体験してみよう！！」

保護者

1. 子どもが、テーピングを足にまいている時があったので、きちんとしたやり方を知った上で、やってみるのが良いと思っていた時に、この講座を見つけたので、申し込みました。
2. 日常で役立ちそうだったのと娘が強く受講を希望したからです。
3. 親子ともにスポーツに取り組んでおり、足を負傷することがあるため対処法を学べればと思い申込みしました。
4. 応急処置の仕方を学びたかったからです
5. ねんざをした時にどうしたらよいか、全く知らなかったので学びたいと思ったからです。
6. 子どもがスポーツをしている背景から、本人がやってみたいと意思を示したから
7. 小6の娘含め家族が剣道を習っています。
足首のケガが多いので少しでも正しい治療法予防法を身につけておくことができればと思いました。
8. 息子がベルテス病で左右のバランスが悪く、よくコケるので、いざという時のため
9. 以前、ケガをしてつらい思いをしたため

子供

1. テーピングのまきかたをしりたかったから。
2. 家の人にすすめられたから
3. 1度、足首のじんたいを3本中2本切ってしまったので、再発防止のために、巻き方を知りたかったから。
4. 自分がケガのことについてきょう味をもっていてテーピングや包帯のしかたについて学びたかったからです。
5. テーピングのまき方を知りたいと思ったからです。
6. もし捻挫をしてしまったときの応急処置のやり方を知りたかったから。
7. 家の人が面白そうだったから。
8. ねんざをしたらどうすればいいのかを知らなかったから。
9. 親がもうしこんでくれました
10. ねんざなどをしてしまったときのおうきゅうしよちのしかたをしりたかったから
11. 家の人に「剣道習ってるから、正しいテーピングの仕方知っておきなよ」とすすめられたから。
12. よく足がいたくなるから。

表 C-1 アンケート結果「今後受けてみたい講座」

8月20日「運動のセンスは鍛えられる？体を上手に使えるようになろう！！」

保護者

1. 体幹に関すること、生活の中で取り入れやすいトレーニングがあれば知りたい
2. こうするとボールが速くまで投げられる より速く走れる よりジャンプできるとか
3. クライミングをしているので、ケガ予防のストレッチ、テーピングの巻き方、食事、水分の摂り方などの講義もあったらうれしい。
4. 腰や膝が痛くなった時でもできる運動はどんなものがあるのか 腰を痛めない腹筋の鍛え方。

子供

1. 筋トレのしかた。
2. 体操のわざなどをどのようにしたら上手にできるなど。側方倒立回転やロンダート

8月21日「捻挫をした時、どうすればいいの？ テーピングや包帯を体験してみよう！！」

保護者

1. 体幹をきたえるための方法 初級、中級など、レベルアップの講座”
2. マッサージのこつなど
3. ケガをしにくい体のつくり方
4. 子供の運動後のからだのほぐし方やストレッチ
5. ストレッチやトレーニングについて
6. ねんざの後、不安定性が残って、加わると共に変形性関節症などにならない方法があれば教えてほしい
7. 大人向けにも開講してほしいです。
8. 突き指した時のテーピングのやり方を教えてほしいなっていました。
9. スポーツテストを行うような講義 サッカー講座
10. ストレッチの方法
11. 骨盤矯正

子供

1. ゆびのテーピングのまき方を教えてほしい
2. なぜ病気になるのか。
3. 心臓マッサージのやり方
4. ねんざの事だけではなく、骨折や鼻血などの応急処置についてもやってみたいと思いました。
5. 体をうまく使うやり方など

8月26日「捻挫をした時、どうすればいいの？ テーピングや包帯を体験してみよう！！」

保護者

1. 捻挫の予防のことを知りたくまりました。
2. 捻挫以外にも、膝やアキレス腱が痛くなることも多いので、その箇所のテーピングも知りたいです 怪我をしにくい運動方法や体のきたえ方にも興味があります。
3. ニュースポーツいろいろ
4. 今回、足首に焦点を当てていたで、次回、肘や肩など部位ごとのシリーズ化があると面白い
5. 歩き方、体幹のきたえ方にて転倒予防など知りたいです(体を上手に使いたいので…)
6. 別の部分の処置の方法
7. ケガ予防のためのストレッチに興味があります

子供

1. あまりねんざをしないようにしたい。
2. 筋トレのしかた、ストレッチのしかた
3. 他のケガのおう急しよちの仕方
4. ねんざのまき方がいにも教えてほしいです。
5. 世界のスポーツいろいろ
6. うんどうしんけいをよくするほうほう

書評

玉真之介『日本農業5.0 次の進化は始まっている』 筑波書房、2022年

林 田 朋 幸*

本書は、日本農業がいかにして時代の変化に適応・進化してきたかについて、特に「イエとムラ」に注目して、江戸時代から現代さらには未来までの日本農業を1.0から5.0に区分し論じた構成となっている。本書は日本農業史に分類されると思われるが、多分野にわたる研究者を読者の対象としていると予想される。また、本書が対象とする時代区分は近世・近代・現代さらには未来ときわめて長期間にわたる。さらに、あとがきで「研究者はもちろんのこと、もう少し幅広い読者も想定」(p.124) したと述べられており、大学生をはじめとした農業分野の初学者も読者として想定されている。以上より、日本農業に関心を持つ非常に幅広い読者層にとって示唆に富んだ1冊といえる。

序章「進化する日本農業——プロローグ」では、日本農業の特質は江戸後期に成立した「イエとムラ」にあり、基層構造として現在も生き続けていると指摘している。そして江戸後期に「イエとムラ」という特質を獲得した時代を日本農業1.0、明治以降の自由貿易と人口急増の時代を2.0、総力戦体制および米ソ冷戦の時代を3.0、1990年代以降のグローバリズムと少子高齢化の時代を4.0、次に期待される進化を5.0とそれぞれ位置付けている。そして、令和を脱

グローバルの時代としそして諸地域の富を追求する地富論の時代にすべきであると提起し、近年の企業工場の国内回帰の動きや Society5.0やSDGs が日本農業5.0への進化を後押しすると展望している。

第1章「日本農業の本質」では、渡辺兵力や「新しい歴史学」の議論を踏まえ、兼業＝諸稼ぎという考え方が日本農業の本質であると提起している。そしてアグロエコロジー（農業生態学）に立脚した国連の「家族農業の10年」が小規模・家族農業を重視していると述べ、兼業農家もイエの本来的なあり方であると位置付けている。

第2章「日本農業1.0——原型の成立」では、現在と同様の不況・デフレ・人口減少の時代が「イエとムラ」という関係が成立した江戸後期であったにも存在したと指摘し、人口の変化という観点から「イエとムラ」を捉えることの重要性を指摘している。江戸後期の低成長下における経済・自然環境に適応する過程において「イエとムラ」の存続を最大の価値規範とする基本的性格を獲得していった日本農業1.0は、地域農業と農家にとって生き残り戦略の結果であったと指摘している。そして、江戸後期における日本農業1.0の成立とは農家（イエ）という農

*帝京大学経済学部地域経済学科講師

村の生活単位の成立と言い換えることができ兼業農家も多数含まれること、そしてまたイエを構成員に行政や近隣に相対しかつ共助の組織でもあるムラと一体のものであったことを提起している。

第3章「日本農業2.0——自由主義経済の時代」では、日本農業2.0は明治維新後の開放経済体制の下で本格的な市場経済と産業化が進展する時代であり、人口急増の時代に「イエとムラ」が自由主義経済に少しずつ適応していったと指摘している。そして、「イエとムラ」という日本農業の型ができあがっていたからこそ版籍奉還や地租改正が実現可能であったこと、地租改正が自作農の没落や主権国家としての仲間入りをもたらしたことを指摘している。また、町村制によりムラが大字や字となり町村を構成する下位集団となった中でも町村行政機構の末端として存在感を示すようになったのが、明治の変革後の自由主義経済に適応した「イエとムラ」であったことを提起している。

第4章「日本農業3.0——総力戦体制と冷戦の時代」では、日本農業3.0が1937年に日中戦争が始まり本格的な総力戦体制へと向かう時代であると提起している。日本農業2.0に欠けていたイエ（農家）の市場経済に対する地域的・組織的な対応という課題に対して、「イエとムラ」を基盤に食糧管理制度と農学会で確立された体制が日本農業3.0の中核だったのでであると述べ、農地改革は「イエとムラ」という伝統的な秩序に依拠して実施されたものであったと指摘している。また、戦後の日本農業3.0を支えていた重要な要素として兼業化が挙げられること、減反政策などで「イエとムラ」が本領を発揮したことを指摘している。さらに、戦時中にできた食糧管理制度を中心とする農政を否定し新自由主義的な政策推進を支持した1940年体制論の影響により、規制緩和・市場競争最優先の新自由主義的なものへ転換され、日本農業3.0

を支えてきた制度的枠組みが壊れたと指摘している。

第5章「日本農業4.0——グローバリズムの時代」では、1980年代後半から日本農業が食味などの品質で対抗する地域ブランド戦略へ転換したことについて、日本農業4.0への進化を目指す適応戦略のひとつであったと提起している。平成の時代が地方の雇用を犠牲にしたグローバリゼーションの時代であった一方で、農村における注目すべき事例として都市育ちの若者を中心とした田園回帰の動きを挙げている。そして、集落営農の展開や地域ブランド産地づくりについて、「イエとムラ」がグローバリズムの時代に適応して進化した日本農業4.0のひとつの姿であったと提起している。

第6章「日本農業5.0の可能性——脱グローバリズムの時代」では、新型コロナウイルス感染症の蔓延などを背景として脱グローバリズムの動きが強まっていると指摘したうえで、今後は地富論の時代や田園回帰の流れに向かうと展望している。また、近年の製造業の国内回帰の事例から、今後地域に雇用機会が増えることで後継ぎ世代が地元就職し世代交代期に帰農する構造的兼業型が復活することにより、日本農業5.0への進化が確かなものになると展望している。さらに、Society 5.0について日本農業を5.0へ進化させる力になり得ること、SDGsにおいて農林漁業の多面的機能の達成には「イエとムラ」を基盤とした地域一体の取組が必要であることを提起している。そして、日本農業5.0に展開するために重要な点として、農村が田園回帰する若者や農業と別の仕事を組み合わせた半農半Xを積極的に受け入れることを挙げている。最後に、今後の農政理念は食料の安定供給と農地・国土の保全という安全保障が重要になると述べ、日本農業5.0への進化による地富論が国の安全保障にとっても最重要な課題であると提起している。

補章「なぜ、いま小農なのか——脱グローバルizm、安全保障最優先の時代に再び」では、国連が2014年を国際家族農業年と位置付けたことなどを事例として、国連が世界の農と食をめぐって小農あるいは家族農業を重視する動きがあることを挙げている。また、小農が多様性・地域性・歴史性をその本質としていることを挙げ、小農の日本的個性として江戸時代に構造化された「イエとムラ」のシステムを挙げている。そして、家族農業に基づく小農的農業という日本農業の本質を理解することで、国と地方が連携してそれぞれの地域性と歴史性を踏まえて保存しつつ改革し、地域政策を充実させることが今後重要と展望している。

評者が本書から特に学びを得た点は、著者自身の専門分野から広範囲にわたる文献・資料を対象として分析する研究姿勢である。本書は日本農業史における農地制度や家族制度などの膨大な先行研究を整理し、主に「イエとムラ」に関する著者の研究上の立場から日本農業を論じている。また本書が対象とする事例は、例えば江戸後期の出生率の抑制、地租改正、食管制度、GATT ウルグアイ・ラウンド、田園回帰、国際家族農業年、SDGs と、時代が多岐にわたる。さらに Society5.0や令和の製造業国内回帰といった、日本農業史では積極的に取り扱われづらいと思われる事例についても研究対象としており、そのうえテレビや YouTube から得た知見についても本書では言及されている。しかも各章の基となった論文が発表されたのは、いず

れも著者が前任校を定年退職し現職となった2019年以降である。あとがきから、本書の構想や執筆は2021年以降に取り組まれた近年の研究成果であると思われる。

本書の多様な文献・資料を基にした研究成果は、著者の長年の研究活動の結果であると同時に、著者が現在に至るまで長年にわたり時代区分・分野を横断的に分析して新たな論点を提示しようとする意欲的な研究姿勢によると思われる。この研究姿勢は、評者を含む様々な専門分野・世代の研究者にとって高い目標となり得るであろう。

また日本の農業や農村のイメージを捉え直すうえで、特に大学生をはじめとする農業分野の初学者にとって本書は良い契機になると思われる。本書で重要な概念として使用される「イエとムラ」は現代の日常生活において意識されることが少なくなっており、注目される場合でも否定的な文脈であることが少なくない。また、農業は専業が基本というイメージを持つ初学者が多いと思われる。そのため、日本農業が時代の変化に適応・進化するうえで「イエとムラ」が現在に至るまで長年にわたり重要な役割を果たしてきたことや、日本農業において兼業農家の重要性を主張する本書は、日本の農業や農村のイメージを捉え直しかつ関心を高める機会を初学者に与える可能性がある。

以上より、本書を通して読者が立場・世代を問わず多くの学びを得ることが期待される。

❖❖ 地域活性化研究センター記事 ❖❖

帝京大学地域活性化センターは、本学経済学部地域経済学科及び大学院経済学研究科地域経済政策学専攻の教育研究活動と密接に関連している。そこで、上記の学科・専攻に関する事項を記事として掲載する。

2024年度地域経済政策研究会

日時：2025年2月7日（金）13時20分～16時

場所：地域棟201教室

報告者と報告タイトル

塩田智明「国政選挙における地域代表の確保」

増田聡「まちづくり・地域政策と震災復興：研究と実践を振り返って」

山川充夫「原発災害避難指示区域の解除と住民生活関連企業の存立」

五艘みどり「教育における AI 利用の紹介」
玉真之介・大平佳男「事前事後学習の増加に向けた取組の紹介」

大学院経済学研究科地域政策学専攻修士論文

LIAN MIAO「中国と日本の経済金融化と地域格差問題－既往研究に対するナラティブレビューとシステムティックレビュー－」、指導教員：玉真之介教授

経済学部地域経済学科2024年度卒業論文

長谷川拓真「栃木市の各地域における課題とその解決策の考察」、指導教員：内貴滋教授

菊池悠利「宇都宮市の課題と解決策」、指導教員：内貴滋教授

稲見耀汰「地元真岡市の課題解決のために取り組みたい内容」、指導教員：内貴滋教授

寺内聖晴「地元である群馬県伊勢崎市の現状とそこから見える課題について」、指導教員：内貴滋教授

大出綺夏「道の駅を活用した地域振興」、指導教員：内貴滋教授

鈴木椋大「過疎化とどう向き合うか」、指導教員：内貴滋教授

齋藤一樹「言語的認識と社会関係——ウィトゲンシュタインと予測符号化理論の視点から」、指導教員：松尾浩一郎教授

五十嵐海「IT セキュリティーと集団的無知の関連」、指導教員：島裕教授

七野涼花「地域資源の情報発信とファンダム」、指導教員：島裕教授

金野あえり「栃木県における地域特性を考慮した防災教育の展開に関する研究－中学生を対象とした ICT による防災教育プログラムの検討－」、指導教員：坪井塑太郎教授

友部聖麗「ふるさと納税のこれから」、指導教員：溝口佳宏准教授

篠原航太「栃木県内の博物館における市民参画の現状と今後に向けて」、指導教員：五艘みどり准教授

畠夢星「ヤングケアラーの現状と介護環境の改善」、指導教員：五艘みどり准教授

田中陸斗「UEFA チャンピオンズリーグの新フォーマットが与える影響」、指導教員：五艘みどり准教授

栗野ルナ「日本のリユース業の現状を探る－若者の意識調査とともに」、指導教員：大平佳男准教授

鳩貝菜月「寿都町・神恵内村の事例から見る迷惑施設建設における対話と合意形成」、指導教員：大平佳男准教授

須藤直斗「フェミニズムの歴史的転換点からみる日本のジェンダー問題」、指導教員：宋宇准教授

松村啓佑「群馬県と栃木県の少子化対策の相違に関する考察」、指導教員：宋宇准教授

❖❖ 帝京大学地域活性化研究センター年報の編集・投稿に関する規程 ❖❖

(目 的)

第1条 この規程の目的は、帝京大学地域活性化研究センター設置規程第2条及び第3条に則って、『帝京大学地域活性化研究センター年報』（以下、年報と略記する）の編集と投稿に関する基本的事項を定めることにある。

(編集委員会)

第2条 編集委員会は、帝京大学地域活性化研究センターコアメンバーである教員によって構成する。編集委員長はセンター長が務める。センター長は、必要に応じて、帝京大学経済学部専任教員の中から編集委員を追加することができるものとする。

(著作権)

第3条 すべての著作権は帝京大学地域活性化研究センターに属する。

(原稿の種類・長さ・執筆要領)

第4条 原稿の種類は①地域活性化に関わる原著研究論文、②地域活性化に関わる実践報告・紹介等、③書評、④地域活性化研究センター記事・その他、とする。原稿種類に応じた長さと執筆要領については、別に定める。

(投稿権者)

第5条 年報に掲載する論文・報告・紹介等、書評の投稿権者は、帝京大学の専任教員及び地域活性化研究センター研究員とする。連名での論文・報告・記事の場合、少なくとも一人は帝京大学専任教員あるいは研究センター研究員でなければならない。編集

委員会は、研究センター設置規程第2条と第3条に則って、教員以外の帝京大学職員や学外者に論文・報告等の寄稿を依頼することができる。

(投稿の手続きと採否の決定)

第6条 投稿は、投稿申し込み書式に必要な事項を記入し、これと原稿とを電子データで編集委員会事務局に、別に定める期日までにe-mail添付ファイル等により行うこととする。原稿に添付する図が電子化できない場合、原稿本文のコピー・送付状とともに、郵便等の手段で地域活性化研究センター事務局に送付することとする。

2 投稿された原稿に不備や改善すべき点がある場合、編集委員会は投稿者に対して修正を要請することができる。

3 原稿の掲載受理は査読を経て編集委員会が決定する。

4 掲載受理が決定された原稿は著者に返却しない。ただし、オリジナルな図や写真の返却を投稿申し込みの際に求めた場合にはその限りでない。

(校 正)

第7条 著者校正は再校までとする。念校は編集委員会が行なう。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は研究センターコア会議の議を経て行なう。

付則 この規程は2023年4月1日から発効する。

❖❖ 執筆要領 ❖❖

1. 原稿の電子データ

WORD のデフォルト、即ち A4 用紙横書きで、1 行あたり全角40字×36行（1 ページ）で原稿を作成すること。

2. 文章表現・綴り等

原則として常用漢字・新字体・新仮名づかいを用いること。ただし、固有名詞や引用等の原典に則る場合にはこの限りでない。

3. 原稿のまとめ方

標題、著者名、所属名、目次、要旨、キーワード、本文、注、文献を1つのファイルにまとめること。図、表、写真は上のファイルの中に組み込んでもよいし、それぞれ別ファイルとしてもよい。図、表、写真を本文とは別ファイルにする場合、図や表の番号を付して本文中の装入場所に図1、表1などの文字を記し、その前後を各1行あけること。

書評と「その他記事」については目次、要旨、キーワードを付さない。

研究論文の場合、英語での標題、著者名、所属名、キーワード、英文要旨を1つのファイルで作成すること。

上記の原稿とは別に、投稿申し込み票の書式に必要事項を記入して送付すること。

4. 文字の字体と大きさ

和文については全角明朝体とし、アルファベットについては半角 Times New Roman とする。数字は2桁以上の場合に半角とするが、1桁の場合には全角とする。

論文標題	14ポイント
著者名	12ポイント
目次	10.5ポイント
要旨	10ポイント
キーワード	10.5ポイント
本文・注・文献	10.5ポイント

英文要旨の文字の大きさも上に準ずる。

5. 原稿の長さ

①原著研究論文：24,000字以内を目安とする。

②地域活性化に関わる実践報告・紹介等：12,000字以内を目安とする。

③書評：4000字以内を目安とする。

④研究センター記事・その他：2000字以内を目安とする。

和文要旨は400字以内を目安とする。

キーワードの語数は4以上、8以下を標準とする。

6. 章節項の構成

章は1、2、3などを用い、節は1.1、1.2、1.3などを、項は1.1.1、2.3.1などの形式とする。

7. 注

注番号には1)、2)などの片括弧を付する。本文中では上肩付きとする。

8. 文献

文献リストに掲載するものは、必ず本文または注記、または図・表などの出典に明示したものに限定すること。本文や注記などで文献に言及する場合には、著者の姓に西暦での刊行年を付し、必要に応じて参照ページも明記すること。例えば、佐藤（2015）、田中（2017: 51）、（鈴木2008: 21）の形式とする。

文献リストでの文献の書き方は、下記の例に倣うこと。また和文文献を先に掲載し、著者姓名のアイウエオ順で並べること。欧文文献はそのあとに著者姓名の a,b,c 順に並べること。同一著者の同一刊行年の文献については、刊行年の後に a,b,c 等を付して区別すること。

日本語文献の例

岩佐卓也（2012）「2004年プフォルツハイム

- 協定と IG メタル」、『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』第 6 巻第 1 号、pp.63-83。
- 岩本晃一 (2016) 「ドイツ経済を支える強い中小企業『ミッテルシュタンド (Mittelstand) 』」、独立行政法人経済産業研究所ホームページから入手可能。 <http://www.rieti.go.jp/users/iwamoto-koichi/serial/013.html> 2017年11月3日アクセス。
- 田中素香 (2016) 『ユーロ危機とギリシャ反乱』岩波書店。
- ドーア、R. (2001) 『日本型資本主義と市場主義の衝突―日・独対アングロサクソン―』(藤井真人訳) 東洋経済新報社。
- 中川秀一 (2018) 「農村の内発的発展の位相」、小田切徳美・橋口卓也 (編) 『内発的農村発展論―理論と実践―』農林統計出版、pp.23-41。
- 欧語文献の例
- Audretsch, David B. and Erik E. Lehmann (2016) *The Seven Secrets of Germany. Economic Resilience in an Era of Global Turbulence*. New York: Oxford University Press.
- Dustmann, Christian, Bernd Fitzenberger, Uta Schönberger and Alexandra Soitz-Oener (2014) From sickman of Europe to economic superstar: Germany's resurgent economy. In: *Journal of Economic Perspectives*. Vo.28, No.1, pp.167-188.
- Nelson, Richard (1988) Institutions supporting technical change in the United States. In: Dosi, Giovanni, Christopher Freeman, Richard Nelson, Gerald Silverberg and Luc Soete (eds.) *Technical Change and Economic Theory*. London and New York: Pinter Publishers, pp.312-329.
- Simon, Hermann (2010) Hidden Champion in the 21st Century. The Success Strategy of Unknown World Market Leaders. <https://www.deginvest.de/DEG-Englische-Dokumente/PDFs-Download-Center/Presentation-Herrmann-Simon.pdf> 2017年10月19日アクセス。

❖❖ 編集後記 ❖❖

前号から、このセンター年報は、紙媒体での公刊をやめ、デジタル媒体でのみの公刊となった。合わせて、本学附属図書館のリポジトリに収録されるようになっている。

第9号も「研究論文」4編、「報告」6編、「書評」1編を収録することができた。地域経済学科のみならず本センター研究員の研究・教育活動が盛んに進められていることの証として、たいへんに喜ばしい。改めて、関係する教員、研究員、職員のみなさまのご尽力に感謝するしだいである。

合わせて、本号の「研究センター記事」には、4年生18人の卒業論文のタイトルと指導教員が記載されている。この数は、ここ数年では最も多く、卒論に取り組む学生が増え、教員も積極的に卒論の指導にあたっている結果として、これもまた喜ばしいことである。

昨年末に実施されたゼミ合同発表会も、これまでの2年、3年の演習に加えて、新たに1年生、4年生にも門戸を開き、その結果、ポスター発表も含めて例年にない数の研究・学修成果の発表が行われた。コロナを明けて、ゼミやフィールドワークを中心とした本学科の活動が活発化している。

地域経済学科は、来年度で創立15周年を迎える。本センターも学科の教育・研究と一体になって、地域活性化に向けた活動に積極的に取り組みたいと考えている。

(編集委員長 玉真之介)

編集委員 玉真之介(委員長) 山口泰史 坪井塑太郎 大平佳男 林田朋幸

ISSN: 2759-7334

帝京大学地域活性化研究センター年報 第9巻 2025年

2025年3月31日発行

編集・発行 © 帝京大学地域活性化研究センター
〒320-8551 栃木県宇都宮市豊郷台1-1
帝京大学宇都宮キャンパス
電話 028-627-7106(直通)
Fax 028-627-7184
e-mail: rcrr@riko.teikyo-u.ac.jp
URL: <https://www.teikyo-u.ac.jp/affiliate/laboratory/rcrr/>

印刷所 やじま印刷株式会社
〒327-0003 栃木県佐野市大橋町1105
電話 0283-22-6428
Fax 0283-24-7247

Annals of Research Center for Regional Revitalization Teikyo University

2025

Vol. 9

◆ ARTICLES

Decommissioning Measures of Specific Nuclear Power Plants in Fukushima and Subcontracted Construction Industry in Futaba Region	Mitsuo YAMAKAWA	1
Has the aim of German policy of spatial planning been changed?	Kenji YAMAMOTO	26
The illusion of “land reform”—Farewell to Communism—.....	Shinnosuke TAMA	39
A Study on Regional Vulnerability of Flood and Earthquake Disasters In Case of Arakawa-River Downstream Area	Sotaro TSUBOI	54

◆ REPORTS

Song Seminar's activities in the 2024 Regional Economics Department's Collaboration —What is public services ?—	Hiroto TAKANO and Yu SONG and Ryosuke USUI	66
Towards the Realization of a Super Smart City in Utsunomiya —A Review of the Research Process for Policy Recommendations (2023)—	Hiroshi SHIMA and Shima Seminar	74
Japan's declining birthrate and its countermeasures: Misunderstandings, Priority Support for Multi-Child Households, and Persistent Self-Responsibility Theory	Yu SONG and Song(Sou) Seminar	81
A Field Survey on rice production in Koisago District, Nakagawa Town, Tochigi Prefecture, Japan	Tomoyuki HAYASHIDA and Hayashida Seminar	92
The efforts of the younger generation taking on challenges in Tochigi tourism industry —From interviews in Nasu town and Mashiko town—	Midori GOSO and Goso Seminar	98
Demand for Delivery Lectures in the Field of Health Education in Tochigi Prefecture —From a questionnaire conducted at Tochigi University for the Creation of Children's Future—	Fumihiro AZUMA	106

◆ BOOK REVIEW

Shinnosuke TAMA, “Japan Agriculture 5.0: The Next Evolution Has Begun,” Tsukuba Shobo, 2022	Tomoyuki HAYASHIDA	115
--	--------------------	---------------------

◆ MISCELLANEOUS NEWS		118
----------------------------	--	---------------------